

Export Administration Act (輸出管理法) 1979年改訂版¹

	Page
制定法の引用	1
第1節 略称	1
第2節 答申	1
第3節 政策宣言	2
第4節 総論	3
(a) 輸出許可の種類	3
(b) 規制リスト	4
(c) 外国の入手可能性	4
(d) 輸出の権利	4
(e) 権限の委任	4
(f) 一般への通知；企業との協議	5
(g) 料金	5
第5節 国家安全保障規制	5
(a) 権限	5
(b) 個々の国に対する政策	6
(c) 規制リスト	7
(d) 軍事重要技術	8
(e) 輸出許可	9
(f) 外国製品の入手可能性	10
(g) インデクセーション（指数化方式：性能レベルにスライドさせること）	13
(h) 技術諮問委員会	13
(i) 多国間輸出規制	15
(j) 特定の国家との通商協定	15
(k) 他国との交渉	15
(l) 規制される貨物又は技術の転用	16
(m) 規制部品及び部分品を含んでいる貨物	16
(n) 安全保障措置	16
(o) 記録保管	16
(p) 国家安全保障規制局	16
(q) 農産物の除外	16

¹ 本法律は、1994年8月20日に失効し、Pub. L. 106-508 (2000年11月13日)により再認可された。失効の間において、大統領令12924 (1994年8月19日)に基づいて宣言され、大統領による年次通告によって延長された国家の緊急事態が、輸出管理規則の規定を効力あるものとして継続させた。本法律は、再度、2001年8月20日に失効し、大統領は、2001年8月17日の大統領令13222 (66 Fed. Reg. 44025 (August 22, 2001))により、国際緊急事態経済権限法に基づいて、この規則を効力あるものとして継続させた。

	Page
第6節 外交政策規制	17
(a) 権限	17
(b) 基準	17
(c) 産業界との協議	18
(d) 他国との協議	18
(e) 代替手段	18
(f) 議会との協議	18
(g) 医薬品及び医療用品並びに特定の食料品の輸出の除外	19
(h) 外国製品の入手可能性	19
(i) 国際的な義務	20
(j) 国際テロ支援国	20
(k) 他国との交渉	20
(l) ミサイル技術	21
(m) 化学生物兵器	22
(n) 犯罪規制手段	22
(o) 規制リスト	23
(p) 既存の契約及び輸出許可の効果	23
(q) 特定の規制の延長	23
(r) 規制を課す拡大された権限	23
(s) スペアパーツ	24
第7節 不足物資規制	24
(a) 権限	24
(b) 監視	24
(c) 監視又は規制の請願	25
(d) 国内で生産された原油	26
(e) 精製石油製品	27
(f) 特定の石油製品	27
(g) 農産物	27
(h) バーター協定	29
(i) 未加工の米杉	29
(j) 既存の契約に対する規制の効力	30
(k) 米国の軍の施設で使用するための石油の輸出	30
第8節 外国のボイコット	30
(a) 禁止事項及び除外条項	30
(b) 外交政策規制	32
(c) 優先	32
第9節 輸出規制の困難さを救済する手続き	32
(a) 請願書の提出	32
(b) 商務長官の決定	32
(c) 考慮されるべきファクター	32

	Page
第10節 輸出許可申請書を処理するための手続き；他への照会	33
(a) 商務長官の主たる責務	33
(b) 初期スクリーニング	33
(c) 特定の申請書に対する措置	33
(d) 他の省庁及び機関への照会	34
(e) 他の省庁及び機関による措置	34
(f) 商務長官による措置	34
(g) 国防長官の特別な手続き	35
(h) 多国間規制	36
(i) 記録	36
(j) 上訴及び法廷訴訟	36
(k) 申請書についての要求事項の変更	36
(l) その他の問合せ	37
(m) 中小企業への援助	37
(n) 輸出許可申請の報告	37
(o) 調整委員会加盟国への輸出	38
第11節 違反	38
(a) 序論	38
(b) 故意の違反	38
(c) 民事罰；行政制裁	39
(d) 罰金の支払い	39
(e) 償還	40
(f) 罰金の回復の措置	40
(g) 財産利益及び収益の没収	40
(h) 前科	40
(i) その他の権限	40
第11A節 多国間輸出規制違反	41
(a) 大統領による裁定	41
(b) 制裁	41
(c) 例外	41
(d) 除外	41
(e) 定義	42
(f) 制裁の後の是正	42
(g) 議会への報告	42
(h) 自由裁量での制裁発動	42
(i) 規制国への軍事重要技術の転換に対する補償	43
(j) 大統領によるその他の措置	43
(k) 特定の違反による損害賠償金	43
(l) 定義	43
第11B節 ミサイル拡散規制違反	43
(a) 米国人による違反	43
(b) 外国人によるミサイル関連設備又は技術の移転	44
(c) 定義	45
第11C節 生物化学兵器拡散制裁	46
(a) 制裁発動	46
(b) 管轄する外国政府との協議及び当該政府による措置	46
(c) 制裁	47
(d) 制裁の終了	47
(e) 権利放棄	47
(f) 外国人の定義	48

	Page
第12節 執行	48
(a) 一般的な権限	48
(b) 免責	49
(c) 機密性	49
(d) 報告要求事項	50
(e) 規則の平易化	50
第13節 行政訴訟手続き及び司法審査	50
(a) 除外	50
(b) 一般の参加	51
(c) 民事罰及び制裁に関する手続き	51
(d) 一時的な拒絶命令の発動	51
(e) 輸出許可の拒絶の上訴	52
第14節 年次報告	52
(a) 内容	52
(b) 特定の輸出規制の報告	53
(c) 交渉についての報告	53
(d) 規制国への輸出の報告	53
(e) 規制国への輸出の国内経済への影響の報告	53
(f) 大統領の年次報告	53
第15節 行政権限及び規制権限	53
(a) 商務次官	53
(b) 規則の発行	54
(c) 規則の改訂	54
第16節 本法律で用いられる定義	54
第17節 他の法律への影響	55
(a) 概説	55
(b) 規制の調整	55
(c) 民間航空機の装備品	55
(d) 拡散防止規制	55
(e) 他の権限の終了	55
(f) 1970年制定の農業法	55
第18節 予算の認可	55
(a) 授權法の要求事項	55
(b) 認可	56
第19節 施行日	56
第20節 失効日	56
第21節 留保条項	56
(a) 概要	56
(b) 行政訴訟手続き	56

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

制定法の引用

1979年制定の輸出管理法（公法 96-72、93 Stat（法律全集）.503）、以下により改正が行なわれた：

- ・ 1980年制定の国際安全保障開発法（第111節）、公法 96-533
- ・ 1981年制定の輸出管理改正法、公法 97-145
- ・ 1979年制定の輸出管理法（期間延長）、公法 98-108
- ・ 1979年制定の輸出管理法（期間延長）、公法 98-207
- ・ 1979年制定の輸出管理法（期間延長）、公法 98-222
- ・ 1985年制定の輸出管理改正法、公法 99-64
- ・ 1986年制定の包括的外交安全保障・反テロリズム法、公法 99-399
- ・ 1986年制定の税制改革法（第2節）、公法 99-514
- ・ 1979年制定の輸出管理法（承認）、公法 99-633
- ・ 1988会計年度及び1989会計年度国防授權法、公法 100-180
- ・ 1988年制定の包括通商競争力法、公法 100-418
- ・ 1988年制定の米加自由貿易実施法、公法 100-449
- ・ 1989年制定の反テロ及び武器輸出改正法、公法 101-222
- ・ 1991会計年度国防授權法、公法 101-510
- ・ 多方面わたる外交問題（第三編 化学生物兵器の規制及び排除）、公法 102-182
- ・ 1979年制定の輸出管理法（期間延長）、公法 103-10
- ・ ロシア、ウクライナ及びその他の新たに独立した国との協力を改善するための新興民主主義改革、支援及び援助法、公法 103-199
- ・ 1994会計年度及び1995会計年度外交授權法、公法 103-236
- ・ 1979年制定の輸出管理法（期間延長）、公法 103-277
- ・ 法律におけるレファレンスを下院委員会及び役員に提供するための法律、公法 104-14
- ・ 1996年制定の会計検査院法（第128節）、公法 104-316
- ・ 1999年制定の統合予算・緊急補正予算法、公法 105-277
- ・ 2000年11月13日制定の公法 106-508。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

輸出を規制し、輸出規制の効率を向上させ、貿易に従事できることに伴う障害を最小化する権限を規定するための法律。召集された議会において米国上院及び下院により、以下の通り制定された、

第1節 略称

本法律は、“1979年制定の輸出管理法”として引用する場合がある。

第2節 答申

議会の答申は次の通りである：

- (1) 米国市民が国際通商に従事できることは、米国政策の基本的な関心事項である。
- (2) 輸出は、米国における雇用と生産を増大させること、並びに外国為替の収益とそれによる貿易収支に好ましい貢献をすることにより、米国経済の安寧と世界経済の安定に大きく貢献する。米国からの輸出制限は、特に米国により適用された制限が他国により課された制限よりも広範囲である場合、国際収支及び国内雇用に深刻な悪影響を持つ可能性がある。
- (3) 民間部門と連邦政府の双方が、米国の経済政策、安全保障政策及び外交政策の目的に整合をとって、輸出に対して高いプライオリティーを置くことは、米国の国益にとって重要である。
- (4) 国内外の特定の資材の入手可能性は異なるので、その結果、米国の輸出品の数量及び構成内容並びにこれらの輸入国における流通量が、その国の国内経済の繁栄に影響を及ぼす可能性があり、米国の外交政策の遂行に重要な意味を持つ可能性がある。
- (5) 個々の国又は複数の国家連合の軍事力に重大な貢献の原因となるか否かにかかわらずに貨物又は技術の

輸出を行なうことは、米国の国家安全保障に悪影響を及ぼす可能性がある。

- (6) 輸出規制政策があてにならない場合、米国のビジネス活動を妨げ、米国の貿易収支を改善するためのすべての企図を阻害するように作用する可能性がある。
- (7) 世界的な供給への利用の無分別な制限は、世界政治及び世界経済の不安定をひき起こし、国際自由貿易の妨げとなり、国家の成長と開発を妨げる可能性がある。
- (8) 国家安全保障の目的のために課せられる輸出規制の執行において、米国の国家安全保障を害するであろう国家又は複数の国家連合の軍事力に重大な貢献をする可能性がある技術（及び当該技術の移転に大きく貢献する貨物）の輸出を規制する必要性に特別な重点を置くことが重要である。
- (9) 農産物及び農業製品の輸出に対する制限を最小限にすることは、堅実な農業分野の維持、国際収支に対する積極的な貢献、農業支援計画に対する連邦支出水準の縮小、並びに栄養失調と世界的な飢餓をなくす活動における米国の協力に対して決定的な重要性を持っている。
- (10) 外交政策の目的のために課せられる輸出規制の執行は、米国内で使用することを禁止又は厳しく制限しており、かつ、もし輸出された場合、責任ある通商パートナーとしての米国の国際的な信望に影響を及ぼし得る人民の健康及び環境に有害な貨物及び物質の輸出を規制することの必要性に特別な重点を置くことが重要である。
- (11) 規制国が外国の供給元から貨物及び技術を手に入れることは、米国の基本的関心事項であって、可能な場合にはいつでも、交渉等の適切な手段を通して排除されなければならない。
- (12) 米国、米国の同盟国、又は米国と共通の戦略的な目的を共有している国々の、仮想敵国からのエネルギー等の重大な資源に過度に依存することは、それらのすべての国々の相互安全保障及び個別安全保障に対して有害となる可能性がある。

第3節 政策宣言

議会は以下の通り宣言をする：

- (1) 輸出規制政策の不確実性を最小化すること及び米国が外交又は通商関係を持つすべての国々との貿易を奨励することが米国の政策である（ただし、当該貿易が国益に反すると大統領により決定されている国々を除く）。
- (2) 米国経済への影響を充分考慮した後にのみ、かつ、以下の制限が必要な範囲においてのみ輸出規制を行使することが米国の政策である—
 - (A) 米国の国家安全保障に有害となることが立証される他国又は国家連合の軍事力に重大な貢献をもたらすことになる商品及び技術の輸出を制限すること；
 - (B) 米国の外交政策を意義あるものとして促進するため、或いは米国が宣言した国際的義務を果たすため、必要に応じて貨物及び技術の輸出を制限すること；並びに
 - (C) 不足物資の過度の枯渇から国内経済を守るため、及び外国需要の深刻なインフレの影響を少なくするために必要に応じて貨物の輸出を制限すること。
- (3) 以下の事項は、米国の政策である
 - (A) すべての国と協力して最大限可能な限り必要な規制を適用すること、及び
 - (B) 米国が防衛協定のコミットメント又は共通の戦略目的を持つすべての国々による一貫した輸出規制政策の遵守を促進すること。
- (4) 米国の国家安全保障及び外交政策の目的を促進するのに加えて、米国経済の健全な成長及び安定を促進するため、経済的資源及び貿易の潜在能力を活用することが米国の政策である。
- (5) 以下の事項は、米国の政策である—
 - (A) 米国の友好国又は米国人民に対して他国により助長され又は課された制限的取引慣行又はボイコットに対抗すること；
 - (B) 貨物又は技術又はその他の情報の輸出に従事している米国人に、米国の友好国又は米国人に対して他国より助長され又は課された制限的取引慣行又はボイコットを、さらに助長したり支援したりする影響を持つ行為（情報の提供又は協定の締結若しくは実行を含む）をとらないことを奨励したり、特別な事案においては要求すること；並びに
 - (C) 世界の供給源への合理的なアクセスを確実なものとするための国際的な協力及び国際的なルールと機関の開発を促進すること。
- (6) 特定の貨物又は技術又はその他の情報について、これを米国の輸出規制の対象とすること或いは引き

続いて対象とすることが望ましいか否かは、適切な米国政府機関と民間の代表による審査及び諮問を受けなければならないことが米国の政策である。

- (7) 供給源へのアクセスに対する制限が、深刻な国内のインフレ影響を持つか、持つ可能性がある場合、深刻な国内の品不足を引き起こしているか、その可能性がある場合、又は米国の外交政策を左右する目的のために課せられている場合、外国によるそのような制限の撤回を求めるために、輸出規制（ライセンス料金を含む）を行使することが米国の政策である。この政策を実施する際に、大統領は、輸出規制を課す前に、国際的な協力と協定を通して、このような制限、政策又は措置の廃止又は縮小を求める合理的で迅速な努力をしなければならない。本項で記述される政策の遂行において講じられるいかなる措置も、医薬品又は医療用品の輸出には適用されないものとする。
- (8) 国際テロ行為を指示、支援又は参加することに関与する者に対して、手助けをしたり、助長したり或いは保護を与えたりするために、他国が彼らの領土又は資源の利用を防ぐための即時の手段をとることを奨励するために輸出規制を行使することが米国の政策である。この目的を達成するために、大統領は輸出規制を課す前に国際的な協力と協定を通して、国際テロリストにこのような援助の廃止又は縮小を求める合理的で迅速な努力をしなければならない。
- (9) 米国及び米国が防衛協定のコミットメント又は共通の戦略目的を持つ国々の安全保障に有害となることが立証される国又は国家連合の軍事力に重大な貢献をもたらすことになる商品及び技術の輸出を制限することにおいて、米国が防衛協定のコミットメント又は共通の戦略目的を持つ他国と協力を行なうこと、並びに他の友好国に対して米国の安全保障を害する可能性がある貨物及び技術の販売を制限することへの協力を奨励することが米国の戦略である。
- (10) 米国民による輸出取引は、以下の場合を除いて高い優先権を与えられ、規制が以下に該当する場合を除いて、規制されないとするのが米国の政策である：
 - (A) 規制が基本的国家安全保障、外交政策又は不足物資の目的を促進するために必要な場合、
 - (B) 規制がそのような目的を明確に促進することになる場合、並びに
 - (C) 規制が適正な手続きの基本的な基準にのっとり管理されている場合。
- (11) 農産物及び農業製品の輸出に対する制限を最小化することが米国の政策である。
- (12) 活力のある科学的事業を持続させることが米国の政策である。そうすることには、科学者等の学者が該当する法律の条項に従って、出版、教育、会議及びその他の形態の学術的な交流の手段により、研究成果を自由に伝えることができることを持続させることを含む。
- (13) 人民の健康及び安全を促進し、米国の外交政策への侵害及び信頼できる通商パートナーとしての米国の信用への侵害を防止するため、米国内で使用することを禁止又は厳しく制限している貨物及び物質の輸出を規制することは、米国の政策である。
- (14) 米国の安全保障上の国益に反する政策を持つ国によるエネルギー等の重大な資源の輸出から得られる過度の交換可能な通貨による収益によって引き起こされる戦略的脅威を最小化するため、米国と共通の戦略上の目的を共有する国々並びに米国の同盟国と、仮想敵国からのエネルギー等の重大な資源の輸入依存度の最小化及びこのような資源の代替供給品の開発において、協力をしていくのが米国の戦略である。

第4節 通則

(a) 輸出許可の種類—

商務長官は、商務長官が本法律の規定に整合した内容で課することができる条件のもとに、以下のいずれかの種類の輸出許可を要求することができる：

- (1) 特定の輸出を承認するところの特別輸出許可であって、輸出者の申請に従って発行されるもの。
- (2) 複数の輸出を承認するところの特別輸出許可であって、このような各輸出の個別の特別輸出許可の代わりに、輸出者の申請に従って発行されるもの（限定されるものではないが、以下のものを含む）：
 - (A) 包括輸出許可[distribution license]—規制国以外の国における貨物の承認された流通業者又は使用者への貨物の輸出を承認するもの（ただし、商務長官が中華人民共和国に所在する荷受人に特有の種類 of 包括輸出許可を設定できる場合を除く）。商務長官は、主として規制国への貨物の迂回防止に関する申請者及び外国の荷受人の信頼度に基づいて、包括輸出許可を与えるものとする。商務長官は、すべての該当する機関の援助のもとに申請者及び彼らの直接の荷受人の信頼度を決定する責務を有するものとする。商務長官の決定は、各申請者の適切な調査並びに許可を受けた

者及び彼らが本法律により発行された輸出許可の条件の遵守状況の定期的な審査に基づかなければならない。申請者の製品若しくはビジネスの規模、又は荷受人の地理的所在地、販売流通エリア、又は外国資本の出資比率のようなファクター（個々の事案について関連する可能性があるもの）は、申請の拒絶又は包括輸出許可の撤回のためのカテゴリー又は一般的な基準を与える際の決定要因となってはならない。

(B) 包括運用輸出許可—国内企業から、その海外の子会社、系列会社、ジョイントベンチャー及びライセンス（輸出者と長期間の契約上明確にされた関係を持つライセンス）のうち、規制国（中華人民共和国を除く）以外の国に存在し、かつ、商務長官により承認された者への又はこれらの企業間での、技術及び関連貨物（本法律の第5(d)節に基づいて創出された軍事重要技術リストの品目（これらは、その節に従って規制リストに含まれている）を含む）の輸出及び再輸出を承認するもの。商務長官は、個々の輸出取引の承認ではなくて、輸出される技術及び関連貨物に適用可能な輸出者の管理システム（内部資産管理システムを含む）の承認を基礎として、製造、研究又は関連業務に対して輸出許可を与えなければならない。商務長官及び関税局長官は、本法律の第12(a)節における彼らの権限にのっとり、かつ、すべての該当する機関の援助によって、定期的に（少なくとも年1回）、これらの手順の完全性及び有効性を確実なものとするため、本副項における輸出許可手順の監査を実施しなければならない。

(C) プロジェクト輸出許可—特定の活動のための貨物又は技術の輸出を許可する。

(D) サービスサプライ輸出許可—以前に輸出された貨物のスペアパーツ又は交換部品の輸出を許可する。

(3) 一般輸出許可—輸出者による申請なしに輸出を許可する。

(4) 本法律の有効で効率的な履行に役に立つことが可能なその他の輸出許可。

(b) 規制リスト—

商務長官は、本法律に基づく貨物及び技術の輸出に関する輸出許可要求事項（一般輸出許可を除く）を記述したリスト（以下、本法律において、“規制リスト”と呼ぶ）を制定し、維持するものとする。

(c) 外国製品の入手可能性—

本法律の規定に従って、大統領は、外交政策又は国家安全保障の目的の達成において輸出規制を無効とするほど十分な数量で、かつ、品質において米国内で製造されたものに匹敵するものが米国外の供給源より制限なしに入手可能であると大統領が決定した貨物又は技術の米国からの輸出に対して、これらの目的で輸出規制を課さないものとする（ただし、このような規制をしない場合、米国の外交政策又は国家安全保障を害することが立証されることを示す十分な証拠が 대통령に提出されていると大統領が裁定した場合を除く）。本副節の規定に従う際に、大統領は、外国製品の入手可能性を排除するため、二国間協議又は多国間協議に最重点を置かなければならない。商務長官及び国防長官は、外国製品の入手可能性に関連した情報の収集（接続して作動するコンピュータシステムの構築及び維持を含む）に協力しなければならない。

(d) 輸出の権利—

本法律或いは本法律において発行された規則のもとにおいて、本法律の第3節で示される政策を遂行するため以外には、輸出を行うための権限又は許可は要求されない。

(e) 権限の委任—

大統領は、本法律により大統領に与えられた権力、権限及び決定権を、大統領が適切とみなすことができる政府の省庁、機関又は担当官に委任することができる（ただし、大統領が上院の勧告により及び上院の同意を得て指名されていない省庁又は機関の担当官には、本法律に基づきいかなる権限も委任したり、行使させることはできない）。大統領は、本法律の規定に従って商務長官、国防長官又は国務長官により行なわれた勧告又は決定をくつがえしたり変更したりする大統領の権力、権限及び決定権については、委任したり移管することはできない。

(f) 一般への通知；企業との協議—

商務長官は、貿易を奨励するために、本法律に従って制定された輸出規制政策及び手続きにおける変更を、一般に対して十分に通告しておかなければならない。商務長官は、輸出規制に関心を持つ或いは輸出規制によって影響を受ける広範囲の企業、労働者団体及び市民の代表者と、米国の輸出規制政策並びに貨物及び技術の外国製品の入手可能性に対する彼らの見解を得るために、定期的に会わなければならない。

(g) 料金—

輸出許可申請書の提出又は処理に関連して料金が請求されることはない。

第5節 国家安全保障規制

(a) 権限—

- (1) 本法律の § 3(2) (A) で示される政策を実行するため、大統領は、本節の規定に従って、米国の管轄権の対象となる貨物若しくは技術の輸出、又は米国の管轄権の対象となる者により輸出された貨物若しくは技術の輸出を禁止したり縮小することができる。本副節に含まれる権限には、米国内にある貨物又は技術の規制国の大使館及び外郭団体への移転を禁止したり縮小する権限を含む。前文でいうところの用語'外郭団体'には、規制国により実際に管理されている政府団体と民間団体の双方を含む。本副節に含まれる権限は、国防長官と商務長官が適切であるとみなす他の省庁及び機関との協議において、商務長官により行使されなければならない。また、本法律の § 4(a) で定める輸出許可の手段によって履行されなければならない。
- (2) 商務長官が貨物若しくは技術に関する改正又は仕向国若しくは仕向地に関する改正であって、本節において課せられる輸出規制により影響を受ける改正を行う場合はいつでも、商務長官は、官報にこの改正の通告を公表し、その通告の中でその改正が本節に含まれる権限により課せられる規制に関連することを明記しなければならない。
- (3) 本節を実行するための規則を公布する際に、特に米国の安全保障に脅威を与える国が重要技術を軍事用途に転用することを防止する効果的な防衛手段を案出することの困難さ、重要貨物を保護するための効果的な防衛手段を案出することの困難さ、並びに米国の安全保障に脅威を与える他の国又は国々から重要技術の再輸出を防止するための効果的な手段をとることの必要性に、特に注意が払われなければならない。
- (4) (A) 調整委員会[多国間の輸出規制に関する調整委員会]として知られているグループの協定に従って、或いは本節の副節(k)で定める協定に従って、米国の管轄権の対象となる貨物又は技術を、米国と協力してそのような貨物又は技術に対する輸出規制を維持している国への再輸出について、本節では、いかなる権限又は許可も要求されないものとする。商務長官は、本副項のもとに貨物又は技術を再輸出する者に対し、この再輸出を商務長官に届け出ることを要求する場合がある。
- (B) 副項(A)にもかかわらず、商務長官は次のものを再輸出するために、認可又は許可を要求する場合がある：
 - (i) スーパーコンピュータ；
 - (ii) 機微な核用途のための貨物又は技術（商務長官により明確に定められる）；
 - (iii) 有線又は口頭による通信の盗聴用機器；並びに
 - (iv) 商務長官が規則によって指定する場合がある最終需要者を仕向地とする貨物又は技術。
- (5) (A) 副節(B)で規定される場合を除いて、再輸出される米国の管轄権の対象となる貨物又は技術が他の貨物に組み込まれている場合であって、次のいずれかに該当する場合、これらの貨物又は技術のいずれの国からの再輸出であっても、本節に基づく認可又は許可は必要としない—
 - (i) 組み込んである他の物品のうち規制される米国成分の価額が、当該物品の総価額の 25%以下である場合；又は
 - (ii) 当該貨物若しくは技術の規制国への輸出が、調整委員会の参加国政府の届出のみを必要とする場合。本項で言うところの物品の"規制される米国成分"とは、物品に組み込まれている米国の管轄権の対象となる貨物又は技術であって、その物品がある国に輸出された時点で、これらの貨物又は技術が米国からその国へ輸出された場合に、特別輸出許可が必要となるものをいう。
- (B) 商務長官は、米国の管轄権の対象となる貨物又は技術を含むスーパーコンピュータの再輸出には、

副項(A)が適用されないことを、規則によって規定することができる。

- (6) 本項の制定日から 90 日後以内に、商務長官は、(4)及び(5)項を実行するための規則を発行しなければならない。そのような規則において、これらの項でいうところの用語“スーパーコンピュータ”の定義をしなければならない。

(b) 個々の国に対する政策—

- (1) 本節のもとに国家安全保障を目的とする輸出規制を執行する際に、大統領は、1961年制定の対外援助法の § 620(f) [22 U.S.C. § 2370 (f)] で示される国を規制国リストとして制定しなければならない(ただし、大統領がそのような国への貨物又は技術の輸出が、米国の国家安全保障に有害になる国家又は国家連合の軍事力に重大な貢献をする、或いは(場合によっては)しないと判断した場合、その規制国リストにその国を追加したり、削除することができる)。ある国が規制国リストに追加されるか、削除されるかを決定する際に、大統領は以下の事項を考慮に入れなければならない—

- (A) その国の政策が米国の国家安全保障上の国益に反する程度；
- (B) その国の共産主義又は非共産主義の状況；
- (C) その国と米国との現在の関係及び発展の可能性のある関係；
- (D) その国と米国の友好国又は敵対国との現在の関係及び発展の可能性のある関係；
- (E) その国の核兵器能力と米国が一締結国である多国間の核兵器協定に関するその国の遵守記録；並びに

(F) 大統領が適切であるとみなすようなその他のファクター。

前の文の中におけるどの部分においても、本法律で規定されている大統領の権限(すなわち、国家安全保障上の目的で輸出が規制されている国(本項で明記される規制国リストに掲載されている国を除く)への貨物又は技術の輸出を禁止したり縮小する権限)を制限するように解釈してはならない。大統領は、個々の国に対する米国の政策について、他国と協力して維持している規制の場合には少なくとも3年ごとに、その他のすべての規制の場合には1年ごとに、本項で示されているファクターに照らして当該政策が適切かどうかを決定するため、見直さなければならない。

- (2) (A) 貨物又は技術の輸出であって、その仕向国が調整委員会として知られているグループの合意に従って、或いは本節の副節(k)で定める合意に従って、米国と協力して当該貨物又は技術に対する輸出規制を維持している国であるものについて、1988年制定の輸出許可法[August 23, 1988, Title II - Pub. L. 100-418]の制定日時点で規制国であった国又は中国への当該貨物又は技術の輸出が調整委員会の参加国政府への届出のみ必要となる場合、副項(B)で規定される場合を除いて、本節のもとでは、いかなる認可又は許可も必要としない。
- (B) (i) 商務長官は、商務長官が規則で指定することができる最終需要者への副項(A)で定める貨物又は技術の輸出に対して、輸出許可を要求することができる。
- (ii) 商務長官は、本項のもとで貨物又は技術を輸出しようとする者に、これらの輸出について商務長官に届け出ることを要求することができる。
- (C) 商務長官は、1988年制定の輸出強化法の制定日以降3か月以内に、副項(A)で言及される国々が調整委員会において合意した基本方針(下記事項を含む)に整合した有効な輸出管理システムを履行していることを裁定しなければならない：
- (i) 適切な民事罰及び刑事罰を規定している国家法並びに可能性のある違反を防ぐのに十分な出訴期限[期間]法；
 - (ii) 輸出許可申請を評価するプログラムであって、輸出の許可ステータスを査定し、最終需要者の信頼性を確認するのに十分な専門知識を包含したもの；
 - (iii) 不法輸出を調査し防止するために訓練された執行担当官に権限を与える執行の仕組み；
 - (iv) 貨物及び技術の移動を検証するための輸出規制の証拠書類調査システム；並びに
 - (v) 調整委員会の合意事項の違反に関する調整及び情報交換の手続き。

商務長官は、副項(A)で言及されるすべての国に関して、前の文において行なわれる裁定を毎年1回以上見直さなければならない。商務長官は、適切な場合には、本副項に従って有効な輸出規制システムを履行している国のリストに、国を追加或いは削除することができる。このようリストに掲載された国への貨物又は技術の輸出については、輸出を行うためのいかなる認可又は許可も必要としない。

(3) (A) 貨物又は技術の規制国以外の国への輸出について、その貨物又は技術の規制国への輸出が調整委員会の参加国政府への届出のみ必要となる場合、本節のもとでは、いかなる認可又は許可も必要としない。

(B) 商務長官は、副項(A)のもとに貨物又は技術を輸出しようとする者に、これらの輸出について商務長官に届け出ることを要求することができる。

(c) 規制リスト—

(1) 商務長官は、本節のもとに輸出規制の対象となるすべての貨物及び技術のリストを、規制リストの一部として、制定し、維持しなければならない。そのような貨物及び技術は、本節のもとに規制の対象となるものとして明確に特定されなければならない。

(2) 国防長官並びに他の該当する省庁及び機関は、(1)項で言及されるリストに包含させるための貨物及び技術を特定しなければならない。商務長官と国防長官が本節のもとで輸出規制の対象とすべきことに同意した品目により、このリストは構成されるものとする。商務長官と国防長官が商務長官により裁定された品目に対して同意できない場合、国防長官は商務長官の裁定の通知を受けてから 20 日後以内に、解決のためその事柄を大統領に付託することができる。国防長官は、その付託について商務長官に通知しなければならない。大統領は、その付託から 20 日後以内に、当該品目をリストに含めるかの大統領の裁定を商務長官に通知しなければならない。本項に従って、国防長官が大統領又は商務長官に通知しなかった場合、又は大統領が商務長官に通知しなかった場合、当該品目をリストに含めることに関する商務長官により提案された措置の履行に同意を与えたものと商務長官によりみなされるものとする。

(3) 商務長官は、本法律の § 3(2) (A) 及び本節の条項で示される政策を実行するために、少なくとも暦日で四半期毎に 1 度この副節に従って制定されたリストの部分的な見直しを実施しなければならない。また、この各見直しの後に必要となるリストの改正を直ちに行なわなければならない。各四半期毎の見直しを開始する前に、商務長官は官報においてその見直しの通知を公表しなければならない。商務長官は、各見直しの際に、関係政府機関及びその他の影響を受ける或いは影響を受ける可能性のある当事者によるコメント及びデータの提出(口頭のプレゼンテーションによる場合とよらない場合がある)のため、30 日の期間を用意しなければならない。該当する政府機関との協議の後、見直し期間の終了日から 30 日後以内に、商務長官は、このリストの改正を決定しなければならない。そのような改正が行なわれるよりも前に、その他の省庁又は機関の賛同又は承認は必要としない。商務長官は、官報で改正理由の説明を付してリストの改正を公表しなければならない。商務長官は、調整委員会として知られているグループにおける多国間規制に関する米国の提案を系統立てて述べる際に、各見直しから明らかにされたデータを用いなければならない。商務長官は、さらに、各見直しの一部として、本節のもとに課せられる輸出規制の対象となる貨物及び技術と匹敵するものの米国外の供給源よりの入手可能性について評価しなければならない。リストに掲載されているすべての貨物及び技術は、少なくとも年 1 回見直さなければならない。本項の条項は、リストからの品目の削除、又はリストに掲載されている品目のカテゴリー内の変更若しくはその他の仕様の変更からなるリストの改正に適用される。

(4) 本節の副節(h)のもとに指定された該当の技術諮問委員会は、本副節に従って制定されたリストにおいて、(2)項又は(3)項に基づく変更に関して商務長官より助言を求められるものとし、また、当該技術諮問委員会は、その変更に関して商務長官に勧告書を提出することができる。商務長官は、技術諮問委員会の勧告書を考慮し、その勧告書の決着について当該委員会に通知しなければならない。

(5) (A) 本項の制定日[1988年8月23日]から6か月後以内に、以下のものは、もはや本節のもとでの輸出規制の対象とはしないものとする：

(i) 1988年制定の輸出強化法の制定日時時点で規制国への輸出に調整委員会の参加国政府の届出のみ必要であったすべての貨物及び技術(ただし、調整委員会がこの届出要求事項を維持することを合意している貨物又は技術を除く)。

(ii) 本節の副節(m)の条項の対象とする、すべての医療器械及び装置。

(B) 商務長官は、本項のもとに輸出規制が解除された貨物及び技術を示す報告を、毎年、議会に提出しなければならない。

(6) (A) 本節の副節(f)又は(h)(6)にもかかわらず、本節のもとに課せられている輸出規制のうち、米国

により独自に維持している規制について、以下の場合を除いて、本項の制定日から 6 か月後或いは輸出規制が課せられてから 6 か月後のいずれか遅い日に失効するものとする—

(i) 適用される 6 か月の期間が終わる前に、同等品目が外国で入手できないとの商務長官の裁定が、本節の副節 (f) 又は (h) (6) のもとに行なわれており、かつ、その裁定が効力を有している貨物又は技術に対する輸出規制については、それぞれの規制ごとに、6 か月を超えない期間で更新することができる、並びに

(ii) これらの貨物又は技術に対する輸出規制であって、これに関して、大統領が、適用される 6 か月の期間が終わるまでに、これらの貨物又は技術に対する多国間の輸出規制を達成するため他国と精力的に交渉を続行している輸出規制については、それぞれの輸出規制ごとに、6 か月を超えない期間で 2 度更新することができる。

(B) 副項 (A) の (i) 項又は (ii) 項で定める貨物又は技術に対する輸出規制は、それぞれの更新の前に、大統領が更新されているすべての規制を示し、かつ、それぞれの更新の明確な理由を記述する報告書を議会に提出している場合のみ、更新することができる。

(7) 本副節の他の条項にもかかわらず、規制リストに掲載されているカテゴリーの中の品目であって、これらの品目の中華人民共和国への輸出が、調整委員会として知られているグループのメンバーへの通知のみ必要となる品目に対する官報での最後の見直しから 1 年が経過した後、輸出許可申請者は当該品目がこの 1 年間の期間内にそのように見直しがされていない旨の申立書を商務長官に提出することができる。そのような申立書を受理してから 90 日後以内に、商務長官は以下のことを行なわなければならない—

(A) 申立書の真偽を裁定すること；

(B) 申立書が確認されれば、当該品目の見直しを開始し完了すること；並びに

(C) 前述の見直しに従って、官報での公開のために調査結果を提出すること。その調査結果の中で、商務長官は、規制リストにとどめるべき貨物又は技術及び規制リストから削除すべき貨物又は技術を特定しなければならない。その見直し及び公表のための提出が 90 日以内に完了しない場合、当該品目に含まれる貨物又は技術は直ちに規制リストから削除されるものとする。

(d) 軍事重要技術—

(1) 商務長官は、国防長官と協議する中で、本節のもとに課せられる輸出規制が、軍事重要貨物及び技術をカバーし、かつ、(本法律の目的に沿う最大限の範囲で) 軍事重要貨物及び技術並びにこれらの貨物及び技術が効果的に移転できる仕組みを確実なものとする目的で、副節 (c) に従って制定されたリスト (この副節の (3) 項で規定されている) を見直し及び改訂しなければならない。

(2) 国防長官は、軍事重要技術リストの作成において主たる責任を負わなければならない。このリストの作成において、下記事項に主たる重点が置かれる—

(A) きちんと整理された設計及び製造のノウハウ、

(B) 要めとなる製造、検査及び試験装置、

(C) 精巧な操作、応用又はメンテナンスのノウハウが付随する貨物、並びに

(D) 米国の軍事システムの設計及び製造を暴露し或いは見抜かれることになる要となる装置のうち、規制国により所有されておらず或いは米国外の供給源から実際に入手できないものであって、もし輸出された場合、その国の軍事システムに重大な進展を可能とすることになるもの。

(3) (2) 項で言及されるリストは、本法律のもとに輸出許可の責務を公式に行使する判断を導くため十分に明確なものでなければならない。

(4) 商務長官及び国防長官は、本節の副節 (c) の要求事項に従って、軍事重要技術リストの品目を規制リストに統合しなければならない。軍事重要技術リスト掲載品目の規制リストへの統合は可及的速やかに進めなければならない。軍事重要技術リスト掲載品目を規制リストに統合することに関する商務長官と国防長官との意見の相違は、大統領によって打開されるものとする。本節の副節 (f) (4) 又は (h) (6) のもとに特別輸出許可を必要とする貨物又は技術の場合を除いて、貨物又は技術を規制リストに含めることについて、規制国がその貨物若しくは技術、又は機能的に同等の貨物若しくは技術を保有していないこと、並びにその貨物又は技術を輸出するのに特別輸出許可を義務付けている要求事項が、本節の副節 (a) で示される目的を遂行する上で効果がないか、効果がなくなるような充分な量で、かつ、匹敵する品質で、その貨物若しくは技術、又は機能的に同等の貨物若しくは技術が、実際に入

手可能でないことを、商務長官が認めた場合にのみ、行われるものとする。商務長官及び国防長官は、1985年制定の輸出管理改正法の制定日から1年後以内に、本項を実行するために取られた措置に関する報告書を議会に共同で提出しなければならない。本項でいうところの貨物又は技術が機能的に同等であるか否かの評価には、本節の副節(f)(3)で定めるファクターの考慮を含めなければならない。

- (5) 国防長官は、軍事重要技術リストに掲載されている貨物又は技術について、軍事的にもはや重要でなくなった貨物又は技術を、軍事重要技術リストから削除するため、継続的に見直す手順を制定しなければならない。国防長官は、国防長官が軍事的に重大であると裁定した貨物又は技術を、本副節の(2)項の規定にのっとって軍事重要技術リストに追加することができる。商務長官及び国防長官が、軍事重要技術リストへの貨物又は技術の追加又は削除による変更を、本副節の(4)項の4番目の文の条項にのっとって、規制リストについても変更するか否かに関して一致しない場合、大統領が意見の相違を解決するものとする。
- (6) 軍事重要技術及び要となる装置に対する十分な輸出規制の制定には、その技術及び装置の製品に対して、規制内容の適切な縮小を伴わなければならない。
- (7) 国防長官は、1985年制定の輸出管理改正法の制定日[1985年7月12日]から1年後以内に、軍事重要技術リストに掲載されている貨物又は技術の規制国への移転がこれらの国の軍事力に対して持っている或いは持つことになる影響を評価する国防総省による努力の成果について議会に報告しなければならない。

(e) 輸出許可—

- (1) 議会は、本節のもとに輸出許可の決定を行なうプロセスの有効性と効率性が、本法律のもとに提出を義務付けている多量の特別輸出許可の申請によってひどく阻害されていることを認めている。従って、個別の特別輸出許可に代わって本法律の§4(a)(2)で定める複合特別輸出許可の使用を奨励することが本節における議会の意向である。
- (2) 米国の国家安全保障に沿って、実行可能な最大の範囲で、商務長官は、以下のいずれかに該当する場合にのみ貨物又は技術の輸出に対して、本節のもとに特別輸出許可を要求するものとする—
 - (A) そのような貨物若しくは技術の輸出が、米国が一締結国である多国間協定（公式であるか非公式であるかを問わない）に基づいて制限されており、かつ、当該輸出について、その多国間協定の合意のもとに、その多国間協定の締結国の明確な承認を必要とする場合；
 - (B) そのような貨物若しくは技術に関して、他の国が、米国により所有されているものに匹敵する能力を所有していない場合；又は
 - (C) 米国が他の供給者にその貨物若しくは技術に対し同等の規制を適用する協定を求めているところであり、商務長官の判断において、その協定が締結するまで、その貨物若しくは技術に対して、当該輸出許可の方法による米国の輸出規制が必要な場合。
- (3) 商務長官は、米国から正当に輸出された貨物に内蔵されている部品と1対1の基準で交換するために輸出される交換部品については、本節の副節(1)の規定を条件として、個別の特別輸出許可を要求しないものとする。
- (4) 商務長官は、複合特別複数輸出許可に関する手順を定期的に見直し、効用面で重要でないと思われる手順を統合するため、適格要件を減らすことにより或いは最低基準を引き下げることにより、これらの活用を増進させる適切な措置を講じなければならない。
- (5) 本節のもとに輸出規制の対象となる貨物の輸出は、本法律の§4(a)(2)に従って、商務長官の裁量により、包括輸出許可[distribution license]及び複合的な貨物の輸出を認可するその他の輸出許可が適格であるものとする。本節のもとに輸出規制の対象となる技術及び関連貨物の輸出は、本法律の§4(a)(2)(B)に従って、包括運用輸出許可が適格であるものとする。
- (6) 本節のもとに輸出規制が効力を有している貨物を、商業展示会での実演又は展示の目的で中国に輸出する場合の輸出許可申請は、以下に該当する場合、当該貨物の技術仕様にかかわらず、承認の推定を適用するものとする—
 - (A) 米国の輸出者が、貨物が中国国内に存在する全期間を通して当該貨物に対する所有権を保持していること；並びに
 - (B) 輸出者が、遅くとも商業展示会が終了するまでに、中国から当該貨物を移動していること。

(f) 外国製品の入手可能性—

(1) 規制国に対する外国製品の入手可能性—

(A) 商務長官は、国防長官及び他の適切な政府機関及び本節の副節(h)に従って設立される適切な技術諮問委員会との協議の中で、本節のもとに輸出する場合に特別輸出許可を必要とする貨物又は技術の米国国外（多国間輸出規制に米国とともに参加している国を含む）の供給源から規制国への入手可能性について、継続的に見直さなければならない。商務長官が規則によって制定すべき手続き及び基準に従って、当該貨物又は技術が、当該貨物又は技術の輸出に対する特別輸出許可の要件が本節の副節(a)で示される目的を遂行する上で効果がないか、効果がなくなるような十分な量で、かつ、匹敵する品質で、当該供給源から規制国に実際に入手可能であると商務長官が裁定した場合、商務長官は、その裁定が行われた後、そのような外国製品が入手可能である期間中、当該貨物又は技術の輸出に対して特別輸出許可を義務付けることはできない（ただし、大統領が当該貨物又は技術に対し本節における輸出規制を行わないと米国の国家安全保障に有害になると裁定した場合を除く）。大統領が、外国製品が入手可能であっても本節のもとに輸出規制が維持されるべきであると本項のもとに裁定した場合、商務長官は、その裁定の根拠と予測される経済効果の簡潔な声明文と一緒に、その裁定を公表しなければならない。

(B) 商務長官は、規制国への貨物又は技術の輸出に対して本節のもとに必要とされる特別輸出許可の申請であって、当該申請に関するその他のすべての要求事項が満たされているものについて、輸出許可が拒絶される場合であっても、商務長官が、本節の副節(a)で示される目的を遂行する上で輸出許可の拒絶が効果がなくなるような十分な量で、かつ、匹敵する品質で、米国国外（多国間輸出規制に米国とともに参加している国を含む）の供給源から規制国に当該貨物又は技術が実際に入手可能になると裁定した場合、承認するものとする（ただし、大統領が当該輸出許可申請を承認することが、米国の国家安全保障に有害になると裁定した場合を除く）。商務長官が貨物又は技術に関して本副節における外国製品が入手可能であると裁定した場合、商務長官は、当該貨物又は技術に関する副項(A)のもとで外国製品の入手可能性の裁定が正当化されるか否かについて決定しなければならない。

(2) 規制国以外の国に対する外国製品の入手可能性—

(A) 商務長官は、本節のもとに輸出する場合に特別輸出許可を必要とする貨物又は技術の米国国外の供給源から規制国以外の国への入手可能性について、継続的に見直さなければならない。商務長官は、商務長官が制定すべき手続きに従って、貨物又は技術が米国国外の供給源から十分な量で、かつ、匹敵する品質で実際に入手可能であると裁定した場合（調整委員会として知られているグループの協定又は本節の副節(k)で定める協定に基づいて米国と協力して当該貨物又は技術の輸出規制を維持している国からの輸出許可のもとでの入手可能性については除く）、商務長官は、その裁定が行われた後において、かつ、そのように外国製品が入手可能である期間中は、当該貨物又は技術の輸出に対する規制を設置していない国（規制国を除く）への当該貨物又は技術が入手可能な国からの当該貨物又は技術の輸出に対して特別輸出許可を義務付けることはできない。前文における特別輸出許可に関する要求事項は、大統領が、当該貨物又は技術に対し本節のもとでの輸出規制をしなかった場合、米国の国家安全保障に有害でになると裁定した場合、適用しないものとする。大統領が、外国製品が入手可能であっても本節のもとに輸出規制が維持されるべきであると本項のもとに裁定した場合、商務長官は、その裁定の根拠と予測される経済効果の簡潔な声明文と一緒に、その裁定を公表しなければならない。

(B) 商務長官は、規制国以外の国への貨物又は技術の輸出に対して本節のもとに必要とされる特別輸出許可の申請であって、当該申請に関するその他のすべての要求事項が満たされているものについて、当該貨物又は技術が副項(A)で制定された規準のもとに外国の供給源から規制国以外の国に対して入手可能であると商務長官が裁定した場合、承認しなければならない（ただし、大統領が当該輸出許可申請の承認が米国の国家安全保障に有害になると裁定した場合を除く）。商務長官が貨物又は技術に関して本副節における外国製品が入手可能であると裁定した場合、商務長官は、当該貨物又は技術に関する副項(A)のもとで外国製品の入手可能性の裁定が正当化されるか否かについて決定しなければならない。

(3) 裁定を行なう手続き—

(A) 商務長官は、輸出許可申請者から、そのような外国製品の入手可能性が存在するとの申し立てを

受け次第、或いは自ら進んで、(1)又は(2)項のもとでの外国製品の入手可能性の裁定を行なわなければならない。そのような裁定を行う際に、商務長官は、書面で行なわれた申請者の説明であって、妥当な根拠により裏付けられたもの（科学的若しくは物理的な調査、実際の十分な情報に基づく専門家の意見、又は諜報機関からの情報を含む）を、当該説明が確かな根拠により矛盾していない限り、受理しなければならない。外国製品の入手可能性を決定する際に、商務長官は、コスト、信頼性、スペアパーツの入手可能性と信頼性及びこれらの品質とコスト、輸出のために企図された品目により生産される最終製品のメンテナンスプログラム、耐久性、品質、並びに生産の規模のような要因を考慮する場合がある。本副項でいうところの“根拠”には、外国の製造業者のカタログ、パンフレット又は操作マニュアル、メンテナンスマニュアル、信頼できる業界誌の記事、写真及び目撃者の報告に基づく宣誓証言のような項目を含めることができる。

(B) 輸出許可申請者から申し立てを受理した場合、商務長官は申し立ての受理の直後に、官報で公表するため、その受理通告を提出しなければならない。申し立てを受理してから4か月後以内に、商務長官は外国製品の入手可能性が存在するか否かの裁定をし、申請者にそのことを通知しなければならない。商務長官が外国製品の入手可能性が存在すると裁定した場合、商務長官は、そのような裁定を行い次第、レビューのためにその裁定を商務長官が適切と考える他の省庁及び機関に提出しなければならない。商務長官の外国製品の入手可能性に関する裁定は、その裁定が提出された担当官、省庁又は機関の同意又は承認を必要としない。商務長官がその裁定を行なってから1か月後以内に、商務長官は申請者に書面で返答し、官報で公表するために下記事項を提出しなければならない—

(i) 外国製品の入手可能性が存在していること、並びに—

(I) 特別輸出許可の要求事項が削除されたこと、

(II) 大統領が、外国製品の入手可能性にかかわらず、本節のもとでの輸出規制が維持されなければならないと決定しており、かつ、(4)項のもとに適切な処置が講じられていること、又は

(III) (1)項のもとでの外国製品の入手可能性の裁定の場合には、外国製品の入手可能性の裁定が、公示日を始点として4か月以内の期間に、調整委員会の合意に従って、多国間レビューのプロセスに提出されること；又は

(ii) 外国製品の入手可能性が存在しないこと。公表のための提出が前文で指定される期間内に行なわれなかった場合、それ以降において、外国製品の入手可能性の申し立てが行なわれた貨物又は技術の輸出に対して商務長官は輸出許可を要求する可能性はない。(1)項のもとでの外国製品の入手可能性の裁定であって、条項(i)(III)が適用される場合、申し立てが受理された日を始点として9か月の期間が経過した後は、この輸出許可が要求される可能性はない。

(4) 外国からの入手可能性を排除するための交渉—

(A) 輸出規制をしなかった場合、米国の国家安全保障に有害になるとの大統領の裁定のため、外国製品の入手可能性にもかかわらず、本節のもとに輸出規制が維持されている場合、大統領は、この入手可能性を排除する目的でしかるべき外国政府との交渉を精力的に遂行しなければならない。その交渉を開始するまでに、大統領は、大統領がそのような交渉を開始していること、及び関係する貨物又は技術に対する輸出規制を維持することが国家安全保障にとって何故重要であると考えているかを上院銀行住宅都市委員会及び下院国際関係委員会に書面で通知しなければならない。

(B) 輸出規制が維持されるとの大統領の決定から6か月後以内に、外国製品の入手可能性が排除されなかった場合、商務長官は、その6か月の期間終了後において、関係する貨物又は技術の輸出に対して特別輸出許可を要求することができない。大統領が、関係する交渉が進行中であり、かつ、関連する輸出規制を行わなかった場合、米国の国家安全保障に有害になることを大統領が議会に証明した場合、前文で記述される6か月の期間をさらに12ヵ月間、延長することができる。米国による国家安全保障上の目的での輸出規制の対象とする貨物又は技術が他国から規制国に入手可能となる可能性があり、この入手可能性がそのような他国との交渉の手段によって防止又は排除できることを大統領が信じえる状況にある場合はいつでも、大統領は、この外国製品の入手可能性を防止するため、そのような他国政府との交渉を直ちに始めなければならない。

(C) 本項のもとでの交渉に基づいて、貨物又は技術の外国製品の入手可能性を排除又は防止することに他国と合意に至った後において、商務長官は、その国への当該貨物又は技術の輸出に対して特

別輸出許可を要求することができない。

(5) 規制国以外の国に入手可能な品目の迅速に処理される輸出許可—

- (A) 外国の供給源からの貨物又は技術が、本節のもとに特別輸出許可を必要とする貨物又は技術と同等の品質であって、かつ、効力のある制限なしに規制国以外の国に入手可能であると商務長官が認めた場合、商務長官は、当該貨物又は技術を本項のもとに当該国に向けて輸出ができるものとして指定しなければならない。
- (B) 副節(A)のもとに指定された貨物又は技術の場合であって、その後、適格な国への、これらの貨物又は技術の輸出に対する個別特別輸出許可申請を商務長官に公式に提出した日から 20 実働日以降において、その申請書に明記された取引に対する輸出許可は、当該輸出許可が不適当な最終需要者を理由に商務長官により拒絶されていない限り、正当で有効になるものとし、当該貨物又は技術は当該輸出許可に基づいて輸出することが認可される。商務長官が、申請書を検討するのに追加の時間を必要とし、申請者にそのことを通知した場合、商務長官は、前文で記述される 20 日間の期間について追加期間として 15 日間、延長することができる。
- (C) 輸出許可申請者から、そのような入手可能性が存在する旨の申し立てを受け次第、或いは適切な管轄の技術諮問委員会により、そのような入手可能性が存在する旨の保証が提出され次第、商務長官は、自ら進んで副節(A)のもとでの外国製品の入手可能性の裁定を行なうことができる。そのような申し立て又は保証を受け次第、商務長官は、官報にその申し立て又は保証の通告を公表するものとし、さらに、その受領後 30 日以内に、外国製品の入手可能性の裁定を行ない、官報にその裁定を公表するものとする。商務長官が 30 日の期間内にその裁定を行わず、公表しなかった場合、関係する貨物又は技術は、副節(B)でいうところにおいて、関連する国又は国々に輸出できるものとして指定されたものとみなすものとする。
- (D) (1), (2), (3) 及び(4)項の条項は、本項のもとでの外国製品の入手可能性の裁定に関しては適用されない。

(6) 外国製品入手可能性担当局—

商務長官は、商務省に輸出管理担当の商務次官の指示をうけることになる外国製品入手可能性担当局を設置しなければならない。この局は、商務長官が本法律のもとで外国製品の入手可能性を裁定するために必要なすべての情報の収集及び分析に対する責務を負うものとする。商務長官は、会計年度中の各 6 か月の期間の終りに、その 6 か月の期間における、当局のオペレーションに関する情報、及び、外国製品の入手可能性を査定する政府の能力の改善に関する情報（要員のトレーニング、コンピュータの利用及び海外商業サービス局担当官の利用に関する情報を含む）を、上院銀行住宅都市委員会及び下院国際関係委員会に対して利用できるようにしなければならない。そのような情報には、その 6 か月の期間において本法律のもとに行なわれた外国製品の入手可能性が存在する、或いは（場合によっては）存在しない旨の代表的な裁定の記述を、その裁定の説明とともに含めなければならない。

(7) 情報の共有—

米国の各省庁又は機関（諜報機関を含む）及び当該省庁又は機関のすべての請負契約者は、商務長官の要請に基づき、かつ、情報筋及び情報手段の保護に沿って、本法律に基づく輸出規制の対象となる貨物及び技術の外国製品の入手可能性に関する情報を、外国製品入手可能性担当局に提供しなければならない。そのような各省庁又は機関は、その省庁又は機関内の研究所又はその他の設備からの情報に対して、外国製品入手可能性担当局がアクセスできるようにしなければならない。

(8) それほど高性能ではない貨物又は技術に対する規制の解除—

商務長官が、本副節の(1), (2), (3)若しくは(4)項又は本節の副節(h)の(6)項に基づいて、貨物又は技術の輸出に対して特別輸出許可を要求できない場合、同様の貨物又は技術であって、その貨物又は技術の、本節のもとでの輸出規制の根拠となる機能、技術的アプローチ、性能の最低基準及びその他の属性が、特別輸出許可の要求事項が適用項のもとに削除される貨物又は技術の技術的パラメータを超えないものの輸出に対して、商務長官は特別輸出許可を要求することができない。

(9) すべての外国製品の入手可能性査定の通告—

商務長官は、商務長官が本副節又は副節(h)(6)のもとに外国製品の入手可能性の査定に着手するときはいつでも、官報でその査定の通告を公表しなければならない。

(10) 入手可能性の定義—

本副節並びに副節(f)及び(h)でいうところの用語'規制国に対して実際に入手可能である'には、次の

いずれかに該当する国における貨物又は技術の生産又は入手可能性を含む—

- (A) その国から規制国への貨物若しくは技術の輸出が制限されていない国；又は
- (B) その国において、そのような輸出制限が商務長官により効果がないと裁定されている国。副項(B)でいうところの二国間又は多国間の国家安全保障上の輸出規制の対象となる貨物又は技術のリストに掲げられている貨物又は技術を単に包含しているだけでは、ある国が規制国に向けての当該貨物又は技術の輸出を規制する有効な手段を備えていることの信頼できる証拠には当たらないものとする。

(g) インデクセーション（指数化方式：性能レベルにスライドさせること）—

- (1) 特別輸出許可及び複合的な輸出を認可するその他の輸出許可についての要求事項が、その要求事項の対象となる貨物又は技術が米国の国家安全保障に関して陳腐化してくる故に定期的に削除されることを確実にするため、商務長官により公布された規則は、必要に応じて、そのような輸出許可要求事項の対象となる貨物又は技術の性能レベルの年1回の引き上げを規定することができる。商務長官によって公布される規則において、もはやその規則で制定された性能レベルに満たない技術が本節の副節(c)に基づいて制定されたリストから削除しなければならないとする予期されるニーズを、そのような輸出許可要求事項から貨物又は技術を削除する1つの基準として制定しなければならない(ただし、商務長官が規定すべき除外条項及び手続きに基づいて、米国の他の省庁又は機関がその削除に反対し、商務長官が、その反対を根拠に当該貨物又は技術がリストからされるべきでないとした場合を除く)。商務長官は、本副節で定める反対が起こらない限り、リストから削除される貨物又は技術に関するサイト視察要求事項を必要に応じて削除することも考慮しなければならない。

(2) (A) 本副節を実施する際に、商務長官は、以下に該当する貨物又は技術の性能レベルの年1回の見直しを実施しなければならない—

- (i) 包括輸出許可[distribution license]のもとに輸出できるもの、
- (ii) 中華人民共和国への輸出が調整委員会として知られているグループに参加している政府への通知のみを必要とするものより下位にあるもの、及び
- (iii) 本節の副節(b)(2)又は(b)(3)のもとに輸出の承認又は許可を必要としないものより下位にあるもの。商務長官は、これらの見直しに基づくそのような性能レベルの適切な調整をしなければならない。

(B) 商務長官が以下の要請を受けた場合—

- (i) 包括輸出許可[distribution license]のもとに輸出ができる貨物の資格要件又は最低基準を改訂すべきとする要請、並びに
- (ii) 当該貨物の輸出者、当該貨物を生産する産業界の代表者又は本節の副節(h)のもとに設立された技術諮問委員会により行なわれた要請であって、商務長官が、他の適切な政府機関及び本節の副節(h)のもとに設立された技術諮問委員会に意見を聞いた後、そのような資格要件又は最低基準におけるこのような改訂或いはいくつかの他の適切な改訂を行なうか否かを裁定しなければならない。この裁定をする際に、商務長官は、米国外の供給源からの貨物の入手可能性について考慮しなければならない。商務長官は、要請が提出された日から90日後以内に、本副項のもとに行なわれた要請に関して、裁定しなければならない。この要請に基づく商務長官の裁定が改訂すべきとの裁定であった場合、この要請が提出された日から120日後以内に、この改訂が実施され、官報において公表されなければならない。

(h) 技術諮問委員会—

- (1) 本節のもとの輸出規制の対象となる貨物若しくは技術、又は米国の国家安全保障にとって重要であるが故にそのような規制が考慮されている貨物若しくは技術を生産する産業界の重要部分の代表者による書面での要請があり次第、商務長官は、商務長官が技術的な問題、生産及び技術の世界中における入手可能性及び現実の利用状況、又は輸出許可手続きに関する事情のために評価が困難と裁定した貨物又は技術に関して、技術諮問委員会を設置しなければならない。この各委員会は、米国の産業界及び政府（商務省、国防総省、國務省、諜報機関及び、商務長官の裁量により、その他の政府省庁及び機関を含む）の代表者により構成しなければならない。産業界の代表者であって、その委員会に勤める者は、連続して4年を超えてその委員会に勤めてはならない。

(2) (1)項に基づいて設立された技術諮問委員会は、商務長官、国防長官及び他の省庁、機関又は大統領が本法律のもとに権限を委任した米国政府担当官に、本法律の§3(2)(A)で示される政策を実行するために立案された措置に関して助言したり援助しなければならない。これらの問題に関して専門知識を持っている当該委員会は、次の(A)から(F)を含む事情に関して意見を聞かれるものとする：

- (A) 技術的な問題、
- (B) 生産技術の世界中における入手可能性及び現実の利用状況、
- (C) 貨物又は技術に適用される輸出規制のレベルに影響を及ぼす輸出許可手続き、
- (D) 副節(c)(4)で規定される規制リストの改訂(米国が参加している多国間規制の提案された改訂を含む)、
- (E) 規則の発行、並びに(F)本法律の§3(2)(A)で示される政策を実行するために立案された措置に関連するその他の事情。

本副節におけるどの条文も、商務長官又は国防長官が、いつでも、産業界の代表者又は一般大衆と相談することについて、これらの者が技術諮問委員会のメンバーであるかどうかにかかわらず、妨げないものとする。大衆のメンバーは、商務長官によって定められた規則に基づいて、この委員会に証言を提出する妥当な機会を与えられるものとする。

- (3) この委員会のメンバーの要請があり次第、商務長官は、商務長官は適切であると裁定した場合、このメンバーの任務に関連して、このメンバーが支払った旅費、食費及びその他の必要経費を、当該メンバーに返済することができる。
- (4) このような各委員会は、委員長を選出し、その委員長の召集で少なくとも3か月ごとに会合しなければならない(ただし、委員長が、委員会の他のメンバーと協議する中で、そのような会議が本副節の目的を達成するために不要であると裁定した場合を除く)。このような各委員会は、商務長官により2年間の追加期間が延長されない限り、2年の期間後に終了するものとする。商務長官は、その委員会の終了又は延長に関して、その委員会と協議しなければならない。
- (5) 技術諮問委員会の業務を容易にするため、商務長官は、本法律の執行に関わっている他の省庁及び機関とともに、そのような各委員会に対し、その委員会が助言を提出する貨物又は技術に対し施行中或いは企図している輸出規制の理由に付随する充分な情報を、国家安全保障に沿って、開示しなければならない。
- (6) 技術諮問委員会設立に関連する貨物又は技術について、米国外(多国間輸出規制に米国とともに参加している国を含む)の供給源から規制国に、当該貨物又は技術の輸出に対する特別輸出許可の要求事項が本節の副節(a)で示される目的を遂行する上で効果がなくなるほどの充分な量で、かつ、匹敵する品質で実際に入手可能になっていることを、技術諮問委員会が商務長官に証明した場合はいつでも、技術諮問委員会は、商務長官に証明が行なわれたのと同時に、その証明を、その証明の証拠資料とともに議会に提出しなければならない。商務長官は、そのように証明された外国製品の入手可能性を調査し、さらに、証明が行なわれてから90日後以内に技術諮問委員会と議会に以下の内容を述べた報告書を提出しなければならない—

- (A) 商務長官は、外国製品の入手可能性のため、その貨物若しくは技術の輸出に対する特別輸出許可の要求事項を削除した、
- (B) 商務長官は、外国製品の入手可能性を排除する交渉を行なうことを大統領に勧告した、又は
- (C) 商務長官は、調査を根拠に外国製品の入手可能性が存在しないと裁定した。

報告書は、必要な範囲において機密扱いで提出することができる。商務長官が外国製品の入手可能性を排除する交渉を行なうことを大統領に勧告した場合、大統領はしかるべき外国政府とその交渉を精力的に遂行しなければならない。商務長官が議会にその報告書を提出してから6か月後以内に、外国製品の入手可能性が排除されなかった場合、商務長官は、6か月の期間終了後に、関連する貨物又は技術の輸出に特別輸出許可を要求することができない。大統領が議会に対して、関係する交渉が進行中であり、関連する輸出規制をしなかった場合に米国の国家安全保障に有害なることを証明した場合、前文で定める6か月の期間を、さらに12か月の間、延長することができる。本項のもとでの交渉に基づいて、貨物又は技術の外国製品の入手可能性を排除することについて他国と合意に至った後において、商務長官は、その国への当該貨物又は技術の輸出に対して特別輸出許可を要求できない。

(i) 多国間輸出規制—

一国による規制が効果的でないこと及び多国間規制を有効とするための一様な執行手段の重要性の認識に立って、大統領は、以下に掲げる目的を達成するために、調整委員会（以下、副節において“委員会”と呼ぶ）として知られているグループに参加している政府との交渉を始めなければならない：

- (1) 委員会の目的及び手続き（委員会の合意による輸出規制品目リストの公表、とともに委員会の当該合意のすべての覚書、見解及びその他の解釈、並びにそれに対する変更点を含む）の一般の理解を高めること。
- (2) 輸出規制政策を調整し、委員会に政策ガイダンスを発行するための参加国政府のハイレベルの代表者による定期的なミーティング。
- (3) 各国政府の輸出規制システムの法的基盤の強化（該当する場合、罰則強化及び出訴期限[期間]法を含む）。
- (4) 委員会による規制の対象とする貨物及び技術の移動を検証するための参加国政府による輸出規制証拠資料の調和を図ること。
- (5) 委員会の合意事項の違反に関する情報の調整及び交換のための手続きの改善。
- (6) 委員会の参加国政府により合意された輸出規制の均一で矛盾がない解釈を通して、合意事項を効果的に実施するための手続き。
- (7) 委員会の参加国政府による国家の輸出許可及び執行活動の協調（輸出許可の現状を査定し、最終用途の検証を確実なものとするための十分な専門技術を含む）。
- (8) 輸出規制を執行するためのより効果的な手続き（不法輸出を取調べ、防止する執行官の適切なトレーニング、リソース及び権限を含む）。
- (9) 個々の国家の輸出規制システム及び委員会の機能を強化するために適切なリソース提供の合意。
- (10) 不必要な輸出規制の排除及び有効な規制リストの維持による合意事項の執行の改善及び順守。
- (11) 国際規制リストに掲げられている貨物及び技術の輸出を制限することについて委員会参加国以外の政府の合意を得る際に、委員会参加国間の協力を強化し、この合意に関連する輸出規制手段の計画及び実行に協力するため委員会内に継続的な仕組みを確立し、さらに、規制国がこのような品目を引き続いて入手可能である場合、又は当該品目がもはや委員会参加国の共通の戦略目的にかなわない場合、国際規制リストから品目を削除するための合意。国際規制リストの見直しのため、大統領は、委員会の米国代表団のアドバイザーとして、見直しが行なわれている品目に関し見識のある産業界の代表者を含めることができる。

(j) 特定の国家との通商協定—

- (1) 米国の会社、企業、又はその他の非政府団体であって、規制国の政府機関と、技術協力の促進を要求し、結果として米国原産の非公開技術資料を米国から他の当事者に輸出することを企図する契約を締結しているものは、当該機関との契約について十分な詳細さで商務長官に報告しなければならない。
- (2) (1)項の条項は、単科大学、総合大学、又は他の教育機関には適用しないものとする。

(k) 他国との交渉—

國務長官は、国防長官、商務長官及びその他のしかるべき省庁及び機関の長官との協議において、本法律の§3(9)で示される政策を実行するために貨物及び技術の輸出制限（本節の副節(a)で権限が授与されている）における協力に関して、他国（調整委員会として知られているグループに参加していない国を含む）との交渉（いかなる貨物及び技術が多国間で合意された輸出制限の対象とすべきか並びにこれらの制限の除外としてどの条件を適用すべきかに関する交渉を含む）を実施することに対し責任を持たなければならない。そのような交渉が調整委員会により維持されているものと実際に匹敵する輸出規制に関して合意を生み出した場合、商務長官は、個別又は複合輸出許可のいずれによるかにかかわらず、この契約当事国に対する輸出を、調整委員会の参加国への輸出に対して扱われているのと同じ方法（本節の副節(b)(2)及び本法律の§10(o)のもとに輸出が扱われたのと同じ方法を含む）で扱わなければならない。

(l) 規制される貨物又は技術の転用—

(1) 規制国に輸出された貨物又は技術であって、本節のもとに国家安全保障による規制の対象となるものが、輸出許可の条件に違反して許可されていない用途や荷受人に転用されたとする、商務長官により裁定されるところの信頼できる証拠があるときは必ず、商務長官はこの転用が継続している間はずっと、以下の措置を講じなければならない—

(A) 本節における国家安全保障による規制の対象となる貨物又は技術について、その転用に責任のある 1 人若しくは複数の当事者又はその転用に共謀している者への或いはこれらの者によるすべての更なる輸出は、その貨物又は技術が米国外の供給源から入手可能であるか否かにかかわらず、拒絶されるものとする；並びに

(B) 副項(A)で言及される 1 人若しくは複数の当事者に関して、以前に輸出された貨物又は技術の更なる使用を阻止すべき状況において適切であると商務長官が裁定した追加措置を本法律のもとに講じることができる。

(2) 本副節で用いられるとき、用語“許可されていない用途”は、米国の武器リストに掲載されている品目の設計、製造若しくはメンテナンスにおける米国の貨物若しくは技術の使用、又は調整委員会の国際規制リストに掲載されている品目の軍事使用を意味する。

(m) 規制部品及び部分品を含んでいる貨物—

本節のもとでの輸出規制の対象となる部品又は部分品が以下に該当する場合、貨物がこれらの部品又は部分品を単に含んでいるという根拠で、この貨物に対して、本節のもとに或いは法律の他の条項のもとに、輸出規制を課すことはできない—

(1) その貨物の機能にとって欠くことができないもの、

(2) 規制国以外の国において販売されている貨物に通常含まれているもの、かつ

(3) その貨物の総価額の 25%未満しか含まないもの（ただし、その貨物自体が輸出された場合、その貨物全体としての機能的な特性によって米国の国家安全保障に有害になる規制国の軍事力に重大な貢献をする場合を除く）。

(n) 安全保障措置—

商務長官及び関税局長官は、本法律の § 12(a)のもとでの権限にそって、かつ、アメリカ合衆国連邦捜査局長官との協議のもとに、本節のもとでの輸出規制の対象となる貨物又は技術の製造又は取扱いに従事する者に、これらの輸出規制の違反又はくぐり抜けを防止する安全保障システムを開発するための助言及び技術援助を提供しなければならない。

(o) 記録保管—

商務長官、国防長官及び本法律のもとでの或いは本法律における輸出規制の対象となる貨物又は技術のリストの改訂版のもとでの輸出許可申請に関して相談を受けたその他の省庁又は機関は、このような輸出許可申請又は改訂版（事実に基づく分析的な助言、勧告又は決定を含む）に関するそれぞれの助言、勧告又は決定の記録をし、保管しなければならない。

(p) 国家安全保障規制局—

本節のもとでの商務長官の政策及びその他の権限の責務を遂行する際に助力するため、国防総省の中に、政策担当の国防次官の指揮を受ける国家安全保障規制局が設置されている。国防長官は、国防長官が適切と考える権限及び責務に加えてこのような補助的な機能を、この局に委任することができる。

(q) 農産物の除外—

本節においては、農産物（脂肪、油並びに動物の獣皮及び皮革を含む）に対する輸出規制の権限を与えていない。

(a) 権限—

- (1) 本法律の § 3 の (2) (B)、(7)、(8) 又は (13) で示される政策を実行するために、大統領は、米国の外交政策を意義あるものとして促進するため、或いは米国が宣言した国際的な義務を果たすために必要な範囲で、米国の管轄権の対象とする貨物、技術若しくはその他の情報、或いは米国の管轄権の対象となる者により輸出された貨物、技術若しくはその他の情報について、その輸出を禁止したり、縮小したりすることができる。本副節によって与えられる権限は、國務長官、国防長官、農務長官、財務長官、合衆国通商代表並びに商務長官が適切であると考え他の省庁及び機関との協議のうえ、商務長官によって行使されるものとし、また、その権限は、商務長官により発行される輸出許可書によって履行されるものとする。
- (2) 本節により課せられる輸出規制は、たとえ、輸出規制を回避する意図をもって企てられた取引又は行為に対して輸出規制が別途適用されない場合であっても、そのような取引又は行為に適用されなければならない。
- (3) 外交政策上の目的で維持される輸出規制は、副節 (b) 及び (f) に従って大統領により延長されない限り、1979 年 12 月 31 日又は輸出規制を課してから 1 年後のいずれか後に、失効するものとする。その延長期間は、1 年を超えないものとする。
- (4) 商務長官が本副節のもとに輸出許可を拒絶した場合はいつでも、商務長官は、当該輸出許可の拒絶の申請者への通告書において、輸出許可が本副節に記載されている権限により拒絶されたこと並びに本節の副節 (b) で示される基準に照らして拒絶した理由を明記しなければならない。商務長官は、輸出許可を求めている貨物又は技術に対して、もしあれば、どのような修正又は限定が、本節のもとに履行される規制に矛盾がないように当該輸出ができるかについても、その通告書に含めなければならない、或いは、商務長官は、該当する場合、申請者が、当該申請に精通している商務省の担当官及び職員に対して、その修正又は限定に関する相談を正当に利用できようになることについて、その通告書に含めなければならない。
- (5) 本法律の § 10 の条項に従って、本節のもとでの輸出許可申請であって、國務長官が審査を要請したものについて、國務長官は審査する権利を有するものとする。
- (6) 外国の供給源から入手可能な貨物、技術又は情報を使用できる国への輸出に対する本節のもとでの輸出規制であって、それゆえに、その規制の結果としてほとんど経済的なコストを負わない輸出規制について、これを課したり、延長したり、拡大したりする前に、大統領は外交手段を通して、その国がとった特定の行為（その行為に応じて規制が提起されている行為）と米国の行為との違いを明確にし、当該行為に対する米国の不快を表す機会を提示する輸出規制に代わる代替策を用いなければならない。そのような代替策には、外国の首脳との私的な討議、民間外交が利用できないか、効果がない状況では公開陳述書、大使の召還、及び関与国が米国内に所有することが許可されている外交官の人数の削減を含む。

(b) 基準—

- (1) 大統領が以下のことを裁定した場合にのみ、大統領は本副節の (2) 項に従って、本節のもとに輸出規制を課したり、延長したり、拡大することができる—
 - (A) その規制が、他のファクター（その規制を提起された貨物又は技術の他国からの入手可能性を含む）に照らして、意図する外交政策の目的を達成する見込みがあり、さらにその外交政策が交渉又はその他の代替手段では達成できない場合；
 - (B) 提起された規制が、米国の外交政策上の目的と矛盾せず、かつ、輸出が提起された規制の対象となる国に対する米国の全般的な政策とも矛盾しない場合；
 - (C) 米国により当該輸出規制を課したり、延長したり拡大することに対する他国の対応が、意図する外交政策上の目的の達成において、その規制を無効なものにするか、或いは米国の外交政策上の国益に逆効果になる見込みがない場合；
 - (D) 米国の輸出実績、国際経済における米国の競争力、貨物及び技術の供給者としての米国の国際的信望、又は米国の個々の企業並びにその従業員及び地域社会の経済的安寧に対する、提起された規制の効果が、米国の外交政策上の目的に対する利益を超えていない場合；並びに
 - (E) 米国が、提起された規制を効果的に実施する能力を持っている場合。
- (2) 1985 年制定の輸出管理法の制定日 [1985 年 7 月 12 日] 時点で本節のもとで有効なこれらの輸出規制

に関して、大統領は、これらの規制を延長するか否かを決定する際に、本節の副節(a)(3)で要求されるところにより、本副節の(1)項で示される基準を考慮しなければならない。また、輸出規制の変更による外交政策に及ぼす結果を考慮しなければならない。

(c) 産業界との協議—

商務長官は、本節のもとに輸出規制を課す前に、すべての可能性のある場合において、影響を受ける米国の産業界及び1974年制定の通商法[19 U.S.C. § 2155]の§ 135のもとに設立された適切な諮問委員会と協議し、助言を求めなければならない。そのような協議及び助言は、副節(b)(1)で示される基準及び商務長官が適切と考えるその他の事柄に関するものでなければならない。

(d) 他国との協議—

本節のもとに輸出規制を課す場合、大統領は、最先の適切な機会に、米国と協力して輸出規制を維持している国及び大統領が適切と考えるその他の国と、副節(b)(1)で示される基準及び大統領が適切と考えるその他の事柄に関して協議しなければならない。

(e) 代替手段—

本節のもとに輸出規制を課すことに訴える前に、大統領は、交渉又はその他の代替手段を通し、規制の目的を達成するために妥当な努力が行なわれていたかについて裁定しなければならない。

(f) 議会との協議—

- (1) 大統領は、議会（下院の国際関係委員会及び上院の銀行住宅都市委員会を含む）と協議を行なった後でのみ、本節のもとに輸出規制を課すか若しくは拡大するか、又は本節の副節(a)(3)で義務付けている規制を延長することができる。
- (2) 大統領は、次の内容を明記した報告書を議会に提出するまで、本節のもとに輸出規制を課したり、拡大したり、延長することはできない—
 - (A) 規制の目的を明記すること；
 - (B) 副節(b)(1)で示されるそれぞれの基準に関する大統領の裁定（副節(b)(2)で定める輸出規制の場合には、大統領の意見）、その裁定（又は意見）の根拠、並びにこの規制の可能性のある有害となる外交政策上の悪影響の重要性を明記する明確にすること；
 - (C) 副節(c)に基づく産業界及び副節(d)に基づく他国との協議の性質、主題、結果又は計画を記述すること；
 - (D) 副節(e)のもとに企てられた代替手段の種類及び結果、或いはそのような代替手段を試みずに規制を課したり、拡大したり延長する理由を明記すること；並びに
 - (E) 提起された輸出規制の対象とする貨物又は技術に匹敵する貨物又は技術の他国からの入手可能性を記述すること、及びそのような匹敵する貨物又は技術の外国製品の入手可能性を規制することにおいて外国政府の協力を求めるため、副節(h)に基づいて行なわれた活動の性質と結果を記述すること。そのような報告書には、そのような規制が、米国の外交政策を意義あるものとして促進するか、或いは米国が宣言した義務を促進するかについても示さなければならない。
- (3) 輸出規制の効果を促進するために必要な範囲において、(2)項で義務付けられる報告書の一部を機密扱いの基準で議会に提出することができ、本法律の§ 12(c)の規定に従わなければならない。²
- (4) 農産物の輸出を禁止又は縮小する本節のもとでの輸出規制の場合、(2)項に基づいて提出される報告書は、本法律の§ 7(g)(3)(A)により義務付けられている報告であるとみなされるものとする。
- (5) 本節のもとに義務付けられている書面による報告書に加えて、商務長官は、少なくとも年1回、本節の条項を実行するために政府により講じられた政策及び措置に関する報告を、下院の国際関係委員会及び上院の銀行住宅都市委員会、口頭による証言で提出しなければならない。

² Pub. [公法] 104-316 § 128(c) (110 Stat [法律全集] 3841) において、本副節への順守を査定する目的で会計検査院に提出されるべき報告書について規定する2番目の文章の削除により副節(f)(3)の改訂を行った。

(g) 医薬品及び医療用品並びに特定の食料品の輸出の除外—

本節は、医薬品及び医療用品に対して輸出規制の権限を与えていない。本節は、また、人の基礎生活分野のニーズを満たすことを意図する貨物（限定されるものではないが、食料品、教材、種子及び手道具、医薬品及び医療用品、給水装置、衣類及び住居用の材料、並びにごく基本的な家庭用品を含む）の寄贈品に対して輸出規制の権限を与えていない。食料品に対する輸出規制が、本節のもとに課されたり、拡大されたり、延長される前に、商務長官は、先進諸国に適用される輸出規制の場合、國務長官に通知しなければならない。発展途上国に適用される輸出規制の場合、国際開発庁長官に通知しなければならない。先進国に関しては國務長官が、発展途上国に関しては国際開発庁長官が、食料品に対する提起された輸出規制により無視できない栄養失調が起きるかどうかが裁定しなければならない。また、その裁定を商務長官に通知しなければならない。提起された食料品の輸出規制により無視できない栄養失調が起きることが商務長官に通知された場合、その規制を課したり、拡大したり、延長することはできない（ただし、大統領が、その規制が米国の国家安全保障上の国益を守るために必要と裁定した場合、或いは大統領が、その食料品が必要とされている大部分に届くことを確実なものとするには、現在の協定が不十分であると裁定した場合を除く）。國務長官又は国際開発庁長官によるそのような各裁定、並びに大統領によるそのような裁定は、裁定の理由のステートメントと共に、議会に報告されなければならない。当該貨物又は技術の輸出の主たる意図が人の基礎生活分野のニーズを満たす助けになると大統領が裁定した場合、大統領は、当該貨物又は技術に対して本節による輸出規制を課さないとするのが議会の意向である。本副節は、大統領が国際緊急事態経済権限法 [50 U.S.C. § 1701 以下参照] のもとでの医薬品若しくは医療用品又は食料品の輸出に対し制限を課することを禁じていると解釈してはならない。本副節は、1985年制定の輸出管理改正法の制定日[1985年7月12日]時点で有効である医薬品若しくは医療用品又は食料品（寄贈品を除く）に対する輸出規制には適用されないものとする。本副節の前文の条項にもかかわらず、大統領は、本法律の§3の(13)項で示される政策を実行するため、医薬品、医療用品、食料品及び寄贈品に対して、本節のもとに輸出規制を課することができる。³

(h) 外国製品の入手可能性—

- (1) 本節のもとに輸出規制を適用する際に、大統領は、米国の輸出規制を適用する国及び荷受人への、本節のもとに規制される貨物又は技術に匹敵する貨物又は技術の輸出を規制することにおいて、適切な外国政府と、当該外国政府の協力を求める目的で、交渉を開始し結論を下すためにあらゆる実行可能な手段を取らなければならない。
- (2) 本節の副節(a)(3)に基づいて輸出規制を延長する前に、大統領は、本副節の(1)項のもとに大統領の措置の結果を評価しなければならない。また、本節の副節(f)に基づいて議会に提出する報告書の中に、その評価結果を含めなければならない。
- (3) 本節のもとでの輸出規制が課せられるか延長された日から6か月後以内、或いは1985年制定の輸出管理改正法の制定日時点で有効であった輸出規制の場合にはこの法律の制定日から6か月後以内に、(1)項のもとでの大統領の努力が、これらの輸出規制に関して(1)項で記述される外国政府の協力を確保するのに成功しない場合、それ以降において、商務長官はその輸出規制の対象とする貨物又は技術の外国製品の入手可能性を考慮に入れなければならない。輸出規制の対象とする貨物又は技術が、輸出許可を拒絶しても規制の目的の達成において効果がないほど充分な量で、かつ匹敵する品質で米国の国外の供給源より輸出規制国に入手可能であると、商務長官が断定的に裁定した場合、商務長官は、その外国製品が入手可能な期間を通して、その貨物又は技術の輸出のために義務付けている輸出許可申請であって、その輸出許可に関するすべての要求事項を満たしている輸出許可申請を承認しなければならない。商務長官が当該措置が適切と裁定した場合、商務長官は、本節の副節(l)に基づいて制定されたりリストからその貨物又は技術を削除しなければならない。
- (4) 本副節の(3)項のもとに外国製品の入手可能性を裁定する際に、商務長官は、本法律の§5(f)(3)で示される手続きに従わなければならない。

³ Pub. L. 105-277 § 1422(b)(7) (112 Stat (法律全集). 2681- 793) により、米国国際開発協力庁長官への付託を、国際開発局理事長への付託に改訂した。

(i) 国際的な責務—

副節 (b)、(c)、(d)、(e)、(g) 及び (h) の条項は、米国が当事国の一つである条約に基づく、或いはその他の国際協定に基づく米国の義務を果たすために大統領が本節に含まれている権限（輸出規制を課したり、輸出許可申請を承認若しくは拒絶する権限）を行使する場合には、適用されないものとする。

(j) 国際テロ支援国—

(1) 国務長官が以下の裁定を行なった場合、その国への貨物又は技術の輸出には特別輸出許可が要求されるものとする：

(A) 当該国政府が、国際テロ行為への支援を繰り返し提供した。

(B) そのような貨物又は技術の輸出が、当該国の軍事力（軍事兵站力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、或いは国際テロ行為への支援に対する当該国の能力を強化する可能性がある。

(2) 商務長官及び国務長官は、下院の国際関係委員会及び上院の銀行住宅都市委員会に、(1) 項で義務付けている特別輸出許可を発行する少なくとも 30 日前までに通知しなければならない。

(3) (1) (A) 項のもとでの国務長官の各裁定（反テロリズム及び 1989 年制定の武器輸出改正法の制定日 [1989 年 12 月 12 日] 時点で効力を有する各裁定を含む）は、官報の中で公表されなければならない。

(4) (1) (A) 項のもとでの国務長官によって行なわれた裁定は撤回されないものとする（ただし、大統領が次のいずれかに該当する報告書を下院議長並びに上院の銀行住宅都市委員会委員長及び外交関係委員会委員長に提出した場合を除く）—

(A) 提議された撤回が効力を生ずる前においては、以下の内容を証明する報告書—

(i) 当該国の政府の指導部及び政策に根本的な変化がおきている；

(ii) その政府が国際テロ行為を支援していない；並びに

(iii) その政府が、将来において国際テロ行為を支援しないという保証を提出している；又は

(B) 提議された撤回が効力を生ずる少なくとも 45 日前までにおいては、撤回を正当だと理由づけ、以下の内容を証明する報告書—

(i) 当該国政府が、それに先立つ 6 か月の期間を通じて、国際テロ支援を提供していないこと；並びに

(ii) 当該国政府が、将来において国際テロ行為を支持しないという保証を提供していること。

(5) 商務長官及び国務長官は、(2) 項により義務付けている通知に以下の内容を含めなければならない—

(A) 提供される貨物又は役務の詳細な説明（輸出許可を望む物品の能力の簡潔な説明を含む）；

(B) 輸出又は移転が行なわれることを企図する外国又は国際組織が、その輸出又は移転の対象となる貨物又は役務を必要としている理由、並びにその国又は組織がどのような方法でその物品、役務、又は設計建設役務を使用することを意図しているかの説明；

(C) 企図された輸出又は移転が米国の国益のためになる理由；

(D) 企図された輸出又は移転が行われる先の外国又は国際組織の軍事力に対して、その輸出又は移転が与える影響の分析；

(E) 企図された輸出が、その輸出の対象とする貨物又は役務が引き渡される先の地域にある国々の相対的な軍事力にどのような仕方で影響を及ぼすかの分析、及びその地域にある他の国々が匹敵する種類と量の物品、役務又は設計建設役務を有しているか否かの分析；並びに

(F) 企図された輸出又は移転が、その輸出の対象である貨物又は役務が引き渡される先の地域にある国々と米国との関係に及ぼす影響の分析。⁴

(k) 他国との交渉—

(1) 特定の協定に参加している国—

国務長官は、商務長官、国防長官並びに他の適切な省庁及び機関の長官との協議のうえ、調整委員会として知られているグループ、ミサイル技術規制レジーム、オーストラリアグループ及び原子力供給国グループに参加している国々と以下のことを実行するために貨物及び技術の輸出制限における協力に関して、交渉を実施する責任を持たなければならない—

⁴ Pub. L. 103-236 (§ 736 (108 の Stat (法律全集). 506)) において、副節 (j) (5) を追加した。

(A) 本法律の § 3 (2) (B) [50 U. S. C. app. § 2402 (2) (B)] で示される政策、並びに

(B) 化学、生物、核及びその他の兵器及びこれらの発射装置の拡散に反対し、本副節及び副節(a)と(1)に従って、そのような兵器及び発射装置のデュアルユース部分品の輸出を効果的に制限する米国の政策。そのような交渉は、数ある論点の中で特に、本法律の § 5(b) (2) (C) [50 U. S. C. 附則 § 2402(b) (2) (C)] で特定される原則に沿って、どの貨物及び技術が多国間で合意する輸出制限の対象とされるべきか、並びにその制限の履行を対象としなければならない。

(2) 他国—

国務長官は、商務長官、国防長官並びに他の適切な省庁及び機関の長官との協議のうえ、(1)項で言及されない国々及び国々のグループと、(1)項で示される目的に沿った貨物及び技術の輸出制限における協力に関する交渉を実施する責任を持たなければならない。商務長官は、国務長官及び国防長官との協議のうえ、本法律の § 5(b) (2) (C) [50 U. S. C. 附則 § 2404(b) (2) (C)] で特定される原則に整合するべく決定した輸出制限に関して、そのような交渉により協定が結ばれた場合、商務長官は、その協定の当事国への輸出を、MTCR 支持国に対して扱われるのと同じ方法で、個別輸出許可又はマルチ輸出許可のいずれかにより、扱うことができる。

(3) 裁定の見直し—

商務長官は、ある国に関する(2)項のもとの裁定を、毎年見直さなければならない。商務長官が、§ 5(b) (2) (C) [50 U. S. C. 附則 2404(b) (2) (C)] に従った効果的な輸出規制システムの要求事項を満たしていないと裁定したそれぞれの国について、商務長官は、本副節のもとに規定される国への輸出に対する特恵的な輸出許可の扱いを制限したり、排除しなければならない。

(I) ミサイル技術—

(1) 規制品目の決定—

商務長官は、国務長官、国防長官並びに適切な省庁及び機関の長官との協議のうえ—

- (A) 本節のもとに制定される規制リストの一部として、MTCR の Annex に掲載されているすべてのデュアルユース貨物及び技術のリストを制定し維持しなければならない；並びに
- (B) 本節のもとに制定される規制リストの一部として、ミサイル発射装置の開発に直接的で即時の影響を与えるであろう貨物及び技術であって、MTCR の Annex には含まれていないが米国が他の MTCR 支持国に対して、MTCR の Annex に含まれることを提案しているものを含むことができる。

(2) 個別の特別輸出許可の要件—

商務長官は、以下に該当する輸出に対して個別の特別輸出許可を義務付けなければならない—

- (A) (1)項のもとに制定されたリストに掲載されている貨物又は技術のすべての国への輸出；並びに
- (B) 貨物又は技術の輸出であって、輸出者が、MTCR 支持国でない国においてミサイルの設計、開発又は製造のためのプロジェクト又は施設に行くことを認識している場合。

(3) 輸出許可拒絶の政策—

- (A) (2)項のもとの輸出許可は、貨物又は技術の最終荷受人がミサイル技術規制レジームの支持国ではない国にある施設であって、その施設がミサイルの開発又は建設のために設計されている場合、大抵の場合、拒絶されるものとする。
- (B) (2)項のもとの輸出許可は、貨物又は技術の最終荷受人が、国際テロ行為に対する支援を繰り返し提供していると副節(j)のもとに裁定されている国の政府にある施設である場合、拒絶されるものとする。

(4) 他の省庁との協議—

- (A) ミサイル拡散懸念国への貨物又は技術の輸出に対する(2)項のもとの商務長官の輸出許可承認の裁定は、国防長官及び国務長官との 20 日間にわたる協議の後においてのみ行なうことができる。前文で言及された懸念国は、商務長官及び国防長官との協議のうえ、国務長官により引き続いて機密扱いのリストで維持されるものとする。
- (B) 万が一、副項(A)が適用される輸出許可を承認する商務長官の裁定に、国防長官が合意しない場合、国防長官は、その裁定に対する協議のために提供される 20 日の間に、商務長官にそのことを通知しなければならない。国防長官は、同時に、この論議の解決のため、大統領にその事案を提出しなければならない。商務長官も、その輸出許可申請に関する商務長官の勧告書を大統領に提出しなければならない。

(C) 大統領は、副項(B)のもとに国防長官の提出を受けてから 30 日後以内に、その輸出許可申請につ

いて承認するか不承認としなければならない。

(D) 万が一、国防長官が、副項(B)で規定される時限内に商務長官に通知しない場合、商務長官は、国防長官による通知を待つことなく、その輸出許可申請を承認することができる。万が一、大統領が、副項(C)で規定される時限内に、その輸出許可申請に対する決定を商務長官に通知しない場合、商務長官は、大統領の輸出許可申請に対する決定を待つことなく、その輸出許可申請を承認することができる。

(E) 輸出許可が本副節のもとに発行されてから 10 日後以内に、商務長官は、国防長官及び国務長官に対して、輸出許可申請書及び申請者に発行された添付書類について、関連する長官がその申請書及び書類を受取る必要性を示す範囲において、に提供しなければならない。

(5) 情報の共有—

商務長官は、中央情報局長官により決定される適切な調査機関の担当官及び他の該当する政府機関と、MTCR 装置又は技術及びその他のミサイル関連技術の移転の効果的な監視を確実にする情報共有の手順を確立しなければならない。

(m) 化学生物兵器—

(1) リストの制定—

商務長官は、国務長官、国防長官並びにその他の適切な省庁及び機関の長官との協議のうえ、本節のもとに制定されるリストの一部として、外国政府又はグループが生物化学兵器を開発、製造、蓄積、又は運搬する能力を獲得することに直接的かつ実質的に支援することになる貨物及び技術であって、その輸出許可がそのような能力の獲得或いは増大を防ぐのに有効であるもののリストを制定し、維持しなければならない。

(2) 特別輸出許可要件—

商務長官は、(1)項のもとに制定されるリストに掲載されている貨物又は技術の懸念国への輸出について特別輸出許可を義務付けなければならない。

(3) 懸念国—

(2)項でいうところの用語“懸念国”は、以下に該当する国以外の国を意味する—

(A) 米国が当該国政府とともに、(1)項のもとに制定されたリストに掲載されている貨物又は技術の規制に関する 2 国間又は多国間協定を締結している国；並びに

(B) 国務長官が、商務長官及び国防長官との協議のうえ、1991 年制定の生物化学兵器規制及び交戦状態排除法の目的に整合していると指定すべきその他の国。⁵

(n) 犯罪規制器具—

(1) 犯罪規制及び探知用の機器及び装置は、特別輸出許可によってのみ、商務長官により輸出が承認されるものとする。この法律の § 304 (a) で、“外国政府が生物化学兵器を開発、製造、蓄積、運搬又は使用する能力を獲得することをアシストすることになると大統領が裁定した貨物及び技術の輸出を規制するため、1979 年制定の輸出管理法の権限を用いること”を大統領に指示している。(22 U. S. C. § 5603)。本法律の他の条項にかかわらず、次の (A) 及び (B) が適用される—

(A) 本副節により課せられる輸出制限の結果として、本節の副節 (1) に基づいて制定されるリストにどの貨物又は技術を含めるべきかの商務長官の裁定は、国務長官との同意のもとに行なわなければならない、さらに

(B) 犯罪規制又は探知用の機器又は装置の輸出のための輸出許可申請を承認するか拒絶するかの商務長官の裁定は、本法律の § 10 (e) に基づく申請に関して商務長官に提出された国務長官の勧告に同意を得て行なわなければならない (ただし、商務長官が副項 (A) 又は (B) のもとでの裁定に関して国務長官と合意しない場合、その問題解決のために大統領に付託されるものとする)。

⁵ 1991 年制定の生物化学兵器規制及び交戦状態排除法、Pub. L. No. 102-182、§ 304 (b)、105 Stat (法律全集) 1245、1246-1247 において、副節 (m) が追加された。

(2) 本副節の条項は、北大西洋条約機構加盟国、日本、オーストラリア、ニュージーランド又は本副節

及び 1961 年制定の対外援助法 [22 U. S. C. § 2304] の § 502B の目的に沿って大統領が指定すべきその他の国への輸出に関しては適用されないものとする。

(o) 規制リスト—

商務長官は、規制リストの一部として、本節のもとに輸出規制の対象とする貨物又は技術のリスト並びにこの規制が適用される国を制定し、維持しなければならない。商務長官は、規制リストにおいて、どのような貨物又は技術が、並びにどの国又は仕向地が本節のもとに、どの種類の規制の対象になるかについて明確に特定しなければならない。そのようなリストは、商務長官の同意のもと、國務長官により特定される貨物及び技術と整合していなければならない。商務長官と國務長官がリストについて同意できない場合、本事案は大統領に付託されるものとする。そのようなリストは、他国と協力して規制が維持されている場合には少なくとも 3 年毎に、他のすべての国の場合には毎年、本節を実行するために必要な見直しを行なう目的で見直さなければならない。そのような見直しの過程において、本節のもとに米国からの輸出が規制されているものに匹敵する貨物又は技術の、米国又はその領土又は領地以外の供給源からの入手可能性について定期的に評価されなければならない。

(p) 既存の契約及び輸出許可の効力—

大統領は、以下に該当する場合において、本節のもとに貨物、技術又はこれらの情報の輸出又は再輸出を禁止したり縮小することはできない—

- (1) 大統領が本節の副節 (f) に基づいて議会に、当該貨物、技術若しくはその他の情報の輸出若しくは再輸出に対して規制を課すとする大統領の意思を報告した日より以前に締結された契約又は協定の履行する中で行われる場合、又は
- (2) 大統領が議会に以下のことを裁定し保証するまでにおいて、特別輸出許可又は本法律のもとに発行されたその他の認可のもとで行われる場合—
 - (A) 治安妨害が、米国の戦略的な利益に重大で直接的な脅威を引き起こすこと、
 - (B) 当該契約、協定、輸出許可又は認可を禁止又は縮小することが、直接的な脅威を引き起こす状況を除く手段になること、並びに
 - (C) その輸出規制が、直接的な脅威が存続する限りにおいて持続されること。

(q) 特定の規制の延長—

1982 年 2 月 28 日時点で効力を有し、1982 年 3 月 1 日、1982 年 9 月 15 日若しくは 1983 年 1 月 20 日時点で効力が停止された南アフリカに関して本節のもとに課せられた輸出規制は、本副節の制定日 [1985 年 7 月 12 日] 時点で効力を生じ、その制定日から 1 年後まで引き続き有効であるものとする。その 1 年の期間終了後に、本副節により有効になったいずれの規制も、本節の副節 (b) 及び (f) に従って大統領により延長することができる。

(r) 規制を課す拡大された権限—

- (1) 本節の副節 (c)、(d)、(e)、(g)、(h) 又は (p) に含まれる制限なしに、本節のもとに輸出規制を課す必要があると大統領が裁定したいかなる場合においても、大統領が提議された規制に関する本節の副節 (f) に基づく報告書とともにその裁定を議会に提出した場合にのみ、並びに、これらの規制を課す権限を与える法律が制定される場合にのみ、大統領はそれらの規制を課すことができる。議会が大統領の裁定及び報告書を受け取ってから 30 日後以内に、それらの規制を課す権限を与える両院の合同決議案が上院又は下院のいずれかに提出された場合、その合同決議案は上院銀行住宅都市委員会及び下院の適切な委員会に付託されなければならない。その付託から 30 日後の終了時点で、そのいずれの委員会も合同決議案を報告しなかった場合、その委員会は合同決議案の更なる審理から放免されるものとする。
- (2) 本副節でいうところの用語“合同決議案”は、その決議条項の後に以下の通りの本文が付帯される合同決議案をいう：

“大統領の裁定とともに議会に提出された報告書で示されている輸出規制に関する、1979 年制定の輸出管理法 の § 6 (r) (1) のもとでの大統領の裁定を、_____ に受け取った議会は、大統領がそれらの輸出規制を課すことを正当と認める。” (空欄に、裁定及び報告書を受け取った日にちが記

入される)。

- (3) (1) 項で言及される 30 日の期間の計算において、確定した期日に対して 3 日以上休会の理由により、若しくは議会の無期限延期の理由により、上院と下院の双方が閉会中の日数は除外されるものとする。

(s) スペアパーツ—

- (1) 大統領が本節のもとに輸出規制を課したり、延長すると同時に、大統領は、その輸出規制の対象とする貨物に内蔵している部品の交換部品に対してその輸出規制が適用されるか否かについて裁定しなければならない。
- (2) 本副節の制定日[1988 年 8 月 23 日]以前に、本節のもとに課せられている輸出規制に関して、米国から合法的に輸出された貨物に内蔵している部品と 1 対 1 の基準で交換するために輸出された交換部品について、個別の特別輸出許可は義務付けられないものとする(ただし、その部品にはそのような輸出許可を義務付けるべきであると大統領が裁定した場合を除く)。

第 7 節 不足物資規制

(a) 権限—

- (1) 本法律の § 3(2)(C) で示される政策を実行するために、大統領は、米国の管轄権の対象とする貨物又は米国の管轄権の対象とする者により輸出された貨物の輸出を禁止したり縮小することができる。本法律の § 3(2)(C) で示される政策を実行するために輸出を縮小する際に、大統領は、これまでの輸出の履歴以外のファクターに基づいて、輸出許可の一部を割り当てるものとする。そのようなファクターには、ある国が米国の貨物に関する公正な貿易業務に従事している程度及び供給不足となった期間において米国を公正に待遇した程度を含むものとする。
- (2) 本法律の § 3(2)(C) で示される政策を実行するために貨物の輸出に量的な制限を課し次第、商務長官は、その制限に関して官報で公表される通告の中に、公表日から 15 日以内に、その制限の影響及びそれを実施するために用いられるライセンス方法についての書面でのコメントを提出する案内を含めなければならない。
- (3) 本節のもとに輸出規制を課す際に、大統領の権限には、限定されるものではないが、輸出許可料金を課すことを含むものとする。

(b) 監視—

- (1) 本法律の § 3(2)(C) で示される政策を実行するために、商務長官は、1970 年制定の農業法[7 U. S. C. 612c-3]の § 812 の報告要求事項の対象とする貨物を除くいかなる貨物であっても、その輸出及び輸出契約について、国内の供給量と比較して当該輸出量が、国内の価格高騰又は国内の品不足の一因となっている或いはその可能性がある場合、並びにその価格高騰又は品不足が経済又はある経済分野に重大で有害な影響を及ぼしているか或いはその可能性がある場合、監視しなければならない。このような監視は、その監視が結果として、供給不足の状況又は深刻なインフレを誘発する価格上昇を緩和するため、又は(輸出規制が必要な場合) 時宜を得た方法でこの規制を課すことを可能にするための政策を、本法律の 3(2)(C) に従って開発することができるのに十分なデータベースとなることを確実にするのに十分な時期に開始しなければならない。このような監視を実施する際に商務長官が提供を要求した情報は、本副節の(2) 項で規定される場合を除いて、機密扱いにしなければならない。
- (2) このような監視の結果は、監視される各品目、実際の輸出量及び予測される輸出量、国ごとの仕向地、並びに国内及び世界の価格、供給量及び需要量に関して、実行可能な範囲において集められ、かつ、これらについて示す週報に含めなければならない。そのような報告書は、商務長官が週報を正当化する不十分な情報しかないときと裁定した場合、月 1 回で行うことができる。
- (3) 商務長官は、燃料又はエネルギー(原子力エネルギーを除く)の生産、転換又は輸送に通常若しくは主として使用される又は使用されることを意図する設備、機械又は装置(限定されるものではないが以下のものを含む)の輸出に関して、本節のもとでの監視又は輸出規制が正当化されるか否かを裁定するために、エネルギー庁長官と協議しなければならない；
- 掘削リグ、プラットフォーム又は装置；
 - 石油精製、天然ガス処理、液化及びガス化プラント；
 - 合成天然ガス又は合成原油の生産設備；

石油ガスパイプライン、ポンプ場、及び関連設備；並びに石油、ガス、石炭及びその他の燃料を輸送する船舶。

(c) 監視又は規制の請願—

- (1) (A) リサイクル可能な金属材料を加工する産業界の代表若しくは産業界の重要なセグメントである団体（同業組合、企業、労働者の公認又は認知されている労働組合若しくは労働者グループを含む）は、本法律の § 3(2) (C) で示される政策を実行するために、その材料に関して輸出の監視又は輸出規制を課すこと又はその両方を要請する書面での請願書を商務長官に伝達することができる。
- (B) 各請願書には、商務長官が定めるべき書式によるものとし、要請する措置を裏付ける情報を含めなければならない。請願書は、請願者が正当に入手可能な情報であって、本副節の (3) (A) 項で示される各基準が満たされることを示すものを含めなければならない。
- (2) (1) 項で記述される請願書を受理してから 15 日後以内に、商務長官は、官報において通告を公表しなければならない。通告は、以下の内容でなければならない：
 - (A) 請願の対象とする材料の名称を含むこと、
 - (B) 米国から輸出される国内及び外国の貨物の統計分類で示される材料の別表 B 番号を含むこと、
 - (C) 請願書が、その材料の輸出に関して、規制若しくは監視又はその両方が課せられることを要請しているか否かについて示すこと、
 - (D) 当該事項に関する書面でのデータ、見解又は論拠を（口頭のプレゼンテーションの機会の有無にはかかわらない）、関係者が商務長官に提出する期間として、その通告の公表日から 30 日の期間を提供すること。請願の対象とする材料に関する請願者若しくは (1) (A) 項で記述されるその他の団体の要請を受けて、或いは当該材料の製造者若しくは輸出者の代表団体の要請を受けて、商務長官は、請願の問題に関して公聴会を実施しなければならない、この場合において 30 日の期間を 45 日に延長することができる。
- (3) (A) (2) 項で記述される 30 日又は 45 日（場合による）の期間終了後の 45 日以内に、商務長官は、本法律の § 3(2) (C) で示される政策を実行するために、請願の対象とする材料の輸出に対して監視若しくは規制又はその両方のいずれを課すかを裁定しなければならない。そのような裁定をする際に、商務長官は以下のことについて裁定しなければならない—
 - (i) 特定の期間に関して、国内の供給と需要の関係において、当該材料の輸出の著しい増加があったか否か；
 - (ii) 当該材料の国内価格の著しい増加又は需要に比較して当該材料の国内における品不足があったか否か；
 - (iii) 当該材料の輸出は、(ii) 項で認められた国内価格の高騰又は需要に比較しての品不足の他の原因と同じくらい重要であるか否か；
 - (iv) (ii) 項で認められた国内価格の高騰又は需要に比較しての品不足が、国家経済又は国内経済のいずれかの分野（国内産業を含む）に著しい悪影響を及ぼしているか或いはその可能性があるか否か；並びに
 - (v) 監視又は規制又はその両方が、本法律の § 3(2) (C) で示される政策を実行するために必要であるか否か。
- (B) 商務長官は、監視又は規制又はその両方を課すかどうかの副項 (A) に基づく商務長官の裁定についての詳細な理由の声明（その裁定の裏づけとなった事実確認を含む）を官報において公表しなければならない。
- (4) 材料の輸出に対する監視又は規制を課すことを、(3) 項のもとに裁定を行ってから 15 日後以内に、商務長官は、当該監視又は規制に関して提議された規則を官報で公表しなければならない。そのような提議された規則の公表から 30 日後以内に、かつ、提議された規則に対するパブリックコメントを検討した後に、商務長官は、当該監視又は規制に関する最終的な規則を公表し実施しなければならない。
- (5) 本副節に基づき、官報において通告を公表し、公聴会の予定を決める目的で、商務長官は、同様の若しくは関連する材料に係る請願書及び当該請願書に対する対応を整理統合することができる。
- (6) 特定の材料又は材料群に関する請願書が本副節で定められるすべての手続きに従って検討された場合、商務長官は、以前の請願書の検討が完了しから 6 か月後以内に提出された同様の材料又は材料

群に関する異なる請願書について、著しく変化した状況がない限り、本副節のもとでの全面的な検討に値しないことを裁定することができる。

- (7) 本副節のもとに提出された請願書に関して本副節で示される手続き及び期限は、その請願書の対象物と同じ対象物に関しては、商務長官の主導で着手されている審査に優先されるものとする。
- (8) 商務長官は、請願書が金属材料に関して(1)(A)項のもとに提出された後において、ただし以下に該当する場合にのみ、当該材料に関して商務長官が(3)項のもとに裁定を行なう前において、その材料の輸出に対して臨時に監視又は規制を課することができる—
- (A) そのような臨時措置をとらなかった場合、その結果として、その請願書を提出している団体又は国家経済若しくはそのセグメント（国内産業を含む）に取り返しのつかない損害を生ずる場合、かつ
- (B) 商務長官が、本法律の§3(2)(C)で示される政策を実行するために、そのような措置が必要であると考えられる場合。
- (9) 本副節のもとでの権限は、本法律の他の条項のもとでの商務長官の権限に影響を及ぼすと解釈してはならない（ただし、商務長官が、商務長官の主導により、リサイクル可能な金属材料の輸出に対して監視又は規制又はその両方を課すことを本節の権限のもとに裁定した場合にあっては、商務長官は、本副節の(3)(A)及び(B)項に従って当該措置の理由を公表しなければならない）。
- (10) 本副節に含まれるどの条文も、本法律の権限のもとに監視又は規制を課したり廃止する裁定に関連する情報を商務長官に機密扱いで提出することを排除したり、本副節のもとに要求される裁定に至る際に商務長官による当該情報を検討することを排除するものと解釈してはならない。本項の条項が、米国法典第5編§552(b)の適用可能性に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(d) 国内で生産された原油—

- (1) 本法律の他の条項[50 U.S.C. app. §2401–§2420]にもかかわらず、また、1920年制定の重要富鉱地区リース法(30 U.S.C. 185)の§28の副節(u)にもかかわらず、アラスカ横断パイプライン許認可法(43 U.S.C. 1652)の§203に基づいて与えられた連邦通過権によってパイプラインにより輸送される国内で生産された原油は、本副節の(2)項を条件として、米国又は米国の領土及び領地から輸出することができる（ただし、以下に該当する原油を除く）：
- (A) 隣接する外国で精製及び消費されるために、その国に輸出される原油であって、その国から米国に輸出されているのと同量の原油と交換に輸出されるもの；そのような交換は、輸送の利便性若しくは効率向上を通して、結果として、本副節の(2)(A)(ii)項で記述される米国内の石油製品のより低い消費者価格に結びつかなければならない、
- (B) 隣接する外国の地域を横断し米国に再入国する輸送の利便性若しくは効率向上のために一時的に輸出される原油；又は
- (C) 副項(A)及び(B)項のもとでの輸出に加えて、カナダに輸送され、カナダで消費される原油であって、その量が1日当たり年平均で50,000バレル以下のもの（ただし、このような原油の海洋運輸が米国法典第46編§12106のもとに米国の沿岸貿易の船籍書類を与えられた船舶によって行わなければならないことを除く。）⁶
- (2) (1)項に含まれる禁止の対象とする原油は、以下に該当する場合にのみ、輸出することができる—
- (A) 大統領が、当該原油の輸出（交換を含む）が以下の条件を満たすとの明確な事実認定と公表を行なったあと、議会にそのことを勧告した場合—
- (i) 米国内で精製若しくは貯蔵される石油、又は米国に輸送され米国内で販売されるために合法的に引き渡される石油の総量を減少させたり、品質を低下させないこと；
- (ii) そのような輸出又は交換が開始されてから3か月後以内に、結果として次のことに結びつくこと：
- (I) 輸入される原油を購入する精製業者に対する入手対価が、そのような輸出又は交換がない場合に、その精製業者が、国内で生産された石油に対して支払うべき入手対価よりも低いこと；かつ

⁶ 米国カナダ自由貿易協定、Pub. L. [公法] 100-449, § 305, 102 Stat. [法律全集] 1851, 1876。

(II) そのような対価の節減の75%以上が、そのような輸入される原油から精製された製品の卸

売り価格及び小売価格に反映されていること；

(iii) 米国の原油の供給が中断されたり、危機にさらされたり、減少した場合、終結することができる契約にのみ従っていること；

(iv) 当該原油の輸出が、国益を保護するために明らかに必要であること；並びに

(v) 当該原油の輸出が、本法律の規定に従っていること；並びに

(B) 大統領が、大統領の議会への勧告の中に、そのような事実認定を収載し、かつ、議会がその勧告を受けてから 60 日後以内に、この事実認定に基づいて当該輸出を承認し、その後立法化される合同決議案に合意した場合。

(3) 本節の他の条項又は他の法律の条項（1920 年制定の重要富鉱地区リース法[30 U. S. C. § 185(u)]の § 28 の副節 (u) を含む）にもかかわらず、大統領は、1979 年 6 月 25 日以前にある国と米国により締結された 2 国間国際石油供給協定に基づいてその国に石油を輸出することができるし、或いは国際エネルギー機関の国際的な緊急時石油融通計画に従っていずれの国へも石油を輸出することができる。

(e) 精製石油製品—

(1) 精製石油製品に対して輸出規制を課すことが、本法律の § 3 (2) (C) で示される政策を実行するために必要であると大統領が裁定した場合、大統領は、その裁定を議会に通知しなければならない。もし大統領がそのような輸出規制がもはや不要であると裁定した時にも、大統領は議会に通知しなければならない。そのような輸出規制が必要であるとする裁定が効力を有する期間を通して、いかなる精製石油製品も、そのような輸出を明確に承認する輸出許可に基づく場合を除いて、輸出することができない。精練石油製品又は残留燃料油の輸出許可申請が受理されてから 5 日後以内に、商務長官は、その申請を、輸出者名、企図されている仕向先及び企図されている輸出の総量及び価額とともに議会に通知しなければならない。その通知は、下院の国際関係委員会の委員長及び上院の銀行住宅都市委員会の委員長に行なわなければならない。

(2) 商務長官は、大統領が、企図された輸出が国益にとって極めて重大であって、輸出許可の発行の遅れが国益に悪影響を及ぼすことを書面で下院議長及び上院議長代行に証明しない限り、(1) 項のもとに議会への通知が受理された日を開始日とする 30 日間は当該輸出許可を与えることができない。

(3) 本副節は次に該当する輸出許可申請には適用しないものとする：

(A) 過去の取引関係を基礎として商務長官により確立された履歴をもとにした輸出割当てが適用される国への輸出のための輸出許可申請、又は

(B) ある国への輸出のための輸出許可申請であって、輸出許可証に基づく輸出が、結果として、いずれの会計年度においても米国から当該国への精製石油製品の輸出量が、250,000 バレル以下の場合。

(4) 本副節でいうところの“精練石油製品”は、米国内で精製された或いは米国内で消費するために輸入されたガソリン、灯油、蒸留液、プロパン又はブタンガス、ディーゼル燃料及び残留燃料油を意味する。

(5) 商務長官は、輸出許可申請に対する商務長官による措置における、本副節の条項を根拠とする遅れを考慮に入れるため必要な範囲で、本法律の § 10 で規定する期間を延長することができる。

(f) 特定の石油製品—

米国の外国貿易地域において又はグアムの米国領土において外国の原油から精製される石油製品は、本節のもとに課せられる量的制限から除外されるものとする（ただし、商務長官が製品が供給不足にあると事実認定した場合において、商務長官が輸出を制限するのに必要となる可能性がある規則を発行することができる場合を除く）。

(g) 農産物—

(1) 本節によって与えられる権限は、農産物（脂肪及び油又は動物の獣皮若しくは皮革を含む）に関しては、農務長官の承認なしには行使してはならない。農務長官は、当該貨物の供給量が国内経済の必要量を超えていると農務長官が裁定した期間を通して、当該貨物に関するこのような権限を行使することを承認してはならない（ただし、そのような権限の行使が、本法律の § 3 の (2) 項の副項 (A) 又は

- (B)で示される政策を実行するために必要であると大統領が裁定した範囲を除く)。農務長官は、他の適用される法律の条項のもとに農務長官が有している権限を行使することにより、動物の獣皮及び皮革の輸出販売に関するデータを収集しなければならない。
- (2) 農務長官の承認があり次第、農務長官と協議のうえ、外国により購入される農産物又は外国で使用するために購入される農産物は、その承認以降に、本法律の § 3 (2) (C) で示される政策を実行するために課することができる輸出の量的制限を受けなくなる後日に、輸出するため、米国内にとどめておくことができる。農務長官は、農務長官が十分な保証を受け、かつ、農務長官とともに以下のことを確認しない限り、そのような承認を与えることができない
- (A) 当該農産物が最終的に輸出されること、
- (B) それらの販売又は輸出のいずれにおいても、結果として、不足物資の過剰な流出を生じないこと、また、深刻な国内インフレの影響力を持たないこと、
- (C) 米国内での当該農産物の貯蔵が、国内で所有される農産物を貯蔵できるスペースを過度に制限しないこと、並びに
- (D) そのような貯蔵の目的が、後日の使用のため、当該農産物の備蓄を確立することにあること（他の国への再販や他の国での使用は含まない）。農務長官は、本項を実施するのに必要となる可能性がある規則を発行することができる
- (3) (A) 大統領が、本法律の § 3 の (2) (B)、(2) (C)、(7) 又は (8) 項で示される政策を実行するために農産物に輸出規制を課す場合、大統領は、その措置に関して、規制理由を詳細に示し、規制が実施されることを提議された期間（1年を超えることはできない）を明記した報告書を直ちに議会に伝達しなければならない。議会が、その報告書を受け取ってから 60 日後以内に、輸出規制を課すことを承認する (4) 項に基づく合同決議案を採択した場合、その規制は、報告書で明記される期間、或いは大統領により終了されるまでのいずれか最初に生じた時点まで、有効なものとして存続するものとする。議会が、その報告書を受け取ってから 60 日後以内に、当該規制を承認する合同決議案を採択しない場合、当該規制は、その 60 日間の終了時点で、失効するものとする。
- (B) 副節 (A) 及び (4) 項の条項は、以下に該当する輸出規制には適用されないものとする—
- (i) 輸出規制が課せられた場合、輸出規制が副項 (A) 及び (4) 項のもとに議会により承認された場合、本法律のもとに輸出規制が延長されている場合；又は
- (ii) ある国へのすべての輸出の禁止又は縮小の一部として、その国について輸出規制が課せられている場合。
- (4) (A) 本副節でいうところの用語“合同決議案”は、その決議条項の後に以下の通りの本文が付帯される合同決議案をいう：
- “1979 年制定の輸出管理法 § 7 (g) (3) に基づいて、大統領は、_____に議会に提出した報告書に明記された輸出規制を課すことができる”（空欄に、該当する日付が記入される）。
- (B) (3) 項のもとに下院及び上院に報告書が提出された日に、その報告書で特定される輸出規制に関する合同決議案が、（[大統領の]要請を受けて）大統領自身及び少数党副委員長の代わりに、国際関係委員会の委員長により、或いは委員長及び少数党副委員長により指名された下院議員により、下院に提出されなければならない；あわせて、（[大統領の]要請を受けて）大統領自身及び上院の少数党院内総務の代わりに、上院院内総務により、或いは上院の院内総務及び少数等院内総務により指名された上院議員により、上院に提出されなければならない。その報告書が提出された日に、どちらの議会も閉会中の場合、合同決議案は、それ以降において議会が開会された最初の日に、前文で規定されるとおり、その議会に提出されなければならない。
- (C) 下院に提出されたすべての合同決議案は、適切な委員会に付託され、上院に提出されたすべての合同決議案は、銀行住宅都市委員会に付託される。
- (D) 合同決議案が付託されたいずれかの院の委員会が、その付託から 30 日後の終了日に合同決議案を報告しなかった場合、その委員会は、その決議案又は同様の問題に関して提出された合同決議案の更なる審理から解放されるものとする。
- (E) 本項のもとでの合同決議案は、1976 年制定の国際安全保障支援・武器輸出規制法 (22 U. S. C. § 2151 et seq., Pub. L. 94-329, June 30, 1976) の § 601 (b) (4) の条項に従って、上院において審理されなければならない。本項の条項に基づいて報告又は解放された合同決議案の審理及び可決を迅速に処理するために、合同決議案は、下院の議事規則委員会が、本項のもとでの合同決

議案の即時の審理のための手続き（もし適用できる場合、1976年制定の国際安全保障支援・武器輸出規制法 § 601 (b) (4) で示される手続きと同様の可能性がある）を規定する下院の決議案を、審理のために提出するためのものでなければならない。

(F) 副項(A)で記述される合同決議案に関して、一院により、その院の合同決議案を可決する前に、その院が他の院より同じ問題に関する決議案を受け取った場合、

(i) その院における手続きは、合同決議案が他の院から受け取っていない場合と同じものとする；しかし、

(ii) 最終可決の議決は、他の院の合同決議案に基づくものとする。

(5) (3)項で言及される60日の期間及び(4)項の副項(D)で言及される30日の期間の計算において、確定した期日に対して3日以上休会の理由により、若しくは議会の無期限延期の理由により、上院と下院の双方が閉会中の日数は除外されるものとする。

(h) パーター協定—

(1) 米国に合法的に輸入できる貨物と引き換えに米国から合法的に輸出することができる貨物のパーター協定に従った輸出は、本法律の § 3 (2) (C) で示される政策を実行するために課せられる輸出の量的制限（報告要求事項を除く）から、本副節の(2)項に従って除外することができる。

(2) 商務長官が、米国の適切な省庁又は機関と協議したあと、以下のことについて事実認定した場合、(1)項のもとでの除外を与えるものとする—

(A) パーター協定が遂行されることになっている期間において—

(i) パーター協定に基づいて輸出される貨物の年平均輸出量は、国内経済により毎年必要とされると見積もられた当該貨物の平均量を満たすのに必要としないものであって、その余剰分である；並びに

(ii) 輸入される貨物の年間平均輸入量が、国内生産を補うために毎年必要であると算定されている当該貨物の平均必要量より少ない；並びに

(B) そのようなパーター協定の当事者が、そのパーター協定を実行することを予定しており、また、そのパーター協定を実行する能力を有していることを十分に立証している。

(3) 本副節でいうところの用語“パーター協定”は、金銭的な見返りなしに、米国外で製造された貨物と引き換えに米国で製造された貨物を交換するために行なわれる協定を意味する

(4) 本副節は、本法律の施行日[1979年9月30日]以降に締結されたパーター協定についてのみ適用されるものとする。

(i) 未加工の米杉—

(1) 商務長官は、米国の州又は連邦の所有地から伐採された未加工のウェスタンレッドシーダー[米杉]の丸太の輸出について、本節の副節(a)に記載されている権限に基づいて、特別輸出許可を要求するものとする。商務長官は、以下に該当する場合、本法律の制定日を開始日とする3年の期間を通して、米国の州又は連邦の所有地から伐採された未加工のウェスタンレッドシーダー[米杉]の輸出に対して量的制限を課すものとする：

(A) この3年の期間の最初の1年間は、3,000万ボードフィート（スクリプナー法）以下の丸太を輸出することができる。

(B) 当該期間の2年目は、1,500万ボードフィート（スクリプナー法）以下の丸太を輸出することができる。

(C) 当該期間の3年目は、500万ボードフィート（スクリプナー法）以下の丸太を輸出することができる。この3年の期間の終了後は、米国の州又は連邦の所有地から伐採された未加工のウェスタンレッドシーダーの丸太を米国から輸出することができない。

(2) 商務長官は、最大限実行可能な範囲で、本副節のもとでの特別輸出許可の代わりに、本法律の § 4 (a) (2) で記述される複合特別輸出許可を利用しなければならない。

(3) 商務長官は、次の条件を基礎として本副節に基づいて輸出者に輸出許可を割り当てるものとする：当該輸出者による以前の輸出の実績並びに商務長官がウェスタンレッドシーダーの生産者の苦難を最小化し、さらに、米国の外交政策を推進するために必要かつ適切であると考えられるその他のファクター—。

- (4) 未加工のウェスタンレッドシーダーの丸太は、本節の副節(g)でいうところの農産物とみなしてはならない。
- (5) 本副節で用いられる場合、用語“未加工のウェスタンレッドシーダー”は、以下のものに加工されていない米杉の材木を意味する—
- (A) 米国製材規格の等級が No. 3 以上のディメンジョンランバー[製材]、又は太平洋木材検査機関の輸出する場合の R-リスト等級が #3 COMMON 以上の挽き材；
 - (B) チップ、パルプ及びパルプ製品；
 - (C) ベニヤ[薄板]及び合板；
 - (D) 棒、柱若しくは杭材であって、棒、柱若しくは杭として使用するために切断若しくは防腐剤で処理されたもののうち、さらなる加工を意図していないもの；又は
 - (E) 屋根材（下見板）及び屋根板（柿板）。

(j) 既存の契約に対する規制の効力—

本節の副節(i)に含まれる輸出制限及び本節のもとに課せられる輸出規制は、州の所有地から未加工のウェスタンレッドシーダーを伐採する契約であって、1979年10月1日以前に締結されたもの、並びにこのレッドシーダー[米杉]を輸出の方向へ進むようになることに影響を及ぼさないものとする。農産物（脂肪、油並びに動物の獣皮及び皮革を含む）又は森林産品又は水産物に対して本節のもとに課せられる輸出規制は、その規制が課せられる日以前に締結された輸出契約には影響を及ぼさないものとする。本副節でいうところの用語“輸出契約”には、限定されるものではないが、輸出販売契約及び貨物又は技術の輸出を含む事業への投資契約を含む。

(k) 米国の軍の施設で使用するための石油の輸出—

本節の副節(d)及び本法律のもとに課せられる輸出規制でいうところにおいて、国防総省又は米国が維持する基地若しくは施設で使用するために米国からの原油、精製された石油製品又は半精製石油製品の積み出しは、輸出であるとはみなさないものとする。⁷

第8節 外国のボイコット

(a) 禁止事項及び除外事項—

- (1) 本法律の § 3 の(5)項の副項(A)又は(B)で示される政策を実行するため、大統領は、米国の州際通商又は外国通商における米国人の行為に関して、米国の友好国であって、その国自身が米国の法律又は規則に基づく何らかの形態のボイコットの対象ではない国に対して、外国により助長若しくは課せられたボイコットに、米国人が応じたり、助長したり、支援する意図を持って、次に掲げるいずれかの行為をとったり、行為をとることを承知のうえで同意することを禁止する規則を発行しなければならない：
- (A) 被ボイコット国と事業を行なうこと、被ボイコット国の国内で事業を行なうこと、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者とビジネスを行なうこと、被ボイコット国の国民若しくは居住者とビジネスを行なうこと、又はその他の者とビジネスを行なうことについて、ボイコット国との契約、ボイコット国の要求若しくはボイコット国からの要求に基づいて、又はボイコット国に代わって拒絶したり、他の者に拒絶することを要求すること。被ボイコット国とのビジネス関係、被ボイコット国におけるビジネス関係、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者とのビジネス関係、被ボイコット国の国民若しくは居住者とのビジネス関係、又はその他の者とのビジネス関係が、単にないだけでは、本副項を実施するために発行された規則の違反を立証するために必要な意図の存在を示すことはない。
 - (B) 当該者又は当該者のオーナー、役員、管理者若しくは従業員の人種、宗教、性別若しくは国籍を根拠に、米国人を雇用することを拒絶したり、他の者に拒絶することを要求したり、その他の方法で米国人を差別すること。

⁷ Pub. L[公法] 100-180 § 1246 (101 Stat (法律全集). 1165) において、副節(k)が追加された。

(C) 米国人又はその者のオーナー、役員、管理者若しくは従業員の人種、宗教、性別若しくは国籍に

関する情報を提供すること。

- (D) 被ボイコット国とのビジネス関係、被ボイコット国におけるビジネス関係、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者とのビジネス関係、被ボイコット国の国民若しくは居住者とのビジネス関係、又は被ボイコット国とのビジネス関係又は被ボイコット国におけるビジネス関係を持つことを制限されることを知られているか、確信されているその他の者とのビジネス関係（これらのビジネス関係には、販売、購入、法的な説明若しくは商売上の説明、輸出若しくはその他の輸送、保険、投資又は供給による関係を含む）を、ある者が持っているか、持っていたか、持とうとしているか否かについての情報を提供すること。本項のどの条文も、商務長官により明確に定められるところの商売上の状況における通常のビジネス情報の提供については、禁止しないものとする。
- (E) 被ボイコット国を支援する慈善組織又は共済組織に関して、ある者が、当該組織のメンバーであるか否か、当該組織に対して貢献をしているか否か、又は当該組織の活動にその他の形態で関連若しくは関与しているか否かについての情報を提供すること。
- (F) 本項に基づいて発行された規則で禁止されている条件又は要求事項の応諾を含む信用状に対して支払ったり、引き受けたり、確認を与えたり、その他の形態で実行すること、さらに、いかなる米国人も、本項の適用の結果として、そのような信用状には、支払ったり、その他の形態で引き受けたり、実行する義務を負わされてはならない。
- (2) (1)項に基づいて発行される規則は、以下の除外条項を規定するものとする—
- (A) 次の要求に応ずること又は応ずることに同意すること：
- (i) 被ボイコット国からの貨物若しくは役務の輸入を禁止すること、又は被ボイコット国の法律により組織された事業団体により若しくは被ボイコット国の国民若しくは居住者により提供された貨物若しくは役務の輸入を禁止すること、或いは
- (ii) 被ボイコット国の輸送業者による被ボイコット国への発送を禁止すること、又はボイコット国若しくは船荷の受取人により指示された以外のルートによる被ボイコット国への発送を禁止すること；
- (B) 原産国、船荷の輸送業者名と輸送ルート、船荷の供給者名、又はその他の役務の提供者名に関する輸入及び船積み書類の提供に応じること又は応じること合意すること（ただし、承知の上でそのような要求に応じて提供又は伝達されたいかなる情報も、否定的な言い回し、ブラックリストに載せるような言い回し或いは同様の排他的な言い回しで記載することができない（戦争のリスク及び押収を防ぐ予防的な要求に応じるためにその規則で許可できる輸送会社又は輸送ルートに関する情報を除く））；
- (C) 輸送会社、保険会社又はボイコット国の国内で実施される役務の供給者、又は特定の貨物（ビジネスの通常の過程において、ボイコット国に輸入された時に、供給源に関して何であるかを識別できる貨物）の、ビジネスの通常の過程でのボイコット国、ボイコット国の国民又はボイコット国の居住者による一方的かつ具体的な選択に対して応じること又は応じること合意すること；
- (D) 被ボイコット国に向けて、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者に向けて又は被ボイコット国の国民若しくは居住者に向けての輸出の船積み若しくは積み替えに関するボイコット国の輸出要件に応じること又はその輸出要件に応ずることに同意すること；
- (E) 次の要求に関して個人が応じたり、応ずることに個人が同意すること：
そのような個人若しくはそのような個人の家族に関するいずれかの国の出入国管理要件若しくはパスポートの要件、又はボイコット国の国内におけるそのような個人の雇用要件に関する情報の要求；並びに
- (F) 外国に居住する米国人が応じること又は当該者がもつぱらその国の中における彼の行為に関してその国の法律に応ずることに同意すること、
なお、そのような規則には、その規則で明確にすることができる商標の付いた、商品名の付いた或いは同様に明確に特定できる製品又は製品の部分品を当該者自身が使用するために行うその国への輸入（当該国の国内での契約上の役務の実施を含む）を管理している、その外国の法律又は規則への順守について、その居住者に対する除外条項を含めることができる。
- (3) (2) (C) 項及び(2) (F) 項に基づいて発行される規則は、(1) (B) 項及び(1) (C) 項からの除外条項については規定しないものとする。

- (4) その副節にあるどの条文も、米国の反トラスト法[独占禁止法]又は市民権法の運用を置き換えたり、限定するように解釈することができない。
- (5) 本節は、本節の条項（本副節に基づいて発行される規則により施行される）を回避する意図を持って、米国人若しくは米国人以外の者により或いはこれらの者を通じて企てられた取引又は行為に適用されなければならない、さらに、そのような規則において、(2)項に示される除外条項が、その除外条項の目的範囲にない別途禁じられた行為又は同意（持続的行為（応答パターンを含む）によって明示又は暗示されるもの）を許可すべきでないことをはっきりと規定しなければならない。

(b) 外交政策規制—

- (1) 本節の副節(a)に基づいて発行される規則に加えて、本法律の§6のもとに発行される規則が、§3(5)で示される政策を執行するものとする。
- (2) そのような規則において、§3(5)で言及される情報提供、契約の締結若しくは実行、又はその他の行為をとる要求を受けた米国人は、その事実を、商務長官がその節の政策を実行するために適切と考える措置について商務長官が義務付けることができる要求に関するその他の情報とともに、商務長官に報告しなければならないことを義務付けなければならない。前述の者は、当人がそのような要求に応ずる意図があるか否か、並びに当人が応じたか否かについても商務長官に報告しなければならない。本項に基づいて提出される報告書は、一般への検閲及びコピーが迅速に利用できるようにしなければならない（ただし、商務長官がそれらの開示が関係する米国人を競争上不利な立場に置くと裁定した場合、その報告書に関連する貨物又は技術の数量、説明及び価額について機密扱いにしておくことができる）。商務長官は、國務長官が商務長官との協議のうえ、本法律の§3(5)で示される政策を実行するために適切であると考えられる措置について、当該報告書に含まれている情報の要約を定期的に國務長官に伝達しなければならない。

(c) 優先—

本節及びそれに基づいて発行された規則の条項は、米国のいくつかの州又はコロンビア特別区又はいずれかの領土若しくは領地又はこれらの政府の部局の法律、ルール又は規則（法律、ルール又は規則が外国により他の国に対して助長若しくは課せられた限定取引の実施又はボイコットへの参加、応諾、実行又は情報提供に関係するもの）に優先するものとする。

第9節 輸出規制の困難さを救済する手続き

(a) 請願書の提出—

全体若しくは一部を過去に米国より入手した貨物（ただし、輸出規制の対象とされたもの）から国外において製造した製品を、国内の製造プロセス又はその他の国内の事業運営の中で利用する者、或いは過去に当該貨物を輸出した者は、この規制を課すことに起因する特有の困難さを軽減するため、この規制からの除外を要請する“困難さを訴える請願書”を商務長官に送ることができる。本節のもとの請願書は、商務長官が定めるべき書式でなければならない、要請された救済の必要性を示す情報を含めなければならない。

(b) 商務長官の決定—

副節(a)のもとの請願書を受理してから遅くとも30日後までに、商務長官は、その請願者に対して要請された救済を与えるか拒絶するかの裁定を書面で伝えなければならない。そのような裁定には、付与又は拒絶の商務長官の根拠を示す説明を含めなければならない。与えられた除外は、商務長官が適切と考える制約を受ける場合がある。

(c) 考慮されるべきファクター—

本節でいうところの輸出規制を課すことに直接的又は間接的に起因する特有の困難さに対して救済を与えるか拒絶するかに関する商務長官の裁定は、商務長官の以下のようなファクターの考慮を反映しなければならない：

- (1) 拒絶することにより、要請者に対して特有の困難さをもたらすことになり、その困難さが適用される規則に除外を与えることによってのみ緩和できるものか否か。救済が与えられるべきか否かを決定

する際に、商務長官は以下のことを考慮するものとする—

- (A) 材料の所在地又は性質によって、国内に有用な市場がない材料の所有権；
 - (B) もし除外が与えられなかった場合に可能性のある申請者への重大な財務損出；
 - (C) 規制を受ける貨物から海外で製造される国内使用に不可欠な品目について、輸入による他には入手できないこと；
 - (D) 拒絶することによって、申請者個人の損害に比べて、他の国家政策（米国が当事者である国際協定においてもたらされるものを含む）と矛盾する程度；
 - (E) 米国のいずれかの地方又は地域経済に及ぼす可能性のある悪影響（失業率を含む）；並びに
 - (F) その他の関連性のあるファクター（個々の貨物の輸出割り当てに関して制定される可能性がある基準期間における申請者の輸出履歴の欠如を含む）。
- (2) 申請者の利益になる事実認定が供給不足規制プログラムの基本的な目的の達成を得ることになる影響。すべての場合において、より高い価格で販売すること並びにこれによってより大きい利益を得ることを願うことは、特有の困難さの証拠とはみなされないものとし、ましてや、その困難さが請願者の側で軽率な行為若しくは行為の不履行に帰すべき状況は、特有の困難さの証拠とみなさないものとする。

第 10 節 輸出許可申請書进行处理するための手続き；他への照会

(a) 商務長官の主たる責務—

- (1) 本法律のもとに義務付けられるすべての輸出許可申請書は、申請者により商務長官に提出されなければならない。そのような申請書に関するすべての裁定は、本節に規定される手続きに従って、商務長官により行なわれるものとする。
- (2) 輸出許可申請書に関する裁定は、政府の他の省庁や機関にその申請書を照会することなしに、商務長官により最大可能な範囲で行なわれるとするのが議会の意向である。
- (3) 必要な範囲で、商務長官は、輸出に対して重要な関係を持っている米国の国内政策及び外交政策並びに運用面に関与する政府省庁及び機関から情報及び勧告を求めるものとする。当該省庁及び機関は、前述の情報及び勧告を与えることに充分協力しなければならない。

(b) 初期スクリーニング—

輸出許可申請書が副節 (a) (1) に基づいて提出されてから 10 日後以内に、商務長官は以下のことをしなければならない—

- (1) 申請書受領通知と受領日を、申請者に送ること；
- (2) 本節で要求している手続き、申請書に関する商務長官及び他の省庁及び機関の責務並びに申請者の権利を説明した書面を申請者に提出すること；
- (3) 申請書が間違っ て記入されている場合或いは追加情報が必要な場合、申請書が正確に再提出できるように十分な情報を添えて、何の措置もとらずに申請書を返却すること（そのような申請書が再提出された場合、本節で規定されている期間を計算するところにおいて、新規の申請書として取り扱うものとする）；
- (4) 申請書を他の省庁又は機関に照会する必要があるか否かを裁定すること、そして、その照会が必要と裁定した場合、申請書が照会されることになる省庁又は機関を申請者に通知すること；並びに
- (5) 米国が当事国である公式又は非公式の多国間協定に基づいて、申請書を多国間審査プロセスに提出する必要があるか否かを裁定する、そして、必要があると裁定した場合、申請者にこの要求事項を通知すること。

(c) 特定の申請書に対する措置—

副節 (a) で規定される場合を除いて、商務長官が他の省庁又は機関に、そのインフォメーション及び勧告のために、申請書を照会する必要がないと裁定した場合において、正確に必要な事項が全て記入された申請書が本節に基づいて提出されてから 60 日後以内に、輸出許可証が正式に発行されるか、拒絶されるものとする。

(d) 他の省庁及び機関への照会—

副節 (o) で規定される輸出の場合を除いて、商務長官が、その情報及び勧告のために、他の省庁又は機関に申請書を照会する必要があると裁定したそれぞれの場合において、商務長官は、正確に必要な事項が全て記入された申請書が提出されてから 20 日後以内に以下のことをしなければならない—

- (1) 商務省の必要なすべての分析と勧告と共に、申請書を、すべての当該省庁又は機関に、同時に照会すること；並びに
- (2) 申請者が要請した場合、その申請書に関して、当該輸出を記述する目的において、その書類が申し込まれた輸出を正確に記述しているか否かを裁定する目的で、当該省庁又は機関に照会される書類の正確さを期すために見直す機会を申請者に提供すること。副節 (b) で示される 10 日の期間にもかかわらず、副節 (o) で規定される輸出の場合、商務長官が、その情報及び勧告のため他の省庁又は機関に申請書を照会する必要があると裁定したそれぞれの場合において、商務長官は、正確に必要な事項が全て記入された申請書を受領すれば直ちに、その審査のため当該省庁又は機関に申請書を照会しなければならない。そのような審査は、商務省の審査と同時に行わなければならない。

(e) 他の省庁及び機関による措置—

- (1) 副節 (d) に基づいて申請書を照会された省庁又は機関は、その申請書に関して要請された情報又は勧告を商務長官に提出しなければならない。その情報又は勧告は、省庁又は機関が申請書を受け取ってから 20 日以内に、或いは、副節 (o) で規定される輸出の場合には、その副節によって許容される期間の満了日まで、提出しなければならない。(2) 項で規定される場合を除いて、前文で定める期間内に、その勧告を提出しない省庁又は機関は、その申請書の承認に異議がないと、商務長官によりみなされるものとする。
- (2) (A) 副節 (o) で規定される輸出の場合を除いて、当該省庁又は機関の長官が、その勧告の提出についての (1) 項で規定する期間が終了する前に、当該省庁又は期間による審査にもっと時間が必要であることを商務長官に通知した場合、当該省庁又は機関は、商務長官に勧告を提出するための追加期間として 20 日間を持つものとする。当該省庁又は機関が、前文で定めた期間内に、その勧告を提出しない場合、その申請書の承認に対して異議がないと、商務長官によりみなされるものとする。
- (B) 副節 (o) で規定される輸出の場合には、その省庁又は機関の長官が副節 (o) (1) で規定する 15 日間の期間が終了する前に、当該省庁又は機関による審査にもっと時間が必要であることを商務長官に通知した場合、商務長官は申請書の審査に更なる時間が必要であることを副節 (o) (1) (C) に基づいて申請者に通知しなければならない；また、当該省庁又は機関は、副節 (o) (2) で許容される期限内において申請書を審査するための追加の時間を持つものとする。当該省庁又は機関が、副節 (o) で許容される期間内に勧告を提出しない場合、その申請書の承認に異議がないと、商務長官によりみなされるものとする。

(f) 商務長官による措置—

- (1) 副節 (e) で定めるところにより輸出許可申請書に関する他の省庁又は機関の勧告を受け取ってから 60 日後以内に、商務長官は、正式に輸出許可証を発行するか拒絶しなければならない。輸出許可証を発行するか拒絶するかを裁定する際に、商務長官は、当該申請書に関する省庁又は機関の勧告を考慮に入れなければならない。商務長官が相容れない勧告を受け取った場合、商務長官は、本副節で規定する 60 日の期間内に、その相容れない勧告を解決するのに必要と思われる措置を講じなければならない。本項の条項は、副節 (o) で規定される輸出の場合には適用されないものとする。
- (2) 商務長官が申請書に関して他の省庁又は機関から疑義、反対の意見又は勧告を受け取った場合、商務長官は、米国の国家安全保障及び外交政策に整合する最大の範囲で、生じた明確な疑義及びその反対意見又は勧告を書面で申請者に通知しなければならない。申請書に関して最終決定がなされる前に、申請者は以下の権利が与えられるものとする—
 - (A) 商務長官からそのような通知を受けてから 30 日以内に、その疑義、意見又は勧告に対して書面で返答すること；並びに
 - (B) その通知を受けてから 15 日以内に商務長官に要請書を提出した際に、その疑義、意見又は勧告を提起した省庁又は機関に対して申請者本人が返答すること。本項の条項は、副節 (o) で規定される輸出の場合には適用されないものとする。

- (3) 申請書が拒絶されるべきと商務長官が裁定した場合、申請者は、その裁定が行なわれてから 5 日後以内に、以下の内容について書面で通知されるものとする—
- (A) 裁定結果、
 - (B) 提起された拒絶の法的根拠、
 - (C) 提起された拒絶によって促進されるであろう本法律の § 3 で示される政策、
 - (D) もしあれば、輸出許可を求めた貨物又は技術に対しどのような修正又は制限をすれば、その輸出を、本法律のもとに課せられる輸出規制に適合させることができるか、
 - (E) もし適切な場合、その修正又は制限に関する検討のため、申請書に精通している商務省のどの担当官及び職員が申請者に正当に応じられるか。
 - (F) 米国の国家安全保障及び外交政策と整合する範囲において、申請書を拒絶する裁定に導いた明確な理由、並びに
 - (G) 上訴手続きの利用可能性。

商務長官は、輸出許可申請が拒絶される前に、商務長官の裁定に対する返答の期間として、少なくとも 30 日間を申請者に与えるものとする。輸出許可申請に対する裁定が本節の条項に相反して延期された場合、申請者は、その延期裁定から 5 日後以内に、そのことを書面で通知されるものとする。

- (4) 商務長官が個別の申請書又は一連の申請書が特別に重要で複雑なものであって、その 1 つ又は複数の申請書の修正の交渉に更なる時間が必要であると裁定した場合、商務長官は、本節で規定する期間を延長することができる。商務長官は、その延長と延長の理由を議会及び申請者に通知しなければならない。本項の条項は、副節 (o) で規定される輸出の場合には適用されないものとする。

(g) 国防長官の特別な手続き—

- (1) 本節の他の条項に関わらず、国防長官は、国家安全保障上の目的で輸出が規制されている国への貨物又は技術の提起された輸出について審査する権限が与えられている、そして、その貨物又は技術の輸出が、その国の軍事力に重大な貢献をすることになり、そのことが米国の国家安全保障に有害であると立証されると国防長官が裁定した場合にはいつでも、その輸出が承認されないよう大統領に勧告する権限が与えられている。
- (2) 法律の他の条項に関わらず、国防長官は、商務長官との協議のうえで、(1) 項で言及される裁定を行なうために、国防長官により審査されるべき取引の種類とカテゴリーを決定し、書面で確認しなければならない。その種類又はカテゴリーの範囲にある貨物又は技術の国家安全保障上の目的で輸出が規制されている国への輸出に関して、輸出許可又はその他の認可が要求されている場合はいつでも、商務長官は、その要求を国防長官に通知しなければならない、また、商務長官は、大統領が当該輸出を不認可とする可能性がある期間が終了する前に、その要求に基づいて輸出許可又はその他の認可を発行することができない。国防長官は、本項に基づいて商務長官により提出された通知を慎重に検討しなければならない、そして、その要求の通知から 20 日後以内に以下のことを行なわなければならない—

(A) 貨物又は技術の輸出が、その国又は他の国の軍事力に重大な貢献をすることになり、そのことが米国の国家安全保障に有害であると立証されると国防長官が裁定した場合、国防長官は、関連する貨物又は技術を特定の国に輸出する要求について承認しないことを、大統領及び商務長官に勧告すること；

(B) 指定された条件に従うなら国防長官は承認を勧告することを商務長官に通知すること；又は

(C) 貨物又は技術の輸出が承認されることを商務長官に勧告すること。

国防長官が(2) (A) 項に基づいて大統領に勧告を行なう場合はいつでも、商務長官が国防長官と意見を異にする場合において、商務長官も、その輸出要請についての彼の勧告を大統領に提出しなければならない。大統領が、国防長官から勧告を受け取ってから 20 日後以内に、当該輸出を承認しないことを商務長官に通知した場合、当該貨物又は技術の当該国への輸出に対して、いかなる輸出許可又はその他の認可も発行することができない。国防長官が 3 番目のセンテンスで明記される 20 日の期間内に本項のもとでの勧告又は通知を行なわなかった場合、又は大統領が輸出に関する国防長官の勧告を受け取ってから 20 日後以内に、大統領がその輸出を承認するか承認しないかを商務長官に通知しなかった場合、商務長官は、その勧告又は通知なしに、輸出許可又はその他の輸出の認可の要請を承認

するか拒絶しなければならない。

- (3) 商務長官は、本副節の条項に従って、かつ、適用可能な範囲において本節で別途示される期間及び手続きに従って、輸出許可申請書を認可とするか不承認としなければならないが、また、輸出許可を発行するか拒絶しなければならない。

(h) 多国間規制—

本節の副節(c)、(f)又は(g)のもとに最終的に承認された申請書が、米国が当事国である公式又は非公式の多国間協定に基づいて、多国間の審査プロセスに提出する必要がある場合はいつでも、その輸出許可は本副節で規定される所により発行してはならないが、商務長官は、その多国間審査を条件に商務長官により申請書を承認したこと（並びにその承認日）を申請者に通知しなければならない。輸出許可は、その多国間審査のもとで申請書が承認され次第、発行されるものとする。その多国間審査が結果として、その日から40日後以内に申請書に関して裁定に至らなかった場合、商務長官の輸出許可の承認が最終のものとなり、輸出許可が発行されるものとする（ただし、輸出許可の発行が米国の国家安全保障に有害であることが立証されると商務長官が裁定した場合を除く）。商務長官がその裁定を行なった時点で、商務長官は、申請者にその裁定を通知し、議会にその裁定、裁定の理由、多国間審査が40日の期間内に結論を下すことができなかつた理由、並びに多国間審査の結論を求めるために米国政府によつて計画され或いは講じられている措置を通知しなければならない。この通知を議会に行なった後、40日の期間ごとの末日に、商務長官は、申請書の状況について申請者及びと議会に知らせなければならないが、また、更に遅れている理由と、多国間審査の結論を求めるために米国政府が講じている更なる措置を議会に詳細に報告しなければならない。それに加えて、商務長官が多国間審査の結論のもとに輸出許可を発行又は拒絶した時点で、商務長官は、その発行又は拒絶並びに多国間審査に要した合計時間を議会に通知しなければならない。

(i) 記録—

商務長官並びに申請書が本節のもとに照会された省庁及び機関は、商務長官又はその省庁若しくは機関により審査されたすべての申請書に関して正確な記録（商務長官の場合には、その省庁又は機関から受け取った意見を異にする勧告を含む）を保管しなければならない。

(j) 上訴及び法廷訴訟—

- (1) 商務長官は、申請者の輸出許可申請の拒絶について、申請者が商務長官に上訴するための適切な手続きを制定しなければならない。
- (2) 本節で設定される期間内（申請者が副節(f)(4)のもとに通知される延長期間の場合を除く）に、輸出許可申請に対して本節で規定されたいかなる措置も講じられなかつた場合はいつでも、申請者は本節の要求事項の順守を要請する請願書を商務長官に提出することができる。そのような請願書が提出された場合、商務長官は、その請願のもととなった状況を是正する即時処置を講じなければならないが、また、直ちに申請者にその処置を通知しなければならない。
- (3) (2)項のもとに請願書が提出されてから20日後以内に、申請書の処理が本節の要求事項に適合するに至らなかつた場合、又は申請書がその要求事項に適合するに至つたが、商務長官が申請者にそのことを通知しなかつた場合、申請者は、本節の要求事項への順守を要求するために、禁止命令、暫定差止命令、終局的差止命令又はその他の適切な救済のために、該当する米国の地方裁判所に訴訟を起こす提出することができる。米国地方裁判所は、そうすることが適切な場合には、当該救済を与えることについて管轄するものとする。

(k) 申請書についての要求事項の変更—

本節の副節(b)(3)で規定される場合を除いて、輸出許可申請書が提出された後、商務長官がその輸出許可申請書についての要求事項を変更する場合はいつでも、商務長官は、申請者に適切な追加情報を要求することができるが、商務長官は、変更された要求事項を満たしていないことを理由に、何の措置もなく申請者に申請書を返却することはできない。

(l) その他の問合せ—

- (1) 商務長官が、規制リストに掲載されている貨物又は技術の適切な分類を尋ねる要請を書面で受けた場合はいつでも、商務長官は、要請を受けてから 10 就業日後以内に、その要請者に適切な分類を通知しなければならない。
- (2) 企図している単一又は一連の輸出取引に対して、本法律のもとでの輸出許可要求事項が適用されるか否かの情報についての書面での要請を、商務長官が受けた場合はいつでも、商務長官は、要請を受けてから 30 日後以内に、その要請者にその情報の返答をしなければならない。

(m) 中小企業への援助—

本副節の制定日から 120 日後以内に、商務長官は、本法律のもとでの輸出許可申請プロセスにおいて中小企業を援助するための計画を作成し、議会に伝達しなければならない。その計画には、特に申請書の提出及び規制リストに掲載されている貨物又は技術の特定に関して中小企業に助言するための取り決め、輸出規制及び輸出許可手続きに関して中小企業を育成するためのセミナー及びコンファレンスの提案、並びに情報を提供するパンフレットを用意することを含めなければならない。商務長官は、1988 年制定の輸出強化法の制定日 [1988 年 8 月 23 日] から 120 日後以内に、輸出許可申請プロセスにおいて中小企業を援助するため本副節のもとに作成された計画を実行するために講じられた措置に関して議会に報告しなければならない。

(n) 輸出許可申請の報告—

- (1) 本副節の制定日 [1985 年 7 月 12 日] から 180 日後以内、及びそれ以降各 3 か月の期間が終了するまでに、商務長官は、下院の国際関係委員会及び上院の銀行住宅都市委員会に以下の事項についてリストする報告書を提出しなければならない—
 - (A) 上記の 3 か月間に処置が完了したすべての申請書のうち、申請書を承認又は拒絶する裁定通知が申請者に送付される以前において、本節の、場合に応じて副節 (c)、(f) (1) 又は (h) のいずれかのもとに許容された期間よりも長い期間を要したものと；並びに
 - (B) 別々の欄で、本節の、場合に応じて副節 (c)、(f) (1) 又は (h) のいずれかのもとに許容された期間よりも長い期間において、処理中になったすべての申請書のうち、最終処置がとられていないもの。
- (2) 各申請書に関して、各リストは以下の事項を特定しなければならない—
 - (A) 申請書整理番号；
 - (B) 申請書が関連する貨物又は技術の価額；
 - (C) 貨物又は技術の仕向国；
 - (D) 申請書が商務長官に受理された日付；
 - (E) 商務長官が申請書を承認又は拒絶した日付；
 - (F) 申請書の承認又は拒絶の通知が申請者に送付された日付；並びに
 - (G) 正確に必要な事項が全て記入された様式により申請書を受け取ってから、報告書が関係する 3 か月の期間の最終日又は申請書の承認又は拒絶の通知が申請者に送られた日のいずれか早い日付までの間の経過した総日数。
- (3) 他の省庁又は機関に照会された申請書に関しては、リストに以下の事項も含めなければならない—
 - (A) 申請書が照会された省庁又は機関；
 - (B) そのような照会の日付（複数ある場合は、それぞれの日付）；並びに
 - (C) これらの省庁又は機関から勧告が受け取られた日付（複数ある場合は、それぞれの日付）。
- (4) 本節の副節 (e) のもとに申請書に対する勧告を提出するために許容される期間内にその勧告を提出しなかった或いはまだ提出していない他の省庁又は機関に照会された申請書に関しては、リストに次の事項も含まなければならない—
 - (A) 申請書を処理する責任を有する部局及びその部局の責任を有する担当官の職位；並びに
 - (B) 勧告が提出されるまでに経過した期間、又は場合によっては、申請書の照会から経過した期間。
- (5) 各報告書は、以下の内容を含む序文も備えなければならない—
 - (A) 本副節の (1) (A) 及び (B) 項で規定される申請書の数の一覧及び申請書に含まれる貨物又は技術の価額（次の (i) 及び (ii) 項に従ってグループ化されたもの）—
 - (i) 申請書に対する処置が完了するまでに経過した日数（次の通り：61 から 75 日、76 から 90 日、

91 から 105 日、106 から 120 日、及び 120 日超) ; 並びに

(ii) 申請書に対する処理が完了するまでに経過した日数、又は申請書に対する処理が完了せずに経過した日数のうち、本節の副節(c)、(f) (1)又は(h)のもとに許容される期間を過ぎた日数(次の通り : 15 日以内、16 から 30 日、31 から 45 日、46 から 60 日、60 日超) ; 並びに

(B) 本副節の(1) (A)及び(B)項で定める申請書であって60日以内に処置が完了しなかったものについて、その数及び申請書に含まれる貨物又は技術の価額の仕向国毎の一覧。

(o) 調整委員会加盟国への輸出—

(1) 貨物又は技術の輸出に対する個別の特別輸出許可申請書であって、調整委員会として知られているグループに参加している各国政府の協定に基づいて当該貨物又は技術の輸出規制を維持している国に向けての輸出許可申請書を、商務長官に正式に提出した日から15就業日後に、その申請書で明記された取引に対する輸出許可は、正当で有効なものになるものとし、また、その貨物又は技術はその輸出許可証に基づいて輸出が認可されるものとする(以下に該当する場合を除く)—

(A) その申請書が、別途商務長官により承認されている場合(その場合において、申請書は承認の条件に従って正当で有効であるものとする);

(B) その申請書が、本節に基づいて商務長官により拒絶されており、申請者にそのように通知されているか、申請者に本節の副節(f) (3)に基づいて申請書が拒絶されるべきであると通知されている場合; 又は

(C) 商務長官が、申請書の検討に更なる時間を必要とし、申請者がそのことを通知されている場合。

(2) 商務長官が、(1) (C)項に基づいて、個別の特別輸出許可の申請書の検討にもっと多くの時間が必要であると申請者に通知した場合、申請書に明記された取引に対する輸出許可は、以下に該当しない限り、その輸出許可申請書が商務長官に正式に提出された日から30就業日後に、正当で有効なものになるものとし、また、その貨物又は技術はその輸出許可証に基づいて輸出することが認可されるものとする—

(A) その申請書が、別途商務長官により承認されている場合(その場合において、申請書は承認の条件に従って正当で有効であるものとする); 又は

(B) その申請書が、本節に基づいて商務長官により拒絶されており、申請者にそのように通知されているか、申請者に本節の副節(f) (3)に基づいて申請書が拒絶されるべきであると通知されている場合。

(3) 本副節の対象とする個別の輸出許可申請書を審査する際に、商務長官は、申請書で示される情報及び最終需要者の信頼度を評価しなければならない。

(4) 本副節のどの条文も、本法律の§4(a) (2)で示される複数の輸出を認可する輸出許可の適用範囲又は有効性には影響を及ぼさないものとする。

(5) 本副節の条項は、1985年制定の輸出管理改正法の制定日[1985年7月12日]から4か月後に効力を生ずるものとする。

第11節 違反

(a) 序論—

本節の副節(b)で規定される場合を除いて、本法律の条項又は本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可に対し故意に違反したり、共謀したり、違反を試みたりするいかなる者も、5年以下の拘禁若しくは関係する輸出総額の5倍以下若しくは5万ドルのいずれか高額の罰金に処せられるか、又はこれを併科されるものとする。

(b) 故意の違反—

(1) 関係する輸出が、規制国又は外交政策上の目的で輸出が規制されている国のために用いられること、或いは、関係する貨物又は技術の仕向地又は意図する仕向地がこれらの国であることを知りながら、本法律の条項又は本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可に対し故意に違反したり、共謀したり、違反を試みたりするいかなる者も、—

(A) 個人の場合を除いて、関係する輸出総額の5倍以下若しくは100万ドルのいずれか高額の罰金に処せられるものとする; 並びに

(B) 個人の場合は、10年以下の拘禁若しくは25万ドル以下の罰金に処せられるか、又はこれを併科されるものとする。

- (2) 規制国への貨物又は技術の輸出について本法律のもとに特別輸出許可証を発行された者であって、輸出許可が発行された条件に反して、その貨物又は技術がその規制国により軍事目的又は諜報収集目的で用いられていることを知りながら、**使用されていることを国防長官に故意に報告しない者は、**—
- (A) 個人の場合を除いて、関係する輸出総額の5倍以下若しくは100万ドルのいずれか高額の罰金に処せられるものとする；並びに
- (B) 個人の場合は10年以下の拘禁若しくは25万ドル以下の罰金に処せられるか、又はこれを併科されるものとする。
- (3) 貨物又は技術を所有する者であって—
- (A) 本法律の§5若しくは§6のもとに課せられる輸出規制又はこの規制に関して発効された規則、命令若しくは輸出許可に違反して、そのような貨物又は技術を輸出しようとする者、又は
- (B) 貨物若しくは技術がそのように輸出されることを知っている或いは信じ得る根拠を有している者は、§5のもとに課せられる輸出規制（又は当該規制に関して発効された規則、命令若しくは輸出許可）に違反した場合、本副節の(1)項で示される処罰を受けさせるものとし、§6のもとに課せられる輸出規制（又は当該規制に関して発効された規則、命令若しくは輸出許可）に違反した場合、副節(a)で示される処罰を受けさせるものとする。
- (4) 本法律の条項又は本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可をくぐり抜ける意図を持つ行為を行なった者は、副節(a)で示される処罰を受けさせるものとする（ただし、本法律の§5又は§6のもとに課せられる輸出規制（又は当該規制に関して発効された規則、命令若しくは輸出許可）のくぐり抜けの場合には、当該者は本副節の(1)項で示される処罰を受けさせるものとする。
- (5) 本副節又は副節(a)のどの条文も、本法律のもとでの違反を規則により明確にする商務長官の権限を制限しないものとする。

(c) 民事罰；行政制裁—

- (1) 商務長官（及び商務長官により特別に任命された商務省の担当官及び職員）は、本法律又は本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可の各違反に対して、課せられる場合がある他の義務又は罰金に加えて若しくはそれらの代わりに、1万ドル以下の民事罰金を課することができる（ただし、本法律の§5のもとに課せられる国家安全保障上の規制又は武器輸出規制法の§38[22 U.S.C. § 2778]のもとでの防衛物品及び防衛役務の輸出に対して課せられる規制に関わる各違反に対する民事罰金は、**10万ドル**を超えないものとする。
- (2) (A) 貨物又は技術を輸出する米国人の権限を停止又は無効にする本法律のもとでの権限は、本法律の§8(a)に従って発効された規則の違反に関して用いることができる。
- (B) 本法律の§8(a)に基づいて発効された規則の違反に対して本法律のもとに課せられる行政制裁（民事罰又は輸出する権限の停止若しくは無効にすることを含む）は、米国法典第5編の§554から§557に従って、**通告**及び記録に対する機関の聴取の機会の後にのみ課することができる。
- (C) 本法律の§8(a)に基づいて発効された規則の違反に制裁を課するための行政手続きを開始する起訴状又はその他の文書は、一般の者が閲覧及び複写ができるようにしなければならない。
- (3) 貨物又は技術を輸出する米国人の権限を無効にする本法律のもとに発効された命令に対する除外は、下院の国際関係委員会及び上院の銀行住宅都市委員会が最初にその除外に関して意見を求められない限り、**行わないものとする。**
- (4) 大統領は、違反の重大さ、違反者の過失、及び違反の開示における違反者の政府への協力の記録に基づいて、本副節で規定される民事罰のレベルを確立するための**基準**を規則によって規定することができる。

(d) 罰金の支払い—

副節(c)に基づいて課せられる罰金の支払いは、その罰金が課せられてから1年以内の期間に、その罰金が課せられた者に与えられた若しくは与えられるべき輸出許可、認可又は権利の効力を与えたり、復活させたり、継続する**条件とすることができる。**それに加えて、副節(c)のもとに課せられた罰金の支払いは、当該者に課すことができる保護観察期間（1年を超える場合がある）を超えない期間の全期間若

しくは一部の期間において、延期又は停止される場合がある。そのような延期、停止又は保護観察の条件が満たされない場合、その延期又は停止は、罰金の取立てに対する阻却事由として機能しないものとする。

(e) 償還—

副節(c)に基づいて課せられた罰金の支払総額又は副節(g)に基づく財産利益及び収益の没収から現金に換えられる総額は、財務省に雑収入として納められるものとする。関係する省庁又は機関の長官は、罰金を課すことにおける事実又は法の重要な誤りを理由に、支払いが行われてから2年後以内に、副節(c)に基づいて課せられたそのような罰金を、長官の裁量により償還することができる。米国法典第28編の§1346(a)にもかかわらず、そのような罰金の償還のためのいかなる措置も、法廷において主張することはできない。

(f) 罰金の回収の措置—

副節(c)に基づいて課せられた罰金を支払わなかった場合、関係する省庁又は機関の長官の裁量において、その回収のための民事訴訟が合衆国の名において提起されるものとする。そのような訴訟において、法廷は、法的責任の確立に必要な争点を改めて裁定しなければならない。本副節及び副節(d)で規定する場合を除いて、このような法的責任は、どんな形であれ合衆国によって権利を主張されたり、要求されたり、回復されないものとする(ただし、以前に余儀なく判決に至った場合を除く)。

(g) 財産利益及び収益の没収—

(1) 本法律の§5のもとに課せられる輸出規制(又は当該規制に関して発効された規則、命令若しくは輸出許可)の違反について副節(a)又は(b)のもとに有罪判決を受けた者は、他の罰則に加えて、以下のものを米国に没収されるものとする—

- (A) 違反の対象であった貨物又は有形品目における当該者の利益、担保、支払い請求、又はあらゆる種類の財産若しくは契約上の権利；
- (B) 違反の対象であった輸出又は輸出未遂で用いられた有形財産における当該者の利益、担保、支払い請求、又はあらゆる種類の財産若しくは契約上の権利；並びに
- (C) 違反の結果として直接的若しくは間接的に得られた収益からなる当該者の財産若しくはその収益から得られた当該者の財産。

(2) 本副節のもとでの没収の手続き、並びに本副節のもとでの没収措置に関する若しくは本副節のもとでの没収の対象となる可能性がある財産に関する米国法廷及び司法長官の責務及び権限は、米国法典第18編の§1963の条項によって決定されるものとする。

(h) 前科—

(1) 本法律(又は本法律のもとに発効された規則、輸出許可若しくは命令)、国際緊急事態経済権限法[50 U. S. C. 1701 以下参照]のもとに発効された規則、輸出許可若しくは命令、米国法典第18編の§793、§794若しくは§798、1950年制定の国内治安法§4(b)(50 U. S. C. 783(b))、又は武器輸出規制法の§38(22 U. S. C. 2778)の違反の有罪判決を受けたいかなる者も、商務長官の裁量により、有罪判決を受けた日から10年までの期間、本法律のもとでの輸出許可を申請したり使用する資格がないものとする。商務長官は、当該者が有罪判決を受けた時点で権利を有していた本法律のもとでの輸出許可を無効にすることができる。

(2) 商務長官は、提携、所有、管理若しくは責任ある地位を通して、(1)項で示される法律違反の有罪判決を受けた者に関与した者に関して、有罪判決を受けた当事者とのそのような関係を示すことによって、並びに本法律の§13(c)で示される手続き[民事罰及び制裁に関する手続き]に従って、(1)項のもとでの権限を行使することができる。

(i) その他の権限—

副節(c)、(d)、(f)、(g)又は(h)におけるどの条文も、以下のことを制限しない—

(1) 本法律又は本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可の違反に関する行政又は司法救済の有効性；

- (2) 本法律又は本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可の違反に関して提起された行政訴訟を仲裁若しくは調停する権限；又は
- (3) 1917年6月15日制定の法律の第6編の§1(b) (22 U.S.C. 401(b))に基づく押収及び没収を仲裁、差し戻し若しくは軽減する権限。

第11A節 多国間輸出規制違反

(a) 大統領による裁定—

大統領が以下のことを裁定した場合、大統領は、副節(c)を条件として、2年以上5年以下の期間、副節(b)のもとに制裁を適用するものとする—

- (1) 外国人が、調整委員会として知られているグループの協定に基づいて、ある国により国家安全保障上の目的で発効された輸出を規制する規則に違反した、並びに
- (2) そのような違反が、結果として、戦力の戦略的均衡に重大で有害な打撃を指摘する国家安全保障会議の助言に基づいて大統領により決定されたところの、潜水艦又は対潜水艦戦闘、弾道又は対弾道弾ミサイル技術、戦略的な航空機、指令、管制、通信及び諜報、又はその他の戦争遂行に不可欠な技術におけるソビエト及び東欧共産圏の能力の実質的な強化を生じた。大統領は、本節により講じられたそれぞれの措置を議会に通知しなければならない。本節は、副節(h)及び(j)を除いて、1988年制定の輸出強化法の制定日[1988年8月23日]以降に発生した違反にのみ適用される。

(b) 制裁—

副節(a)で言及される制裁は、違反を犯した外国人並びにその外国人の母体となる団体、系列会社、子会社及び承継団体に適用されるものとし、その制裁は、副節(c)で規定する場合を除いて、以下の通りである：

- (1) 米国政府の省庁、機関又は米国政府により制裁を受けた者と契約すること、及びこれらの者から製品又は役務を調達することを禁止すること；並びに
- (2) 制裁を受けた者により製造されたすべての製品の米国への輸入を禁止すること。

(c) 例外—

大統領は、以下に該当する場合は本節のもとでの制裁を適用しないものとする—

- (1) 防衛物品又は防衛役務の調達の場合—
- (A) 既成の契約又は下請け契約によるもの（米国の軍の作戦上の要求を満たすための生産量に関するオプションの行使を含む）；
- (B) 制裁が別途適用される外国人若しくはその他の団体が、欠くことのできない防衛物品若しくは役務の唯一の供給源であって、代替供給者が特定できないと大統領が裁定した場合；又は
- (C) そのような物品若しくは役務が、防衛物品協同生産協定のもとで国家安全保障上、欠くことのできないものであると大統領が裁定した場合；又は
- (2) 以下に該当するもの—
- (A) 大統領が制裁を課す意向を議会に通知した日以前に締結された契約若しくは拘束力のある協定（その条件が規則の中で大統領により明確にされているもの）のもとに提供される製品若しくは役務；
- (B) スペアパーツ；
- (C) 構成部品（完成品ではないもの）であって、米国の製品若しくは生産に欠くことのできないもの；
- (D) 製品の定型的なサービス及びメンテナンス；又は
- (E) 情報及び技術。

(d) 除外—

大統領が以下のことを裁定した場合、大統領は、外国人の母体となる団体、系列会社、子会社及び継承団体に、本節のもとでの制裁を適用しないものとする—

- (1) （場合により）母体となる団体、系列会社、子会社及び継承団体が、当該外国人により犯された輸出規制規則に、故意に違反していなかったこと、並びに
- (2) 母体となる団体、系列会社、子会社及び承継団体を管轄する国家政府が、当該外国人が違反した時

に、調整委員会において合意に達した原則に沿った有効な輸出規制システム（以下を含む）を実際に有していること：

- (A) 適切な民事罰及び刑事罰を規定する国内法及び可能性のある違反を抑止するのに十分な制限法令；
- (B) 輸出の許可**ステータスを査定し**、最終需要者の信頼度を確実なものとするための十分な**技術的専門知識**を含む輸出許可申請を評価するためのプログラム；
- (C) 不正輸出を取調べて防止するため、訓練された執行担当官に権限を与える執行の仕組み；
- (D) 貨物及び技術の移動を立証する輸出管理文書化システム；並びに
- (E) 調整委員会の協定の違反に関して、協力及び情報交換を行なうための手続き。

(e) 定義—

本節でいうところにおいて—

- (1) 用語“構成部品”は、他の製品に埋め込まれたり組み込まれることなしには、意図された機能に用いることができない物品であって、完成品の製造に用いられた場合、その工程において実質的に**変形されることになるもの**を意味する；
- (2) 用語“完成品”は、他の製品に埋め込まれたり組み込まれることがなくとも、意図された機能に用いることができる物品を意味するが、いかなる場合においても、被制裁者以外の者により製造された物品で、**被制裁者の部品又は部分品を含んでいるものであっても、その部品又は部分品が完成品の製造中に実質的に変形された場合、その用語“完成品”には含まない**；並びに
- (3) 用語“被制裁者”は、本節のもとに制裁を課されている外国人並びにその外国人の母体となる団体、系列会社、子会社又は継承団体を意味する。

(f) 制裁の後の是正—

大統領が以下のことを裁定した場合、大統領は、議会との協議の後に、制裁が課せられた**根拠となる違反**を犯したと裁定された外国人の母体となる団体、系列会社、子会社又は**継承団体**に適用される制裁の範囲を限定することができる—

- (1) （場合により）母体となる団体、系列会社、子会社又は**継承団体**は、入手できる証拠に基づいて、関連する輸出規制規則に、直接的に或いは行為の**成り行き**を通してのいずれであっても、自ら違反していなかった；
- (2) 母体となる団体、系列会社、子会社又は**継承団体**を管轄する政府が、副節 (d) (2) で示される基準により評価される輸出管理システムを改善している；
- (3) 母体となる団体、系列会社、子会社又は**継承団体**が、内部管理の中で、(2) 項のもとに施行されている輸出規制レジームの違反を見つけて防止するのに十分な改善を始めている；並びに
- (4) 母体となる団体、系列会社、子会社又は**継承団体**に課せられた制裁の影響が、米国に課せられた国防費の増加に比例している。前文にもかかわらず、大統領は、違反を犯していたと裁定された外国人の母体となる団体に関して、その制裁が少なくとも 2 年間実施されるまでは、副節 (b) (1) で言及される制裁の適用範囲を限定することはできない。

(g) 議会への報告—

大統領は、§ 14 のもとに提出される年次報告の中に、本節のもとに課せられた制裁（副節 (c)、(d) 若しくは (f) のもとに適用された制裁の例外、除外若しくは修正を含む）の状況に関する報告を含めなければならない。

(h) 自由裁量での制裁発動—

大統領が、調整委員会として知られているグループの協定に基づいて、国家安全保障上の目的で輸出を規制するためある国が発効した規則に外国人が違反したと裁定した場合であって、副節 (a) (2) が適用できない場合、大統領は、その外国人に 5 年以下の期間にわたり、副節 (b) で言及される制裁を適用することができる。

(i) 規制国への軍事重要技術の転換に対する**賠償**—

- (1) 副節(a)のもとに外国人に制裁が適用された場合、大統領は、その外国人とその外国人を管轄する政府と、その外国人による違反の結果としてソビエト連邦により達成される技術進歩の効果を打ち消すため、米国と米国の同盟国による新防衛システムの研究及び開発及び調達コストに比例した総額において、外国人の関与に対する賠償に関する討議を開始しなければならない。
- (2) 大統領は、討議が(1)項のもとに開始された時点で、そのような討議が着手されていることを議会に報告し、この討議の成果を議会に報告しなければならない。

(j) 大統領によるその他の措置—

副節(a)又は(h)のもとに裁定を行ない次第、大統領は以下のことを行なわなければならない—

- (1) 関係する違反を犯した外国人を管轄する外国政府による迅速な是正措置を求めるため、当該政府と協議を開始すること；
- (2) その違反に関して及び同様の違反が発生しないことを確実にするための方法に関して、調整委員会に参加している政府と討議を開始すること；並びに
- (3) その違反の性質及び大統領がその状況を是正するために講じることを提議する措置或いは講じた措置に関して、議会に意見を求め、報告すること。

(k) 特定の違反による損害賠償金—

- (1) 大統領が副節(a)のもとに裁定を行なうどんな場合でも、国防長官は、関係する違反のために生ずる米国の軍備の修復コストを確定しなければならない。国防長官は、国防長官の裁定を司法長官に通知しなければならない、そして、司法長官は、適切な米国の地方裁判所において、違反を犯した者、違反を犯した者により支配若しくは管理されている者、並びに違反を犯した者を支配若しくは管理している者に対して、そのコストを取り戻すために損害賠償訴訟を起こすことができる。
- (3)⁸ (2)項のもとにより提起される訴訟において認められる総額は、その事実と状況に照らして法廷により裁定されるものとするが、米国の国家安全保障上の正味の損出総額を超えないものとする。本副節のもとでの訴訟は、違反が発生してから3年後以内、若しくは違反が発覚してから1年後のいずれか遅い時点までに、開始されるものとする。

(l) 定義—

本節でいうところの用語“外国人”は、米国人以外の者を意味する。

第 11B 節 ミサイル拡散規制違反

(a) 米国人による違反—

(1) 制裁—

(A) 米国人が故意に以下のことを行なったと大統領が裁定した場合、大統領は、副項(B)で定められる適用可能な制裁を課すものとする—

(i) 武器輸出規制法の § 38 (22 U.S.C. 2778) 若しくは第 7 章 (22 U.S.C. § 2797 以下参照)、本法律の § 5 若しくは § 6 の条項、又はこれらの条項のもとに発効された規則若しくは命令に違反して、MTCR 附属書に掲載されている品目を輸出、移転若しくはその他の形態で取引に従事した、

(ii) そのような輸出、移転若しくは取引に従事することを共謀したり、試みた、又は

(iii) 他の者によるそのような輸出、移転若しくは取引を助長した。

(B) 副項(A)のもとに米国人に適用される制裁は、以下の通りである：

(i) 輸出、移転若しくは取引に含まれる MTCR 附属書に掲載されている品目が、MTCR 附属書のカテゴリ II の範疇のミサイル関連設備又は技術である場合、大統領は、その米国人に対して、2 年間にわたり、本法律のもとに規制されるミサイル関連設備又は技術の輸出許可を拒絶するものとする。

⁸ 原文のまま。副節(k)は、2項なしで制定された。

(ii) 輸出、移転若しくは取引に含まれる MTCR 附属書に掲載されている品目が、MTCR 附属書のカテゴリ I の範疇のミサイル関連設備又は技術である場合、大統領は、その米国人に対して、

2年以上の期間、本法律のもとに輸出が規制されている品目のすべての輸出許可を拒絶するものとする。

(2) 自由裁量の制裁—

(1) 項で言及される裁定の場合、商務長官は、本法律の § 11 のもとで、他の適切な制裁を追求することができる。

(3) 大統領が以下のことを議会に保証した場合、大統領は、製品又は役務に関して人[(c)(7)で定義される]への(1)項のもとでの制裁を課す**権利を放棄することができる**—

(A) 米国の国家安全保障にとって欠くことができない製品及び役務である；並びに

(B) **上記の者**がその製品又は役務の唯一の供給源であって、その製品又は役務がそれに代わる確かな供給者から入手できず、かつ、その製品又は役務の**必要性**を、改良された製造プロセス又は技術開発によって迅速に満たすことができない。

(b) 外国人によるミサイル関連設備又は技術の移転—

(1) 制裁—

(A) (3) 項から(7) 項を条件として、大統領が、**本節**の制定日[1990年11月5日]以降において、外国人が故意に**次の(i)、(ii)若しくは(iii)のいずれか**を行なったと裁定した場合、或いは大統領が外国人について武器輸出規制法の § 73(a) (22 U. S. C. 2797b(a))のもとに裁定を行なった場合、大統領は、その外国人に副項(B)のもとに適用可能な制裁を課すものとする。—

(i) MTCR 支持国ではない国におけるミサイルの設計、開発又は製造に貢献する MTCR 関連設備又は技術であって、それが米国原産の設備又は技術であった場合、本法律のもとに米国の管轄権の対象となるものについて、輸出、移転若しくはその他の形態で取引に従事した、

(ii) そのような輸出、移転若しくは取引に従事することを共謀したり、試みた、又は

(iii) 他の者によるそのような輸出、移転若しくは取引を助長した。

(B) 副項(A)のもとに外国人に適用される制裁は、以下の通りである：

(i) 輸出、移転若しくは取引に**含まれる**品目が、MTCR 附属書のカテゴリー II の範疇にある場合、大統領は、輸出が本法律のもとに規制されているミサイル関連設備又は技術のそのような外国人への移転の輸出許可を、2年間の期間、拒絶するものとする。

(ii) 輸出、移転若しくは取引に**含まれる**品目が、MTCR 附属書のカテゴリー I の範疇にある場合、大統領は、輸出が本法律のもとに規制されている品目のそのような外国人への移転の輸出許可を、2年以上の期間、拒絶するものとする。

(iii) (i) 項及び(ii) 項のもとに講じられる措置に加えて、大統領が、輸出、移転若しくは取引が MTCR 支持国でない国におけるミサイルの設計、開発若しくは製造に実質的に**貢献した**と裁定した場合、大統領は、その外国人により製造された製品の米国への輸入を、2年以上の期間、禁止するものとする。

(2) MTCR 支持国に関して 適用できないこと—

(1) 項は、以下のことについては適用されない—

(A) MTCR 支持国の法律により認可された輸出、移転若しくは取引活動（その認可が虚偽や欺瞞によって得られたものでない場合に限る）；又は

(B) MTCR 支持国に所在する最終需要者への品目の輸出、移転若しくは取引。

(3) MTCR 支持国による執行措置の効果—

MTCR 支持国が**(1) 項**で定められる行為に関して当事者に司法措置若しくはその他の執行措置を講じている場合、若しくは当該者が MTCR 支持国政府によって当該行為に関する違反に無実であると認められている場合、(1) 項で示される制裁は当該行為に関して当該者に対して本副節のもとに課すことはできない、或いはその制裁が当該行為を理由に当該者に対し効力を有している場合、その制裁は解除されるものとする。

(4) 勧告的意見—

商務長官は、国務長官及び国防長官との協議を通して、いずれかの者より要請があり次第、当該者により提議された行動が本副節のもとに当該者に制裁を受けさせるか否かに関して、当該者に勧告的意見を出すことができる。提議された行動が当事者にそのような制裁を受けさせないことを述べた勧告的意見に誠意をもって信頼する者、並びにそれ以降において提議された行動に従事する者は、提議さ

れた行動を理由にそのような制裁を受けさせないものとする。

(5) 権利放棄及び議会への報告—

- (A) 提議された行為が人[(c)(7)で定義される]に本副節のもとでの制裁を受けさせることにならないと述べた勧告的意見が(4)項のもとに出された場合以外においても、大統領が(1)項の適用の権利放棄が米国の国家安全保障に欠くことができないと裁定した場合、大統領は外国人に対し(1)項の適用を権利放棄することができる。
- (B) 大統領が副項(A)で定められる権利放棄を適用することを裁定した場合、大統領は、権利放棄を公表する20就業日前までに議会にそのことを通知しなければならない。そのような通知には、大統領を権利放棄の適用に導いた理論的根拠と状況を十分に表現した報告を含めなければならない。

(6) 追加の権利放棄—

大統領が以下のことを議会に保証した場合、大統領は、製品若しくは役務に関して人[(c)(7)で定義される]に対して(1)項のもとでの制裁を課す権利を放棄することができる—

- (A) 米国の国家安全保障にとって欠くことのできない製品及び役務である；並びに
- (B) 上記の者がその製品又は役務の唯一の供給源であって、その製品又は役務がそれに代わる確かな供給者から入手できず、かつ、その製品又は役務の必要性が、改良された製造プロセス又は技術開発によって迅速に満たすことができない。

(7) 例外—

大統領は、以下に該当する場合、外国人の製品の輸入を禁止する本副節のもとでの制裁を適用しないものとする—

(A) 防衛物品又は防衛役務の調達の場合—

- (i) 既成の契約又は下請け契約によるもの（米国の国家安全保障に欠くことのできない要求を満たすための生産量に関するオプションの行使を含む）；
- (ii) 制裁が適用される者が、防衛物品若しくは役務の唯一の供給源であること、その防衛物品若しくは役務が米国の国家安全保障に欠くことのできないものであること、かつ、代替の供給源が直ちに若しくは正当に入手できないことを大統領が裁定した場合；又は
- (iii) そのような物品若しくは役務が、防衛物品協同生産協定若しくはNATOの協力プログラムのもとで米国の国家安全保障に欠くことができないものであると大統領が裁定した場合；

(B) 大統領が制裁を課す意向を公表した日以前に締結された契約のもとに提供される製品若しくは役務；又は

(C) 以下に該当するもの—

- (i) スペアパーツ、
- (ii) 構成部品（完成品ではないもの）であって、米国の製品若しくは生産に欠くことができないもの；
- (iii) 製品の定型的なサービス及びメンテナンスであって、それに代わる供給者が直ちに若しくは正当に入手できない範囲のもの、又は
- (iv) 米国の製品若しくは製造に欠くことのできない情報及び技術。

(c) 定義—

本節並びに§6の副節(k)及び(l) [50 U.S.C. app. § 2405(k), (l)]でいうところにおいて—

- (1) 用語“ミサイル”は、MTCRの附属書で定義されるカテゴリーIのシステム及び同様の能力を持つその他の無人搬送システム、並びにこれらのシステムのために特別に設計した製造設備を意味する；
- (2) 用語“ミサイル関連技術輸出規制レジーム”又は“MTCR”は、MTCR 附属書及びその改正版に基づく機微なミサイル関連の移転を制限するため、1987年4月16日に発表された米国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダと日本の間の政策声明を意味する；
- (3) 用語“MTCR 支持国”は、MTCR 参加国又は米国が一当事国である国際協定に基づいて、MTCR で示される基準及び標準に従って、MTCR 関連設備又は技術を規制する国を意味する；
- (4) 用語“MTCR 附属書”は、MTCR のガイドライン並びに設備及び技術の付属資料、並びにこれらに対する改正版を意味する；
- (5) 用語“ミサイル関連設備又は技術”及び“MTCR 関連設備又は技術”は、MTCR 附属書のカテゴリーI又はIIでリストされる品目を意味する；

- (6) 用語“外国人”は、米国人以外の者を意味する；
- (7) (A) 用語“人”は、自然人並びに株式会社、事業体、合名会社、協会、企業合同、その他の非政府団体、組織若しくはグループ、及び事業会社として活動する政府団体、及びこのような団体の**継承者**を意味する；並びに
- (B) 副項(A)で言及される特別な政府団体が特定できない国の場合には、用語“人”は次のことを意味する—
- (i) ミサイル関連設備又は技術の開発又は製造に関係している当該政府のすべての組織体；並びに
- (ii) 航空機、エレクトロニクス及び宇宙システム**又は設備**の開発又は製造に影響を及ぼす当該政府のすべての組織体；並びに
- (8) 用語“その他の形態で取引に従事する”とは、特定の輸出又は移転に関して、**貨物運送業者**若しくは指定輸出代理店、又は輸出又は移転される品目の荷受人若しくは最終需要者であることを意味する。

第 11C 節 生物化学兵器拡散制裁

(a) 制裁発動—

(1) 大統領による裁定—

副節(b)(2)で規定される場合を除いて、本節の制定日[1991年12月4日]以降において、外国人が、以下の活動を通して、(2)項で定められる外国、プロジェクト若しくは団体による生物化学兵器の使用、開発、製造、貯蔵又はその他の形態で獲得するための活動に故意に、かつ、著しく貢献していると大統領が裁定した場合、大統領は副節(c)で定められる両方の制裁を課すものとする—

- (A) 本法律のもとに米国の**管轄権**の対象となる貨物若しくは技術の米国からの輸出を通して、又は
- (B) 貨物若しくは技術が米国のものであった場合、本法律のもとに米国の**管轄権**の対象となる貨物若しくは技術の他国からの輸出を通して。

(2) **援助**を受ける国、プロジェクト又は団体

(1)項は、以下の場合に適用される—

- (A) 大統領が、1980年1月1日以降**どの時点においても**、以下に該当するとして裁定された外国—
- (i) 国際法に違反して生物化学兵器を使用した；
- (ii) 自国民に対して**致死性が高い**生物化学兵器を使用した；又は
- (iii) (i)又は(ii)項で定められる行為に従事するためかなりの準備を行なった；
- (B) 政府が本法律の§6(j)でいうところの国際テロ行為への支援を繰り返し提供している政府であるとして裁定された外国；又は
- (C) 本節でいうところにおいて大統領により**指定**されたその他の外国、プロジェクト若しくは団体。

(3) 制裁が課せられる**べき者**—

制裁は、(1)項に基づいて、以下の者に課せられるものとする—

- (A) 外国人であって、その者に関して大統領がその項で定められる裁定を行なったもの；
- (B) その外国人の後継者団体；
- (C) その母体となる団体又は子会社が、その裁定の根拠であった行動に故意に援助した場合には、その外国人の母体となる団体又は子会社である外国人；並びに
- (D) その系列会社が、その裁定の根拠であった行動に故意に援助した場合及びその系列会社がその外国人によって事実上管理されている場合には、その外国人の系列会社である外国人。

(b) **管轄する**外国政府との協議及び**当該政府**による措置—

(1) 協議—

大統領が外国人に関して副節(a)(1)で定められる裁定を行なう場合、議会は、その外国人に対し**第一次管轄権を有する**政府と、本節に従って制裁を課すことに関して直ちに協議を開始することを大統領に主張する。

(2) **管轄する**政府による措置—

当該政府と、そのような協議を遂行するために、大統領は、本節に基づいて制裁を課すことを、90日までの期間遅らせることができる。これらの協議に続けて、当該政府が副節(a)(1)で定められる**行為**におけるその外国人の関与を終わらせるために、明確で有効な措置（適切な罰則を含む）を講じた

ことを大統領が裁定し、議会に保証しない限り、大統領は制裁を課さなければならない。当該政府が前文で**記述されている措置**を講じているところであることを大統領が裁定し、議会に保証した場合、大統領は、制裁を課すことを、さらに 90 日までの期間遅らせることができる。

(3) 議会への報告—

大統領は、副節 (a) (1) のもとに裁定を行なったから 90 日後以内に、本副節のもとでの該当する政府との協議の現状、及び当該政府が明確な是正処置を**とったとする**本副節の (2) 項のもとに行なった裁定の根拠について、議会に報告しなければならない。

(c) 制裁—

(1) 制裁の説明—

副節 (a) (1) に基づいて課せられる制裁は、本副節の (2) 項で規定される場合を除いて、以下の通りである：

(A) 調達制裁—

米国政府は、副節 (a) (3) で定められる者から貨物又は役務を調達すること又は調達する契約を締結することを行わないものとする。

(B) 輸入制裁—

副節 (a) (3) で定められる者により生産された製品の米国への輸入は禁止されるものとする。

(2) 例外—

大統領は、以下に該当する場合、本節のもとでの制裁を適用したり、維持することを要求されないものとする—

(A) 防衛物品又は防衛役務の調達の場合—

(i) 既成の契約又は下請け契約によるもの（米国の**軍の作戦上の**要求を満たすための生産量に関するオプションの行使を含む）；

(ii) 制裁が別途適用される者若しくはその他の団体が、防衛物品若しくは役務の唯一の供給源であること、その防衛物品若しくは役務が**欠くことのできないもの**であること、かつ、代替の供給源が直ちに若しくは正当に入手できないことを大統領が裁定した場合；又は

(iii) そのような物品若しくは役務が、防衛物品協同生産協定のもとで**国家安全保障上**、欠くことのできないものであると大統領が裁定した場合；

(B) 大統領が制裁を課す意向を公表した日以前に締結された契約のもとに提供される製品若しくは役務；

(C) 以下に該当するもの—

(i) スペアパーツ、

(ii) 構成部品（完成品ではないもの）であって、米国の製品若しくは生産に**欠くことができないもの**、又は

(iii) 製品の定型的なサービス及びメンテナンスであって、それに代わる供給者が直ちに若しくは正当に入手できない範囲のもの；

(D) 米国の製品若しくは製造に欠くことのできない情報及び技術；又は

(E) 医療又はその他の人道救援品目。

(d) 制裁の終了—

本節のもとに課せられた制裁は、制裁が課せられてから少なくとも 12 か月の期間にわたり適用されるものとし、また、それ以降において、副節 (a) (1) のもとに当該裁定が行なわれた外国人が、その副節で定められる生物化学兵器の能力を獲得するための活動において、外国政府、プロジェクト、又は団体を援助したり、教唆することをやめたことを信頼できる情報が示すことを、大統領が裁定し、議会に保証した場合にのみ、適用することを終了するものとする。

(e) **権利放棄**—

(1) **権利放棄の基準**—

本節に基づいて課せられるいかなる者への制裁であっても、その制裁を適用する権利を放棄することが米国の国家安全保障上の国益にとって重要であることを大統領が裁定し議会に保証した場合、**当該**

者に制裁が課せられた日から始まる 12 か月の期間が終了後に、大統領はそのような**権利放棄**を行なうことができる。

(2) 議会への通知及び報告—

大統領が(1)項で規定される**権利放棄**の権限を行使することを決定した場合、大統領は、**権利放棄**が効力を生ずる 20 日前までにそのことを議会に通知しなければならない。そのような通知には、大統領を**権利放棄**の権限の行使に導いた理論的根拠と状況を十分に表現した報告を含めなければならない。

(f) 外国人の定義—

本節でいうところの用語“外国人”は、次の者を意味する—

- (1) 米国市民ではない個人若しくは米国の永住権を持つ在留外国人；又は
- (2) 株式会社、合名会社又はその他の団体であって、外国の法律のもとに設立若しくは組織されたもの又は米国外にその主たる**事業所**を持つもの。

第 12 節 執行

(a) 一般的な権限—

(1) 本法律を執行するため、或いは 1949 年制定の輸出規制法若しくは 1969 年制定の輸出管理法のもとに**発生する**刑罰、**没収**又は**賠償責任**を課すために必要な或いは適切な範囲において、これらに基づく**職務**を行使する省庁又は機関の長官（及びこれらの長官により**特別に**指名されたこれらの省庁又は機関の担当官又は職員）は、米国内において当該調査を行なうことができ、そして関税局長官（及び長官により特に指名された米国税関の担当官又は職員）は、米国外において当該調査を行なうことができ、さらに、そのような省庁又は機関の長官（及びこれらの担当官又は職員）は、**任意の者**より当該情報を入手したり、**任意の者による**当該記録を若しくは当該記録の保管を要求したり、**任意の者**の帳簿、記録及びその他の文書、家屋又は財産の調査を行なったり、さらには**任意の者**の宣誓証言をとったりすることができる。加えて、これらの担当官又は職員は、~~当事者に~~宣誓証言若しくは無宣誓証言をさせることができ、さらに、召喚状によって**任意の者**に出頭し証言すること或いは出頭し帳簿、記録及びその他の文書若しくはその両方を提示することを要求することができる、そして、当該者が命令に服従しないか、当該者に発令された召喚状に従うことを**拒絶した場合**、**米国の地方裁判所**は当該者への通知及び聴取の後、当該者に出頭し証言すること或いは出頭し帳簿、記録及びその他の文書若しくはその両方を提示することを要求する**命令を発令する管轄権を有するもの**とし、さらに、この法廷命令に従わなかった場合には、法定侮辱罪として**当該裁判所により**処罰されることがある。本項により与えられた権限に加えて、商務長官（及び商務長官により指名された商務省の担当官若しくは職員）は、米国外において、輸出許可の事前調査及び輸出が許可された品目の出荷後の検証、及び本法律の § 8 の執行における調査を実施することができる。

(2) (A) 本項の副項 (B) を条件として、米国税関は、本法律の施行において、**米国から出港又は入港する港**（税関担当官が法律により貨物又は技術を検索、留置及び押収する権限を有している入出港）において、さらには、税関が他国との**協定又はその他の取決め**に基づいて**執行活動を遂行する**権限が与えられている米国外のこれらの場所において、~~このような~~貨物又は技術を検索し、検索のあと留置し、押収する権限が与えられている。

(B) 米国税関の担当官は、本法律のもとでの執行権限を実行する際に、以下のことを行なうことができる：

- (i) 本法律に違反して、米国から輸出されたか、輸出中であるか、今まさに輸出されようとしている貨物又は技術があると疑う妥当な根拠を**当該担当官が持つ**車両、船舶、航空機又は人物を停止、検索及び検査すること。
- (ii) 本法律に違反して、米国から輸出されているか、輸出中であるか、今まさに輸出されようとしている貨物又は技術があると疑う妥当な根拠を**当該担当官が持つ小荷物**又はコンテナを検索すること。
- (iii) 貨物又は技術が、本法律に違反して、米国から輸出されたか、輸出中であるか、今まさに輸出されようとしていると信じるかなり確かな根拠を当該担当官が持つ場合、当該車両、船舶、航空機に積み込まれている**若しくは**人物が携帯している**貨物又は技術、又は小荷物**若しくはコンテ

ナーにある貨物又は技術を、審理のために搜索のあと留置したり、押収し確保すること。

(iv) 彼又は彼女の面前で若しくは目の届く所で犯された本法律の違反に対して、或いは逮捕されるべき人物がその違反を犯したか或いは犯していると担当官が信じるかなり確かな根拠を有している場合に、令状がなくても逮捕すること。本副項の第(iv)項により与えられる逮捕の権限は、他の法律のもとでの逮捕の権限に付加される。税関は、§ 4(a) (3)における一般輸出許可のもとでの輸出ができる貨物又は技術の積荷を、20日を超えて留置することはできない。当該貨物又は技術の輸出許可要求事項に関係する他の法律の条項のもとに輸出許可の権限を有する他の省庁又は機関の長官と商務長官との間で、そのような留置に意見の相違がある場合、その意見の相違は20日の期間内に解決されなければならない。20日の期間が終われば、税関はその貨物又は技術の留置を解除するか、他の法律の条項により権限が与えられているところにより、貨物又は技術を押収しなければならない。

- (3) (A) 本項の副項(B)を条件として、商務長官は、本法律の§ 8の執行責任を有しており、さらに本法律の他の条項の執行において、商務長官は、本副節の(2)(A)項で明記される港以外の米国内の場所において、貨物又は技術を搜索し、搜索の後に留置し、押収する権限が与えられている。(2)(A)項で明記される港及び場所における貨物又は技術の搜索、搜索の後での留置又は押収は、関税局長官又は関税局長官により指名された者の同意のもとに、商務長官により指名された商務省の担当官又は職員によって実施されるものとする。
- (B) 商務長官は、本法律のもとでの執行権限の実行において、以下のことを行なうために商務省の輸出執行局の職員を指名することができる：
- (i) 本法律の条項の執行に関して、法廷又は合法的な管轄権のある担当官により発行された令状又はその他の被告召喚令状を行使すること。
- (ii) 彼又は彼女の面前で若しくは目の届く所で犯された本法律の違反に対して、或いは逮捕されるべき者がその違反を犯したか或いは犯していると担当官又は職員が信じるかなり確かな根拠を有している場合に、令状がなくても逮捕すること。
- (iii) (i)又は(ii)項で記述される措置を実行する際に、小火器を携帯すること。
- (4) (3)項のもとに1985年制定の輸出管理改正法により最初に与えられた権限は、司法長官によって承認されたガイドラインに従って行使されるものとする。このガイドラインは、1985年制定の輸出管理改正法の制定日から120日後以内に発行されるものとする。
- (5) 本法律の違反に関わるすべての事案は、本法律の§ 11(c)のもとに民事罰及び行政制裁を決定するために商務長官に付託されるか、本法律に従った刑事措置のために司法長官に付託されるものとする。
- (6) 他の法律の条項にももかかわらず、米国税関は、本法律のもとでの輸出規制の執行に、1985会計年度では1200万ドル以下、1986会計年度では1400万ドル以下の費用をかけることができる。
- (7) 1985年制定の輸出管理改正法の制定日から90日後以内に、商務長官は、財務長官との同意のもとに、本法律の執行における商務省及び米国税関の責務について本副節に従って示した手順を、官報で公表しなければならない。それに加えて、商務長官は、財務長官との同意のもとに、本節の副節(c)(3)に従う情報共有の手順、並びに一般人によるしかるべき省庁及び機関への本法律の執行に関連する情報の提出に関する手順を公表することができる。
- (8) 本節でいうところにおいて、本法律の執行或いは本法律の違反に対する言及には、本法律のもとに発行される規則、命令又は輸出許可の執行或いは違反に対する言及を含んでいる。

(b) 免責—

いかなる者も、自己負罪拒否特権[黙秘権のように自己に不利益な供述を強要されない権利]を理由に、本節のもとでの要求事項の順守を免除されるものではないが、米国法典第18編の§ 6002の免責条項については、そのような特権を特別に請求する個人に適用されるものとする。

(c) 機密性—

- (1) 本法律の§ 8(b)(2)の第3文節及び§ 11(c)(2)(C)で別途規定されている場合を除いて、1980年6月30日以前に本法律のもとに得られた情報であって、機密とみなされる情報(輸出申告書を含む)、或いは当該情報の提供者が機密扱いの要請を行なった情報は、米国法典の第5編の§ 552のもとでの開示から除外されるものとし、当該情報は公表されたり、開示されないものとする(ただし、商務長官

がそれについて差し控えることが国益に反すると裁定した場合を除く)。1980年6月30日以後に本法律のもとに得られた情報は、法令により許可された範囲においてのみ差し控えることができる(ただし、本法律のもとでの輸出許可申請の検討のために得られた情報¹或いはこの申請に関連して得られた情報については、その情報の公開が国益のためになると**商務長官が裁定した場合を除いて、一般の開示を差し控えるものとする**)。本副節の制定は、1976年10月31日以前に提出されたボイコット報告書に**アクセスする権利を得るために、米国法典の第5編の§552のもとに開始された司法手続きであって、1979年5月15日時点で未決定であったものには影響を及ぼさないものとする**。しかし、そのような司法手続きは、**あたかも本法律が制定されていなかったように継続されるものとする**。

- (2) 本法律におけるどの条文も、**議会に或いは会計検査院に情報を与えるのを差し控える権限を授与している**と解釈してはならない。本法律又は輸出規制に関する以前の法律のもとに入手されたすべての情報(本法律のもとに義務付けられている報告書又は輸出許可申請書を含む)は、いつ入手されたものであっても、適切な管轄権をもつ議会の委員会又は小委員会の委員長又は少数党**代表者**の要請があり次第、当該委員会又は小委員会が利用できるようにしなければならない。この委員会若しくは小委員会又はこれらの委員は、本法律又は輸出規制に関する以前の法律のもとに入手した機密ベースで提出された情報について開示してはならない(ただし、その情報を差し控えることが国益に反すると全員出席の委員会で決定した場合を除く)。本副節の(1)項にもかかわらず、本項の第2文節で言及される情報は、**最初に情報を入手した機関により決定されるところの機密情報の保護、スパイ対策、並びに法執行のよりどころ、手段及び措置に沿って、並びに1921年制定の予算会計法(31 U.S.C. 716)の§313の条項に沿って、請求があり次第、当該機関によってのみ、米国会計検査院長又はそのような情報を入手できる権限を会計検査院長より与えられた会計検査院の担当官又は職員に対して利用できるようにしなければならない**。会計検査院の担当官又は職員は、機密ベースで提出された当該情報及びその情報から個人が特定できるような情報**について、本項に従って議会に開示する場合を除いて、開示してはならない**。
- (3) 本法律の執行に関する情報(調査に関する情報を含む)を入手した省庁又は機関は、機密情報の保護、**スパイ対策、並びに法執行のよりどころ、手段及び措置に整合する範囲で、本法律に基づく執行責任を持つ各省庁及び機関に、そのような情報を提供しなければならない**。本項の条項は、米国法典の第13編の§9で示される制限の対象となる情報には適用されないものとする；そして、1986年制定の内国歳入法の§6103の副節(b)(26 U.S.C. 6103(b))で定義される**納税情報[return information]**は、当該節で正当と認められる場合にのみ開示することができる。商務長官及び関税局長官は、要請があり次第、執行努力及び効果的な輸出許可決定を容易にするために必要な輸出許可及び執行情報を、相互に交換するものとする。商務長官、司法長官及び関税局長官は、このような情報の交換を容易にするため、継続的ベースで、お互いに、或いは本項の対象となる情報を入手する他の省庁及び機関の長官と協議を行うものとする。

(d) 報告要求事項—

本法律の執行において、報告要求事項は、効果的な執行と有用な貿易統計の編集に整合して実行可能な範囲で、本法律のもとに義務付けられている報告、記録保管及び輸出証拠書類の提出の**費用を軽減するよう設計**されなければならない。報告、記録保管及び輸出証拠書類の提出の要求事項は、情報技術分野の**発展**に照らして、定期的に見直され、改訂されなければならない。

(e) 規則の簡易化—

商務長官は、**しかるべき**米政府の省庁及び機関との協議のうえ並びに§5(h)のもとに設置された**しかるべき**技術諮問委員会との協議のうえ、本法律のもとに発行される規則及び貨物規制リストについて、本法律の条項の順守が、この規則を**簡易化**することにより、**このリストを簡素化若しくは明確化することにより、或いはその他の手段により、**いかに容易にできるかを決定するため、見直さなければならない。

第13節 行政訴訟手続き及び司法審査

(a) 除外—

§ 11 (c) (2) 及び本節の副節 (c) で規定される場合を除いて、本法律のもとに行使される機能は、米国法典第 5 編の § 551、§ 553 から § 559 及び § 701 から § 706 の有効範囲より除外される。

(b) 一般の参加—

本法律のもとに輸出に規制を課す**全ての規則は**、実行可能な範囲において、効力を生ずる前にパブリックコメントの**有意義な機会**を伴う提案された形で発行されるとするのが、議会の意向である。本法律のもとに規制を課す規則が即時**効力**で発行される場合、あわせてパブリックコメントの**有意義な機会**が提供されること、及びパブリックコメントが十分に**考慮**された後に、規則が**最終的な形態**で再発行されるとするのが議会の意向である。

(c) 民事罰及び制裁に関する手続き—

(1) 民事罰又はその他の民事制裁（**一時的な剥奪命令又は § 8 の違反に対する処罰若しくは制裁を除く**）

が本法律の § 11 のもとに求められる場合はいつでも、告発された当事者は、**容疑**を明細に述べた正式の**告訴状を受け**、かつ、当事者の要求により、行政法審判官の前の**審問**において、**その**告発に対し異議を唱える権利が与えられる。本副節の条項を条件として、そのような**審問**は、米国法典第 5 編の § 556 及び § 557 に従って、実施されるものとする。行政法審判官の承認を受けて、政府は、告発された当事者又は当事者の代理人の**面前において**、**証拠を非公開で審判官の私室で提出**することができる。**審問**の後に、行政法審判官は、書面による判決において**事実認定及び法的結論を**出さなければならない。その判決書は**商務長官に付託**されるものとする。商務長官は、判決書を受け取ってから 30 日後以内に、書面による命令において、行政法審判官の判決を支持するか、修正するか無効にしなければならない。商務長官の命令は、(3) 項で規定される場合を除いて、最終的なものとし、司法審査の対象とはならない。

(2) (1) 項で定める訴訟手続きは、告訴が提出されてから 1 年以内に終局されるものとする（ただし、**正当な理由が提示された場合に行政法審判官が当該期間を延長する場合を除く**）。

(3) (1) 項のもとでの**商務長官の命令は最終的なものとする**（ただし、告発された当事者が、その命令が発行されてから 15 日後以内に、**上訴を管轄する米国コロンビア特別区巡回控訴裁判所**において、その命令に対し**上訴**できる場合を除く）。上訴が係争中の間は、**裁判所**は**商務長官の命令を停止**することができる。**裁判所**は、民事罰又はその他の関連する制裁に関する法的責任を決定するために必要な**これらの争点のみについて再審理**することができる。本項のもとに提出された上訴において、**記録に関して十分な証拠がないと裁判所が認めた事実認定、並びに、恣意的、気まぐれ若しくは裁量権の濫用であるか或いは他の形で法律に従っていないと裁判所が認めた法律上の結論について、裁判所は破棄**しなければならない。

(4) 本副節**の中で言及される**行政法審判官は、米国法典第 5 編の § 3105 のもとに選考及び指名が適格と考えられる者の中から**商務長官により指名**されるものとする。1985 年制定の輸出管理改正法の制定日**直前の 10 年間のうち**少なくとも 2 年間、**商務省の審問委員として勤めていた者は**、当該職に対する選考及び指名が適格とみなされる者の中に含まれるものとする。

(d) 一時的**剥奪命令**の発動—

(1) 公共の利益において、本法律又は**本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可**の差し迫った違反を防止するために**必要ないかなる場合でも**、**商務長官は、審問を行なうことなく、当事者に対して米国の輸出する権利を一時的に剥奪する命令**（以降、本副節の中で、“**一時的剥奪命令**”と呼ぶ）を発令することができる。一時的**剥奪命令**の有効期間は、そのような差し迫った違反を防止するため、**商務長官が書面により追加の 180 日間更新しない限り、長くとも 180 日間とすることができる**（ただし、一時的**剥奪命令**は**審問の通知と機会が提供された後に限り更新**することができる）。

(2) 一時的**剥奪命令**は、差し迫った違反を明確にし、なぜ**一時的剥奪命令が審問を行なうことなく与えられたか**について記述しなければならない。一時的**剥奪命令**の発令又は更新の対象となった 1 人又は複数の当事者は、一時的**剥奪命令**の発令又は更新の上訴を行政法審判官に提出することができる。行政法審判官は、上訴が提出されてから 10 **就業日**以内に、一時的**剥奪命令**を支持するか、修正するか、無効にする**か**を勧告しなければならない。当事者は、**審判官に申立書及びその他の資料を提出**することができる。行政法審判官の勧告は**商務長官に提出**するものとし、**商務長官は、勧告を受けてから 5**

就業日以内に書面による命令で、勧告を受理するか、退けるか、修正するかをいずれかを行なうものとする。前文のもとの商務長官の書面による命令は、(3)項で規定される場合を除いて、最終的なものとし、司法審査の対象とはならないものとする。一時的剥奪命令は、その命令が本法律又は本法律のもとに発効された規則、命令若しくは輸出許可の差し迫った違反を防止するため公共の利益において必要であると信ずることが妥当な場合にのみ支持されるものとする。行政法審判官及び商務長官に提出されたすべての資料は、裁判所による審理のための行政上の記録を構成するものとする。

- (3) 一時的剥奪命令の発令を全面的又は部分的に支持する商務長官の命令について、その命令が発令されてから 15 日以内に、その命令の対象となる者は、上訴を管轄する米国コロンビア特別区巡回控訴裁判所に上訴することができる。裁判所は、一時的剥奪命令を発令する基準が満たされているか否かを決定するために必要なこれらの争点のみについて再審理することができる。商務長官の命令が、恣意的、気まぐれ、裁量権の濫用であるか或いは他の形で法律に従っていないと裁判所が認めた場合、裁判所は商務長官の命令を無効にしなければならない。

(e) 輸出許可の剥奪の上訴—

本法律の § 10(f)のもとに輸出許可を剥奪する商務長官の裁定は、輸出を望む品目が実際に規制リストにあるかどうかについてのみ裁定する訴訟手続きを実施する権限を有する行政法審判官に対して、申請者により上訴することができる。この訴訟手続きは、上訴が提出されてから 90 日後以内に実施されなければならない。この訴訟手続きにおいて行政法審判官の前に提出されたこの資料及びすべての資料のもとの当該審判官による裁定は、商務長官により審査されなければならない。商務長官は、その裁定を受けてから 30 日後以内に書面による決定の中で、その裁定を支持するか又は破棄するかのいずれかを行なうものとする。商務長官の書面による決定は、最終的なものとし、司法審査の対象にはならないものとする。本法律の § 12(c)で規定される制限を条件として、商務長官の決定は官報で公表されるものとする。

第 14 節 年次報告

(a) 内容—

毎年 12 月 31 日までに、商務長官は、前会計年度[10 月 1 日から 9 月 30 日]の間の本法律の執行に関する報告書を議会に提出しなければならない。すべての機関は、この報告書のための情報提供において商務長官に十分に協力しなければならない。そのような報告書には、次の事項に関する詳細な情報を含めなければならない—

- (1) § 3 で示される政策の実施状況；
- (2) § 5、§ 6 及び § 7 のもとでの一般輸出許可の処置、及び § 5(a)、§ 6(a) 及び § 7(a) に記載されている権限の行使における変更；
- (3) § 5(b) に基づく個々の国に対する米国の政策の見直し結果；
- (4) § 5(c) (3) により要求される措置（国家安全保障上の目的で維持されている輸出規制の見直し及び改正を含む）の結果（国家安全保障と所有者の情報の機密維持の必要性に整合する範囲で含まれるだけ詳細に）；
- (5) § 5(d) を実行するために講じられた措置；
- (6) § 5(e) で言及される輸出規制を受ける品目のカテゴリーの変更；
- (7) § 5(f) のもとに行なわれる外国製品の入手可能性の裁定、その裁定を行なうのに用いられた基準、§ 5(f) のもとでの輸出規制の解除、及び外国製品の入手可能性にもかかわらず国家安全保障上の目的で輸出規制を課す必要性を示す証拠；
- (8) § 5(f) (6) に従って講じられた措置；
- (9) § 5(g) のもとでのインデクセーション方式（指数化方式：性能レベルにスライドさせること）の運用；
- (10) § 5(h) に基づいて設立された技術諮問委員会との協議、その委員会により提出された助言の活用及び本法律で示される政策の実施に対する委員会の貢献；
- (11) 米国の外交政策の促進において、本節のもとに課せられる輸出規制の有効性；
- (12) § 7 のもとでの輸出規制及び監視；
- (13) 以下の分析結果とともに、§ 7(b) (2) により義務付けられた報告書に含まれる情報—

- (A) 本法律又は1970年制定の農業法の§ 812 (7 U. S. C. 612c-3)のもとでの監視の対象となる貨物に関する品不足又は価格高騰の経済及び世界貿易への影響；
- (B) そのような貨物の世界的な供給；並びに
- (C) そのような品不足又は価格高騰に応じて他国によって講じられた措置；
- (14) 本法律の§ 3(5)で示される反ボイコット政策を実行するために大統領及び商務長官によって講じられた措置；
- (15) 本法律で示される政策を推進するために着手された組織的な変更及び手続き上の変更（輸出許可のプロセスの有効性を増進するため及び§ 10の要求事項を満たすための変更を含み、さらに、受け取られた上訴、発行された裁判所の命令及び§ 10の副節(j)のもとに、それに基づいて講じられた措置の明細な説明を含む）；
- (16) 本法律の§ 4(e)で規定される大統領による権限委譲；
- (17) 本法律のもとに採択された政策及び手続きに関して通知された国の事業分野を破綻させないための活動；
- (18) 本法律の政策を推進するために着手された見直し（§ 12(d)により要求される見直しの結果、及び§ 12(d)により要求される見直しに基づいて、本法律により発効された規則を簡易化するために講じられた措置を含む）；
- (19) § 11のもとでの違反及び§ 12のもとでの執行措置；並びに
- (20) 本法律を典拠とする規則の発行（規則が§ 13(b)の最初の文に従って発行されなかったそれぞれの場合の説明を含む）。

(b) 特定の輸出規制の報告—

本法律の§ 3で示される政策が貨物及び技術（多国間規制の対象となるものを除く）の輸出規制を必要とすると大統領が裁定した範囲において、又は他国間規制よりも厳重な規制を必要とすると大統領が裁定した範囲において、大統領は、各年次報告において、そのような規制を課したり、課すことを継続することが必要な理由及びそのような規制により影響を受けるいろいろな産業分野への予測される国内経済の影響を含めなければならない。

(c) 交渉についての報告—

大統領は、各年次報告の中に、§ 5(i)により要求される交渉の進捗について、その交渉が終わるまで、詳細な報告を含めなければならない。

(d) 規制国への輸出の報告—

商務長官は、各年次報告の中に、前会計年度中に本法律のもとに承認された規制国へのすべての輸出許可をリストする詳細な報告を含めなければならない。そのような報告は、誰に輸出許可が与えられたか、輸出された貨物又は技術の種類、及びその貨物又は技術を受け取った国を明記しなければならない。本副節により要求される情報は、本法律の§ 12(c)の条項の対象になるものとする。

(e) 規制国への輸出の国内経済への影響の報告—

商務長官は、各年次報告の中に、規制国への貨物及び技術の米国の輸出によって引き起こされた米国産業への被害の範囲及び仕事の配置転換の範囲の詳細な説明を含めなければならない。年次報告書には、規制国への**完成品引渡し方式**のプラント及び製造設備であって、当該国により米国に輸出する貨物を製造するため或いは輸出市場において米国製品と競争するために使用されるものの**輸出の結果**の十分な分析についても含めなければならない。

(f) 大統領の年次報告—

大統領は、違法な技術移転から生じる米国の国防費の追加費用の見積りを行なう年次報告であって、**結果として戦力の戦略的均衡に重大な悪影響を与える違法な技術移転から生じる国防費の見積り額に焦点を合わせたもの**を議会に提出しなければならない。これらの見積り額は、結果として**重大な悪影響**を与える技術移転の**インテリジェンス・コミュニティ**[**国家及びその政府の諜報機能を果たす全組織の総称**]による**査定**に基づかなければならない。この報告書は、**国家機密**などにかかわる種類の情報を**包含**

する機密扱いの付属書を持つことができる。

第 15 節 行政権限及び規制権限

(a) 商務次官—

大統領は、上院の助言と同意により並びに助言と同意を得て、輸出行政担当の商務次官を指名しなければならない。輸出行政担当の商務次官は、本法律及び国家安全保障に関連する他の法令のもとでの商務長官のすべての職務（この職務は、1985年制定の輸出管理改正法の制定日[1985年7月12日]以前においては、通商行政担当の商務次官補の執務室に委任されていた）、並びに本法律のもとでの他の職務であって商務長官が委任することができる職務（この職務は、前記制定日以前においては、前記執務室に委任されていた）を実行しなければならない。大統領は、上院の助言及び同意により或いは上院の助言及び同意を得て、そのような職務の実行において事務次官を補佐する2名の商務次官補を指名しなければならない。

(b) 規則の発行—

大統領及び商務長官は、本法律の条項を実行するために必要な規則を発行することができる。§ 5(a)、§ 6(a)、§ 7(a)又は§ 8(b)の条項を実行するために発行される規則は、金融、輸送又はその他の輸出サービス及びこれらへのあらゆる人々の関与に適用することができる。§ 5の条項を実行するための規則、又は§ 5の条項を執行する目的において§ 4(a)を実行するための規則は、その規則が見直しのため国防長官、國務長官、商務長官が適切と考える他の省庁若しくは機関、及びしかるべき技術諮問委員会に提出された後にのみ発行することができる。前文は、そのような規則が提出された担当官、省庁又は機関の同意又は承認を必要としない。

(c) 規則の改正—

商務長官が本法律のもとに発行される規則を改正する提案を行なう場合、商務長官は、上院の銀行住宅都市委員会及び下院の国際関係委員会に対し、その改正の意図と理論的根拠に関して報告しなければならない。そのような報告書は、輸出許可の目的の強化との関連で、提議された改正案の米国の輸出者に対するコスト及び負担を評価しなければならない。商務長官は、本法律のもとに発行される規則を策定又は改正する際に、本法律の§ 5(h)のもとに権限を与えられた技術諮問委員会と協議しなければならない。本法律の§ 4及び§ 5に関して、1984年1月1日時点で有効な規則により明確にされた手続きは、引き続き効力を有するものとする（ただし、米国の国家安全保障に有害となることが立証される輸出の転用防止を強化するため、或いは輸出者及び彼らの流通業者に対する輸出許可及び事務処理の負荷を軽減するために、明確な変更が必要であると、商務長官が確固とした信頼できる根拠に基づいて、裁定した場合を除く）。

第 16 節 本法律で用いられる定義—

- (1) 用語“人”には、単独の者及び複数の者及び個人、合名会社、株式会社又はその他の形態の団体を含む（政府又はその機関を含む）；
- (2) 用語“米国人”は、米国に在住する者又は国民（米国外に在住し、米国人以外の者により雇用されている個人を除く）、国内企業（外国企業が恒久的に米国内に設立したものを含む）、並びに国内企業により事実上管理されている国内企業の外国の子会社又は系列会社（外国に恒久的に設立されたものを含む）であって、大統領規則のもとに決定されたものをいう；
- (3) 用語“貨物”は、物品、天然又は人工の物質、素材、消耗品又は工業製品を意味する（検査試験装置を含む）（技術資料は除く）；
- (4) 用語“技術”は、情報及びノウハウ（モデル、プロトタイプ、図面、スケッチ、線図、青写真、若しくはマニュアルのような有形のもの、トレーニングサービス若しくは技術サービスのような無形のもの）であって、貨物を設計、生産、製造、利用若しくは再構築するために用いることができるもの（コンピュータソフトウェア及び技術資料を含むが、貨物自体は含まない）；
- (5) 用語“輸出”は、以下を意味する—
 - (A) 貨物若しくは技術を米国から実際に出荷、移転、若しくは伝達すること；
 - (B) 米国にある貨物若しくは技術を規制国の大使館若しくは付属機関に移転すること；又は

- (C) 米国内にある或いは米国外にある貨物若しくは技術を、これらの貨物又は技術が許可されていない受取人に出荷、移動若しくは伝達されることを知っていて或いはその意図をもってある者に移転すること。
- (6) 用語“規制国”は、本法律の § 5 (b) (1) のもとに規制される国をいう；
- (7) 用語“合衆国”は、合衆国の各州、コロンビア特別区及び合衆国の自治連邦区、準州、保護領又は領土をいい、外洋大陸棚土地法の § 2 (a) (43 U. S. C. 1331 (a)) で定義されるところ外洋大陸棚を含む；並びに
- (8) 用語“長官”は、商務長官をいう。

第 17 節 他の法律への影響—

(a) 概説—

本法律で別途規定される場合を除いて、本法律に含まれるどの条項も、貨物の輸出に対する規制に権限を与える他の法律の条項を、変更したり、無効にしたり、置き換えたり或いは他の形で影響を及ぼすように解釈してはならない。

(b) 規制の調整—

本法律のもとに大統領に与えられる権限は、武器輸出規正法 (22 U. S. C. 2778) の § 38 のもとに行使される権限と有効な調整が達せられる方法で行使されなければならない。

(c) 民間航空機の装備品—

他の法律の条項にもかかわらず、以下に該当する製品は、もっぱら本法律のもとでの輸出規制の対象とするものとする：

- (1) 民間航空機に用いられる標準装備品 (連邦航空局に認可されたもの) であって、そのような航空機の不可欠な部分である製品、かつ
- (2) 規制国以外の国に輸出されるための製品。

そのような製品は、武器輸出規制法の § 38 (b) (2) (22 U. S. C. 2778 (b) (2)) のもとでの規制の対象にはならないものとする。

(d) 拡散防止規制—

- (1) 本法律の § 5 又は § 6 におけるどの条文も、1978 年制定の核不拡散法の § 309 (c) (42 U. S. C. 2139a (c)) に基づいて大統領により公表される手続きに取って代わると解釈してはならない。
- (2) 1978 年制定の核不拡散法の § 309 (c) (42 U. S. C. 2139a (c)) に基づいて大統領により公表される手続きのもとに、核関連輸出調整サブグループ又は他の諸機関間で構成されるグループに付託される輸出許可申請に関して、本法律の § 10 の条項は、その公表された手続きに整合する範囲においてのみ、その輸出許可申請に関して適用されるものとする (ただし、そのような手続きのもとでの当該申請の処理が、商務長官により申請書が受理されてから 180 日後以内に完了しない場合、申請者は、本法律の § 10 (j) で規定される上訴及び法廷訴訟を起こす権利を有するものとする)。

(e) 他の典拠の終了—

1979 年 10 月 1 日に、1951 年制定の相互防衛援助統制法 (22 U. S. C. 1611-1613 (d)) が廃止された。

(f) 1970 年制定の農業法 —

本法律のどの条文も、1970 年制定の農業法の § 812 (7 U. S. C. 612c-3) の最後の文の条文には影響を及ぼさないものとする。

第 18 節 歳出予算の認可

(a) 授權法の要求事項—

- (1) 他の法律の条項にももかかわらず、本法律の目的を実行するための費用として商務省に割り当てられた金銭は、以下に該当する場合にのみ債務の支払いにあてたり、使うことができる—
- (A) これらの歳出予算が、1985年制定の輸出管理改正法の制定日 [1985年7月12日]以降に制定された法律によりあらかじめ認可されている場合；又は
- (B) このようなすべての債務及び支出の総額が、上記の日以降に制定された法律によりあらかじめ規定された総額を超えない場合。
- (2) 本法律の目的を実行するための支出が決定された後に制定された法律がこれらの債務又は支出を認可する限り、(1)項に含まれる制限は効力がないものとする。
- (3) 本副節の条項は、1985年制定の輸出管理法の制定日 [1985年7月12日]以降に制定された法律の条項であって、この副節の条項を明確に無効にしたり、変更したり、置き換える条項による以外には、置き換えられないものとする。

(b) 認可—

以下の予算が、本法律の目的を実行するために商務省に割り当てることが認可される—

- (1) 1993会計年度については42,813,000ドル；
- (2) 1994会計年度については必要と考えられる前述の合計額；及び
- (3) 各会計年度については、給与、賃金、退職金、法律で認可されるその他の公務員手当て及びその他の非自由裁量の費用の増加のために必要と考えられる前述の付加総額。

第19節 施行日—

本法律は、1969年制定の輸出管理法の失効と同時に効力を生じるものとする。

第20節 失効日—

本法律により与えられる権限は、2001年8月20日をもって失効する。⁹

第21節 留保条項

(a) 概要—

1949年制定の輸出規制法若しくは1969年制定の輸出管理法のもとに有効となるように作成され、発行され、実施され若しくは許可されたすべての権限の委任、ルール、規則、決定、輸出許可又はその他の形態の行政措置であって、この法律が施行された時点で有効であったものは、この法律に基づいて変更され、置き換えられ、無効にされ或いは廃止されるまでは、これらの条件に従って、引き続き有効である。

(b) 行政手続き—

1969年制定の輸出管理法のもとに始められた行政手続き又は当該法のもとに行われた輸出許可申請であって、本法律が施行される時点[1979年9月30日]で審査中となっているものには、本法律は適用されないものとする。

⁹ Pub. L. 106-508 (November 13, 2000)において、“1994年8月20日”は、“2001年8月20日”に置き換えられた。本法律は2001年8月20日に失効した、そして、大統領は2001年8月17日の大統領令13222 (66 Fed. Reg. 44025 (August 22, 2001))により、この規則[輸出管理規則]を国際緊急事態経済権限法のもとに引き続いて効力を有するものとした。